

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

幕府による山田羽書の製造管理

ふじいのりこ
藤井典子

Discussion Paper No. 2011-J-20

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

幕府による山田羽書の製造管理

ふじいのりこ
藤井典子*

要 旨

江戸時代を通じ、伊勢神宮外宮の門前町山田において発行・流通した山田羽書は、わが国最初の「札」とされる。この発行制度等については多くの先行研究があるが、製造等の実務については十分に把握されてきたわけではない。本稿では、1790（寛政2）年の羽書改革以降、山田の自治組織（三方）に代わり幕府が直接管理する体制に移行した後の製造管理の実態を検討する。

分析の結果、（1）元文の金銀改鑄に応じて羽書の増札がなされた後、1740（元文5）年に発行ルールや券面様式等を定めた内容が、寛政期以後の製造実務の土台として引き継がれたこと、（2）三方の管理下では、この定めが遵守されず、増札が横行する等の弊害が生じていたため、製造工程を適正に実施・管理する仕組みの構築が幕府にとって課題となっていたこと、（3）羽書の製造においては、専用和紙の製造（漉立）、羽書用紙の加工（紙拵）、券面の印刷（摺立）の工程が計画的に実施され、その進捗状況は山田奉行が任命した羽書三役から逐次奉行所へ報告されたこと、（4）製造工程には様々な偽造防止対策が組込まれ、山田奉行所はこれを重要視していたこと、（5）幕府が拠出した製造費用の経理は金貨建てで行われたが、その記載に当たり山田羽書が「1両＝羽書64匁」を意味する金貨の計算単位として用いられたこと、などの点が判明した。幕府による一貫した製造工程管理の体制が構築され、偽造等のリスクを抑止したことが、山田羽書の信用維持の一因となったと考えられる。

キーワード：山田羽書、貨幣の製造工程、貨幣の偽造防止、計算単位、
山田奉行、寛政期

JEL classification: D24、N25、N45、N65

*日本銀行金融研究所企画役（E-mail: noriko.fujii-1@boj.or.jp）

本稿を作成するに当たっては、第78回社会経済史学会全国大会（於東洋大学）、第80回社会経済史学会全国大会（於立教大学）の各参加者、田代和生慶応義塾大学名誉教授、岩橋勝松山大学名誉教授、斎藤修一橋大学名誉教授ならびに、匿名レフェリーから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

目次

はじめに	1
1. 山田奉行の羽書管理に対する取組姿勢	4
2. 山田奉行・羽書三役の役割	13
(1) 山田奉行	13
(2) 羽書三役	16
3. 山田羽書の形態と記載情報	22
(1) 文字情報	22
(2) 図柄など	30
4. 製造工程の概要	32
(1) 実施期間	33
(2) 羽書の製造	35
(3) 市中への発行	36
(4) 製造費用等の経理	37
5. 製造工程における実務と管理	39
(1) 漉立	40
(2) 紙拵	43
(3) 表判摺立	45
(4) 裏判摺立	47
おわりに	52
参考文献	56
図表	

はじめに

山田羽書は、江戸時代を通じて、伊勢神宮外宮の門前町山田において製造・発行された「札」である。発行保証を準備し、製造・発行・兌換を行う制度が整えられた点で、わが国最初の「札」とされる。その呼称の起源については諸説があり定かでないが、当初「端書」と記され、小額紙幣という意味であったことから「羽書」に転じたとも言われる¹。17世紀初頭に伊勢神宮外宮周辺に住む祈祷師（御師）等が製造・発行し始め、「羽書屋」と呼ばれた。彼らは参宮客を自邸に案内して宿を提供し伊勢参りの便宜をはかるなどして、この一帯の経済にも深く関わっていた。

当初は別段の権力組織を背景とせずに発行され始めた山田羽書であるが、その製造・発行管理体制については変遷があった²。中でも、1790(寛政 2)年に幕府（勘定所・山田奉行所）が管理を直接行うようになったことは大きな転換点で、それ以後は発行保証の充実等により、信用度を保つ制度が整ったとされる³。明治維新政府（度会府⁴）もその製造・発行を引き継ぎ、山田羽書は17世紀初頭から1875(明治 8)年まで途絶えることなく発行・流通した。このように長期にわたり流通した「札」は藩札にも類例がなく、長期の流通を可能とした背景は、日本貨幣史研究においてかねてから注目されてきた。

また、幕府による貨幣の発行管理という観点でみると、金貨・銀貨・銭貨については幕府開設当初から貨幣発行権を掌握することに注力していた一方、「札」については、慶応年間に至るまで実現することはなかったとされている⁵。そのような中であって、寛政期以降の山田羽書は、幕府が製造費用を拠出し、直接管理する姿勢を幕末まで貫いた点が特徴で、日本銀行調査局が編纂した『図録日本の貨幣 6 近世信用貨幣の発達(2)』では、寛政期以後の山田羽書を「準幕府札（公札）的性格を与えられた」ものと位置付けている⁶。

なぜ、山田羽書が長期にわたり製造・発行され続け、人々から信用を得て流通しえたのか。厚い先行研究の蓄積があるが、いずれもこの要因を社会・政治・経済といったさまざまな側面から解明しようとしてきた。かかる研究の嚆矢は、横井[1904]年と古く、元文・寛政期の制度改革をはじめ、明治維新政府のもとで発行を継続した時期までの変遷を提示した。このような事歴を、伊勢山田地域に残存していた三方関係史料をもとに分析した端緒は宇

¹日本銀行調査局[1975]155頁、大蔵省編[1883]573～574頁、横井[1904]1005頁、宇治山田市役所[1929]298～299頁。

²横井[1904]1005～1009頁、宇治山田市役所[1929]298～321頁、妹尾[1971]23～26頁、日本銀行調査局編[1975]147～203頁。

³妹尾[1971]39頁。

⁴明治維新後、旧幕府領であった京都・東京・大坂・長崎など九ヶ所に行政単位として府が設置された。このうち、伊勢地方では、1868(明治元)年7月、山田奉行が廃止され、伊勢神領と旧山田奉行の支配地を管轄する度会府が置かれた。翌年7月に度会県となった。

⁵幕府が1719(享保4)年・1854(安政元)年・1857(安政4)年・1867(慶応3)年に札の発行を検討し、沙汰やみとなった経緯については、本庄[1930]参照。慶応3年に、江戸横浜通用金札および江戸及関八州通用金札、兵庫開港札を発行したことが幕府による発行の事例として知られる。

⁶日本銀行調査局編[1975]157頁、妹尾[1971]26頁。

治山田市役所が編纂した『宇治山田市史上巻』[1929]で、引用・翻刻された各種史料等も含め山田羽書研究の基礎となっている。山田羽書が発行・流通され始めた時期が藩札に先立っていたこともあって、その意義に触れた貨幣・経済史研究は多い⁷。『図録日本の貨幣6』[1975]はそれまでの研究成果を網羅するとともに、新たに日本銀行所蔵史料を用いて、寛政期以降の幕府による管理実態に関わる考察や史料情報を付加して集大成したものである。

江戸時代を通じて発行・流通した山田羽書について、先行研究において考察の焦点とされた時期は大きく2つに分かれる。その一つは、17世紀初頭頃で、自然発生的に発行・流通するようになった「私札」の代表的な事例⁸として、その通用力の背景等が考察された⁹。今ひとつは、1790（寛政2）年に実施された寛政の羽書改革で、幕府による直接管理に移行した制度の変更内容とその意義を考察するものである。本稿は、後者について日本銀行調査局[1975]等で解明されてきたことを土台に、さらに実態把握を進めることを目指すものである。

寛政期の制度改革の意義について、宇治山田市役所[1929]では、老中松平定信による政治改革を背景に、山田奉行の伊勢山田神領への支配権限を強化する政策の一環として実施されたものとした。山田奉行のもとで管理実務にあたる羽書三役（三方・羽書年行事¹⁰<以下、年行事という>・羽書取締役¹¹<以下、取締役という>）が任命され、実施された諸施策を貨幣・経済政策の観点から考察した端緒は堀江[1930]¹²である。羽書三役の中でも取締役の役割を重要視し、発行保証の充実や関連資金の運用等に関与した事項を分析し、幕府による羽書管理について多くの論点を指摘¹³した。もっとも、この当時は伊勢に伝存していた史料に依拠するほかなかったため、山田奉行や羽書三役の活動内容を把握するには制約が伴わざるを得なかった。この点を一歩進めたのが、妹尾[1971]で、日本銀行が所蔵する羽書三役の記録を用いて、幕府による発行・流通管理を分析する端緒となった。発行保証の充実や流通量の把握等について考察し、「まさに近代国家の幣制にも相通ずるものがあった（中略）その発行・流通に関しては山田奉行所・羽書関係者一同が一体となって、羽書の信用保持を第一義として運営した」¹⁴と意義づけた。日本銀行調査局[1975]では、この研究で参

⁷ 三井[1924]142～143頁、武藤[1956]94～107頁、田谷[1982]19～20頁、新保[1972]4～7頁、岩橋[2002]448頁などが挙げられる。

⁸ 伊勢一帯で江戸時代初頭に発行・流通された私札として、射和・丹生・宇治で発行された羽書等が知られる。各地で製造・発行された私札（実物）については、荒木[1959]参照。

⁹ 作道[1971]50～52頁、荒木[1968]2～5頁、田谷[1989]123頁などが知られる。

¹⁰ 史料では、「年行事」とのみ記されることもある。

¹¹ 史料では、「銀札取締役」とも呼ばれる。「取締役」と記されることもある。

¹² 堀江[1930]。

¹³ 堀江[1930]では、山田奉行や取締役の機能に着目。発行手順と流通状態、取締役による公金貸付等について考察を加え、「従来、幕府は其の末期に到るまで紙幣発行に直接関係がなかったとせられてゐる。けれども此の山田羽書の改革を見るとき、中央政府の大改革と考え合せて、幕府の羽書に対する可成り密接なる関係を思わしむるのである」（130頁）と意義づけている。

¹⁴ 妹尾[1971]39頁。

照された日本銀行所蔵史料を部分的ながら翻刻し、論文の中で分析しきれなかった論点を提示しているが、この時点では、日本銀行所蔵史料群が整理されていなかったため、さらに実証分析を深めるためには日本銀行金融研究所貨幣博物館（以下、貨幣博物館という。）による目録整備と公開¹⁵を待つ必要があった。本稿は、かかる史料群を活用して分析を進めるが、先行研究で引用・翻刻されてきた史料の記述等と照らし合わせ、必要により日本銀行調査局[1975]の解説内容等につき、典拠を明記したうえで補足・修正を施すことにも留意する。

幕府による羽書管理について考察すべき対象時期は、寛政期から倒幕までの約 80 年にわたり、一片の論稿で分析できるものではない。政治・経済情勢に沿って幕府の姿勢の変化を考察していくことも必要であるが、その発端となる寛政の羽書改革をとってみても未解明のことは多い。この羽書改革の契機については、「元文改鑄の時より出来たという」¹⁶と見方が示されてきたが、その経緯についてはほとんどわかっていない¹⁷。勘定所・山田奉行所が連携して直接管理に乗り出す必要がある問題点がいつ頃から生じ、どのように認識されていたのか。寛政期に打ち出された新たな管理体制において、山田奉行が果たした役割や意思決定過程、羽書三役に期待された機能や役割分担はどのようなものであったのか。その管理手法は、改革前と比べてどのような特徴があったのか。このような疑問についてひとつひとつ答えを出していくことで、幕府による羽書管理がいかに信用の維持に寄与したか、その特徴や貨幣政策上での意義を考察することができると筆者は考える。

今回分析対象とする貨幣博物館所蔵史料には、羽書三役が、山田奉行のもとで羽書管理を実施した際の執務日記や報告書・帳簿等が含まれており、奉行所関係者の意思決定過程のみならず、勘定所による貨幣・財政政策との関連性を知りうる情報も記載されており、上記のような疑問を解明するうえでの糸口となると目される。また、三方関係者が記した史料やこれまで用いられなかった勘定所の評議記録等と比較検証することで、寛政期の山田奉行の対応がそれまでの経緯をどのように引き継ぎ、いかなる点で画期的であったかを明らかにすることも可能となろう。典拠とする史料の書き手の違いに起因する視点の違いや情報の欠落等を補完していくうえでは、山田羽書の実物資料（券面）を歴史的資料として活用する。

山田羽書の形態や記載情報をもとに、発行制度を分析した嚆矢は、元文の制度改革を取り上げた横井[1904]¹⁸であるが、寛政の羽書改革後に製造された山田羽書についても、券面

¹⁵ 貨幣博物館編『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』[2000]。本稿で分析対象とした寛政期の史料は、貨幣博物館編『山田羽書関係史料（1）—寛政期羽書改革の記録—』[2008]に翻刻文が収録・公開されている。なお、本稿において以下参照・引用する貨幣博物館所蔵史料のうち、これまでに翻刻文が公開されていないものについては、『日本銀行所蔵錢幣館古文書目録』の請求番号を注記する。

¹⁶ 荒木[1969]70～72 頁。

¹⁷ 堀江[1930]では、横井[1904]に依拠して論じており、「元文年中の整理に就ては、株仲間四百四人の確定以外に何ら知るを得ないのを遺憾とする」（115 頁）と述べている。

¹⁸ 横井[1904]1007～1008 頁。

の形態や印判等の特徴を把握¹⁹し、貨幣博物館所蔵史料等の記述と照合することで、新たな製造体制²⁰の実情を明らかにすることができると考えられる。

もともと、幕府による羽書管理の全貌を、貨幣政策等との関係も視野に入れて明らかにするのは容易なことではない。そこで本稿では、羽書が製造されてから回収・消却処分されるまでのサイクルの最初にあたる製造工程に焦点を絞り、以下の手順で分析を進める。第一に、元文の改鋳の後、寛政の羽書改革に至るまでの間、山田奉行がどのように羽書管理に関与したかを、これまで参照されなかった国立公文書館所蔵の勘定所史料等をもとに分析し、三方の管理下で顕現化していた課題を考察する。第二に、貨幣博物館や神宮文庫が所蔵する羽書三役の執務記録等をもとに、改革以後の管理の担い手となった山田奉行と羽書三役が製造工程管理において果たした役割分担について明らかにする。第三に、新体制のもとで製造された券面の形態や記載情報の特徴を羽書実物から確認したうえで、そこに反映された羽書関係者の動向について史料と照合しながら検証する。第四に、新羽書製造における工程区分とその実施期間を羽書三役の執務記録から把握し、製造実務における分業・協業とその管理の概要を明らかにする。最後に、山田奉行の指揮命令のもとで羽書三役が製造実務をいかに管理していたかを、請負証文や帳簿の記述をもとに、素材や道具、中間生産物や最終生産物である羽書の授受や保管方法、偽造対策に着目して解明する。なお、本稿の分析では、幕府に提出された帳簿に記載されている貨幣単位に着目し、山田羽書が取引の計算単位としてどのように機能していたかについても、勘定所の貨幣政策を視野に入れて検討する。このようにして、幕府による山田羽書の製造工程管理の特徴を明らかにしていきたい。

1. 山田奉行の羽書管理に対する取組姿勢

寛政期以降の羽書の製造工程管理がいかになされたかの実態分析に先だち、幕府が山田羽書の管理を掌握するまでに、山田奉行がどのような問題意識を持って羽書管理に取り組んでいたかを、元文の金銀改鋳（1736<元文元>年）から寛政の羽書改革（1790<寛政 2>年）までの経緯を中心に、勘定所の評議記録等をもとに検証しておこう。

山田羽書の事歴については、日本銀行調査局[1975]等で解説がなされているが、そこでは、寛政 2 年 12 月に、幕府が伊勢山田の自治組織である三方²¹（三方会合くさんぼうえご

¹⁹藩札の形態や印判、記載情報等をもとに発行年や札元等を特定し、貨幣史を調査することは古泉研究者によって行われてきた手法。その際に実物資料とともに古文書類も参照し、素材や製造工程の内容に言及したものとして、紀州古泉会編[1985]109～272 頁や古川[1998]19～20 頁、佐藤[1972]56～68 頁などが挙げられる。

²⁰荒木[1969]141～163 頁（「用紙」の章）では、各種藩札の印刷・版木・漉入れ・隠し文字・形状や偽造対策を解説し、山田羽書の製造工程についても一部言及している（151～152 頁）。

²¹「三方」の呼び名の由来は、伊勢外宮の門前町が須原方・坂方・岩淵方の三地区（三方）に区分されたことにあるとの説がある。伊勢における自治組織は、山田一帯のほか、伊勢神宮内宮門前町である宇治一帯の「宇治会合（内宮会合とも称される）」があった。宇治山田市役所[1929]125～140 頁参照。

う>と記されることもある。)に代わって発行管理権を掌握したことを境に、羽書管理のあり方が大きく分けられるとされてきた²²。この点については見方が固まっているが、寛政期までの間も、幕府はその出先機関である山田奉行が間接的に取締りを行う立場で²³、三方のもとで実施される流通段階を含む発行管理に関与していた。先行研究で参照されてきた三方関係者が記した史料には、彼らが提示した要望に対する歴代の山田奉行の応対が言及されているが、山田奉行の問題意識や取組姿勢の実態を知るには制約が伴わざるを得なかった。

寛政の羽書改革は、老中松平定信（在任：1787<天明7>年～1793<寛政5>年）による政治改革を背景に強力に実施されたが、その時点で山田奉行が管理姿勢を突如強めたとは考えにくい。三方が管理を掌握していた時期から何らかの課題に直面し、江戸の勘定所との間で問題意識を醸成しながら、新たな制度を準備・検討していたと目される²⁴が、かかる経緯はこれまでほとんど分析されてこなかった。

山田奉行は、伊勢神宮領（内宮・外宮合わせて約 3,400 石）一帯の監視や、紛争の処理、神宮の警備、神宮の造替や修繕の監督、伊勢国内にある幕府領の支配、志摩国鳥羽湊へ出入りする船舶の監視などにあたった²⁵。幕府が重要な直轄地を支配するために、山田のほか大坂・伏見・京都・駿府・長崎・日光・奈良・佐渡・堺・下田・箱館・浦賀・新潟といった地に設置した遠国奉行の一つで、老中の管轄下にあった。各奉行の職務は土地柄によって違いがあった²⁶が、山田奉行の職務内容の特色の一つとして山田羽書の管理があげられてきた。歴代山田奉行の中で、寛政期に奉行を勤めた野一色兵庫頭（在任：1786<天明6>年～1794<寛政6>年）が三方から羽書の管理権を剥奪したことは、幕府の政治的な権限を強化した施策²⁷の代表例とされてきたが、それ以外の山田奉行の羽書管理への関与や三方との力関係についてはわかっていないことが多い。

【表1】は、日本銀行調査局[1975]をもとに、寛政の羽書改革に至るまでの間に、羽書の製造・発行管理に関して知られてきた主な事柄を年表としたものである。発行制度の変遷の詳細は先行研究の分析に譲るが、山田奉行が関与した事柄には、(1)製造・発行・兌換について三方から出される要望の認可に関する事項、(2)勘定所が所管する貨幣・経済政策についての、幕閣等との連絡・調整に関する事項、の二つの側面があったといえる。前者の事例としては、製造・発行高の増加（以下、増札という。）に関する要望への対処が挙げ

²²妹尾[1971]26頁および日本銀行調査局[1975]157頁。山田羽書の管理体制について、「幕府公認のもとに三方会合所が発行管理した時代（寛永～天明）」と「山田奉行管理下に準幕府札（公札）的性格を与えられた時代（寛政～幕末）」に区分している。

²³日本銀行調査局[1975]159頁。

²⁴堀江[1930]115頁では「三方会合所の管理に帰するに及んでその財政的機能を發揮し、その濫用せらるゝや奉行の監督次第に嚴重となり、遂に寛政の改革に逢ふ事となりし」と記される。

²⁵山田奉行の所掌事務は、宇治山田市役所[1929]152～158頁、堀江[1930]126頁を参照。

²⁶たとえば、佐渡奉行は鉾山の管理、長崎奉行は貿易の管理が重要な職務とされた。

²⁷宇治山田市役所[1929]141～149頁。寛政期には、三方会合所の普請や饗応等の華美さが指摘され、経費削減のうえ運営経費を山田奉行所が拠出するようになったとされる。また、山田奉行所との間での儀礼的な事項についても細かく規定された。

られる。元禄期以降宝暦期に至るまで、山田奉行はこれを度々認めていたことが知られる。後者の事例としては、1707(宝永4)年に札遣い禁令が出された際に、三方からの嘆願を受けて、山田奉行(長谷川周防守:在任1696<元禄9>年~1708<宝永5>年、および佐野豊前守:在任1707<宝永4>年~1711<正徳元>年)が発行継続を老中へ願い出、特別に許可されたことが挙げられる。羽書の発行・流通に支障がなく、人々に受容されている限りにおいては、三方からの要望に対し山田奉行が容認姿勢をとったとしても、問題が顕現化することはなかった。

かかる状況が一変したのが元文の金銀改鑄(1736<元文元>年)の時期といわれる。金貨の増歩(65%)に合わせて新たな羽書(「文金羽書」²⁸と呼ばれる)を増札し、従来の羽書1匁に対し文金羽書1匁6分5厘の割合で引替を実施したことが知られる²⁹。文金羽書は、それまでより1万3,130両の増札がなされたが、そのうち1万1,000両強については、三方がその後山田町々の富裕者から資金を借入れて消却を実施したとされる³⁰。借入によって消却に必要な資金を賄うことができたとはいえ、その返済が必ずしも順調ではなかったことは、「年賦未四千両余在之、蔵方共毎度三方役所え返済願出候」「羽書難渋之儀出来候得は、神宮三方年寄・師職以下一統之愁ニ相成申候」³¹といった記述から推測される。三方はどのようにして返済財源を確保していった³²のか。また、三方の窮状に対して、山田奉行はいかなる姿勢で臨んだのか。かかる経緯は、先行研究で必ずしも十分に検証されてきたわけではない。本節で新史料をもとに検証すべき論点の一つである。

これまでの研究では、1740(元文5)年に山田奉行(加藤飛騨守:在任1738<元文3>年~1746<延享3>年)のもとでなされた制度改革が横井[1904]³³以来考察の対象とされてきた。元文の羽書改革の主なポイントを日本銀行調査局[1975]³⁴をもとに列挙すると、(1)羽書株の総株数を40組・404株と定め、1株当たり銀3貫200匁(=50両³⁵)を発行することで総額2万200両とする、(2)羽書株主は自ら発行する50両相当の引当質地を三方へ差し出し、これと引替に新羽書50両分を渡される、(3)発行責任は「山田羽書総中」(羽書株仲間404名全体)にあることとする、(4)7年ごとに新古羽書を引替、その都度羽書の裏面の図柄(七福神像)を変更する、(5)羽書券面の様式を定め、用紙を額面ごとに色分け(一匁札:白、五分札:青色、三分札:赤色、二分札:黄色)する、(6)印刷に用いる印判のうち、「表判」

²⁸ 券面に「文金羽書」と摺られている(日本銀行調査局[1975]30頁図版231参照)。

²⁹ 日本銀行調査局[1975]168頁、荒木[1969]70~71頁。

³⁰ 日本銀行調査局[1975]168頁。

³¹ 1787(寛政9)年「山田羽書一件書」(日本銀行調査局[1975]211~214頁に翻刻文掲載)をもとに、筆者が読点・かな表記を施した。

³² 日本銀行調査局[1975]168頁では、1743(寛保3)年以後辻市郎右衛門が実施した貸付利益をもって「十二年賦で返済することとした(ただしこれは六ヶ年で完済しえた)」と解説し、1750(寛延3)年頃に返済が終わることが想定されている。その帰趨はわかっていない。

³³ 横井[1904]1006~1007頁。

³⁴ 日本銀行調査局[1975]169~170頁。

³⁵ 金銀換算レートを計算すると1両=羽書64匁となっている。この点は本稿中で考察する。

は404種とする、(7)引替文言は、従来通り「此羽書以六拾四匁金壹兩相渡可申候」と表示する、といったものである。増札を恒常化させるのではなく、旧来の発行高を基本とする方針を明確にしたうえで、羽書発行のルールを提示し、券面の様式・用紙・道具といった製造実務にまで踏み込んで規定しようとしたことが特徴である。

元文の羽書改革後の制度の枠組みを寛政の羽書改革後³⁶のそれと比べると、(2)の発行保証の手立てが質物（土地）から正貨準備に変わったことを除けば、踏襲されている。元文期に提示された事柄が寛政期以降においても制度の土台になっていたことが示唆されるが、この両改革の関連性については、これまで必ずしも十分に検討されてきたわけではない。

元文の羽書改革が実施された背景について、日本銀行調査局[1975]では、「三方会合の羽書監督権や、御師の地位の濫用がいちじるしくなった」ため、「山田奉行（加藤飛驒守明雅）の手により羽書制度の改革措置がなされた」³⁷と述べている。もっとも、三方関係者が記した「山田羽書発端訳書」³⁸等の史料の中に、山田奉行（加藤飛驒守）が制度改革の内容を三方関係者に申渡した旨の記述を見出すことはできない。一方、加藤飛驒守の関与が史料にまったく言及されていないわけではなく、三方関係者が記した「羽書引金之事」³⁹と題する史料には、改革から約3年後に、「増歩ハ切捨申候処、右借入申候金子返済手当無之二付、右借入寛保三年、加藤飛驒守様御在勤之節御窺申上、利安之金子借入、一割二辻市郎右衛門へ支配申付貸出し」たとの記述がみられる。この史料は、宇治山田市役所[1929]に翻刻文が紹介されて以降、山田羽書の事歴を辿る際に参照されてきたものであるが、「羽書引金」の定義や、三方と山田奉行の間でどのようなやりとりがなされたか等の経緯は、必ずしも明確にされてきたわけではない。元文の羽書制度改革によって、旧来の羽書発行高を原則とする方針が出されたこともあって、三方では改鑄に即した増札（「増歩」）の消却（「切捨」）を実施し、その消却に必要な資金（「羽書引金」）を借入で対応したものの、返済財源の目処がたたないため、山田奉行へその方策につき伺いをたてた経緯が言及されている。三方の要望を受けた山田奉行は、辻市郎右衛門を責任者（「支配人」）とする資金運用を認めていることから、増札の後処理が進捗することに対して関心を寄せていたことが窺える。辻市郎右衛門は有力な羽書屋⁴⁰の一人である。この記述のみでは、運用の元手となった「利安之金子」の出し手や金額の推移等の具体的な内容はわからないが、山田奉行が三方の資金

³⁶日本銀行調査局[1975]173～179頁に、各種研究の成果と典拠とされた代表的な史料（翻刻文）が取り纏められている。

³⁷日本銀行調査局[1975]169～170頁では、横井[1904]を参照して解説を付しているが、新たな史料に基づく踏み込んだ分析はなされていない。

³⁸1791(寛政3)年「山田羽書発端訳書」（日本銀行調査局[1975]209～210頁に掲載された翻刻文に依拠）。三方が、山田羽書の管理履歴を書き上げ、山田奉行所に提出したもの。

³⁹宇治山田市役所[1929]305～306頁に掲載された「羽書引金之事」（『諸旧例並近例』所収）の翻刻文による。以下、この史料の翻刻文を引用する場合の典拠は同じ。

⁴⁰辻市郎右衛門は、寛政の羽書改革後は、羽書株主らが山田奉行所へ10年間上納金を納める際の取纏めを担った「頭取役」（貨幣博物館所蔵『羽書上組大組三組小組十七組合式百三人御上納金請取覚』請求番号4-1-A9-4＜貨幣博物館[2008]に翻刻文所収＞）となった人物。

繰りに配慮した優遇措置をとったことは確かである（後述）。また、「山田羽書発端訳書」には、宝暦期（1750～1760年代）に、三方名義による1,500両（羽書株30株相当）の増札要望が寄せられ、山田奉行（水野甲斐守：1751<寛延4>年～1761<宝暦11>年）がこれを特別に許可したことが記される。寛政の羽書改革まで消却されなかったことから、水野甲斐守以後6代の山田奉行は事実上三方に財源を支援し続けたことになる。

このように、山田奉行が三方に対する支援措置をとるにあたり、勘定所はどのように関与していたのだろうか。勘定所の評議記録において、「羽書引金」に関連した情報が言及された箇所を調べたところ、1768(明和5)年5月の勘定所記録⁴¹の中に「羽書并六割半増歩之事」といった記事を見出すことができた。勘定奉行（伊奈備前守：在任1765<明和2>年～1769<明和6>年）が山田奉行（依田肥田守：在任1763<宝暦13>年～1771<明和8>年）からの聴取内容に基づき、山田奉行所所管資金の運用に生じた延滞について、その背景を説明したもので、以下のように記される（棒線、句読点は筆者による。以下同様）。

【史料1】⁴²

元文年中金銀吹替にて世上は古金と文金と六割半増にて通用ニ成候ニ付、古金之羽書札所持仕候者共文金羽書六割半之増無之候てハ六割半たけ損ニ成候と山田中之者共危ミ候趣ニ付急々山田奉行へ申立、文金之通ニ六割半之増（中略）百両ハ札にて請取残六十五両ハ正金にて請取、合て百六十五両之積にて請取候様仕候故、正金之分ハ羽書屋共金子才覚致引替遣し申候、随てハ右増歩丈ケ之（ママ）羽書屋共之手ニ残候故、他国より借り候金子之分全借金ニ相成候

この史料には、山田羽書に関する明和期頃の勘定所内の認識が表れており、以下の2点が注目される。第一は、「古金之羽書札」「百両ハ札にて請取」と記されるとおり、「匁・分」の単位で額面を表示する山田羽書について、勘定所では「両」の単位で記述しており、金貨建ての札として認識していた可能性がある。かかる扱いが、寛政の羽書改革後の幕府による管理手法にどのように引き継がれていったかについては、後の節で検証する。第二は、文金羽書の製造・発行後に生じた事態につき、その発生から約30年後に、勘定所関係者に詳細な事情説明がなされていることである。

元文期の勘定所関係者が、文金羽書の製造・発行の経緯等について、どのように把握していたかは定かではないが、その後、山田羽書について幕閣の間で検討されたのは、明和5年の評議が初めてではない。1759(宝暦9)年に、二度目の札遣い禁令が出された際、山田奉行（水野甲斐守）が改めて山田羽書の発行継続を願い出、老中は宝永の札遣い禁令の前例に倣ってこれを裁許した（前掲【表1】）。老中による裁許を伝達した書面には、「宝永四年停止之節モ相願、御神領之内計御赦免被成、今以札遣致候」⁴³と記されており、宝永期以後、羽書の発行・流通（「札遣」）が継続していることを理由とし、特段の留保条件をつけてい

⁴¹ 国立公文書館所蔵『御勝手方御用留第二冊』。

⁴² 『御勝手方御用留第二冊』羽書并六割半増歩之事の項。

⁴³ 日本銀行調査局[1975]170～171頁。

ない。当時の勘定所関係者や老中が、【史料1】に触れられたような事態を問題視し、検討の俎上に乗せた形跡を見てとることはできない⁴⁴。山田奉行としては、裁許を得る交渉上、不利となる情報を敢えて持ち出さなかったことも推測に難くない。

このような老中裁許から約8年後、勘定奉行（伊奈備前守）が山田奉行（依田肥田守）から相談を受けた事案を勘定所内⁴⁵に諮った経緯について、「表立って伺いをたてるには当惑するとのことであったが、去る申年（1764<明和元>年）に京都御貸附金についての吟味のために上京していた折に、内々に伺った」⁴⁶と記されることに鑑みると、明和期に至るまでは、山田奉行と勘定奉行の間では、山田羽書の管理について定例的に報告・協議し、問題事象の対処を諮りうる意思決定の仕組みが確立していなかったとみられる。

たとえば、「羽書引金之事」に言及される貸付について、その実施状況が勘定所内に周知されたのはこの評議が初めてで、以下のように経緯等が説明されている。

【史料2】⁴⁷

是ハ御役所欠所金を三百貳拾兩余支配人兩人え預り、此者共より何方え成とも貸出し御役所えは年々之利金壹割之勘定を以兩人より相納則御入用ニ遣来候由、尤当時は右貸附高千六百兩ニ罷成候由（中略）、右御貸付金借り候者返金滞候節支配人より御役所え訴出候得は、御役所より借り主招呼濟方申付候処、此節相改候得は、貸附御金高より滞金高多相見候ニ付、肥前守心付去年貸候先々不残相糺候処、附貸金四千百拾壹兩右之通相見候

この記述から以下の点が明らかとされる。第一に、山田奉行が三方に運用を認めた資金が、山田奉行所の所管資金（「欠所金」）の一部であったこと、第二に、この資金は運用責任者（「支配人」）である辻市郎右衛門と杉木佐兵衛⁴⁸に預けられたが、1年に1割の利息金を奉行所へ上納する⁴⁹ことを条件とするのみで、貸付先の選定などの実務は支配人の裁量に委ねられていたこと、第三に、山田奉行が支配人に預けた所管資金は、当初320両であったが約20年の間に5倍の1600両まで増加したこと、第四に、明和期に至り、延滞が生じた旨の嘆願を支配人から受け、山田奉行（依田肥前守）が貸付先から事情聴取したところ、

⁴⁴ 「山田羽書一件書」では、「諸国銀札御停止之節当時羽書ハ御赦免被成下諸方風聞宜敷諸人相届通用宜候事御上思召分有難」との記述がみられる。江戸にいる幕府関係者は山田羽書の流通状況が良好と判断していたと目される。

⁴⁵ 宝暦の札遣い禁令の際に在任していた勝手方老中松平右近将監（在任期間：1747<延享4>年-1779<安永8>年と勘定奉行石谷備前守（在任期間：1759<宝暦9>年-1779<安永8>年）は、1768（明和5）年の段階でも貨幣政策判断等の判断を担っていた。

⁴⁶ 『御勝手方御用留第二冊』。

⁴⁷ 『御勝手方御用留第二冊』支配人辻市郎右衛門・杉木佐兵衛之事の項。

⁴⁸ 支配人のうち、辻市郎右衛門は、寛政の羽書改革以後も、1600両の欠所金を山田奉行所から預かって貸付運用し続けていたが、「闕所金御預り之一件」（貨幣博物館所蔵、4-1-A1-6）によれば、1809（文化6）年正月以後は取締役6名が辻に代わって運用を許可された。なお、杉木佐兵衛について現段階ではわかっていない。

⁴⁹ 日本銀行調査局[1975]168～169頁に解説がある。

奉行所が運用を認めた資金のほかに、「附貸」4,111両が実施されていた⁵⁰事実が判明したことが挙げられる。運用を開始した当初、三方は借入の返済財源を捻出でき、山田奉行も利息上納を受けることができたことから、双方に利点があった。しかし、三方が運用許可の範囲を越えて「附貸」を実施し⁵¹、その結果、山田奉行所所管資金貸付の保全が危ぶまれる事態を惹起するに至って、山田奉行は勘定所の判断を仰いだのである。

三方が実施した「附貸」については、本来幕府が関知する筋合いはない。しかし、勘定所はこれについても評議し、10年賦で回収する方針を決定した。勘定所として、山田奉行所所管資金の保全に関心があったことは勿論であるが、山田奉行の意思決定の内容から逸脱した三方の行為を奇貨として、三方の動向について監視を強める政治的な意図もあったと目される。勘定所の意思決定を受けた山田奉行は、辻市郎右衛門たちを叱責するとともに、貸付の回収方針を申渡し、「延滞している借主がいる場合には山田奉行所へ訴え出ること」⁵²を付言して、債権保全のためには奉行所による権限行使も辞さない姿勢を示した。「羽書引金」に端を発する三方の資金繰りの問題が、幕府と三方との力関係に変化⁵³を及ぼし始めていた様相が窺える。

この勘定所評議の後、幕府は上記貸付の保全を通じて、三方の動向を把握・管理していくことになるが、当時の三方の財力では、借入の完済に精一杯で、元文期の増札のうち残る約2000両の羽書について、消却を進めるには余力がないことを認識する機会となったとみられる。そのような時期に、さらなる増札が山田奉行の許諾を得ることなく羽書屋によって実施されていた。

前掲【表1】では、1786（天明6）年に、三方が製造費用を拠出する扱いに変更し、羽書屋たちの自邸内での製造を取り止めて会合所内で製造工程を集中的に実施する体制に移行したことを挙げた。典拠とされた「山田羽書発端訳書」には、羽書屋たちが新羽書の製造や古羽書との引替・消却に要する「諸入用新札ヲ以相弁ジ」たため、羽書の残高が増嵩していたことが背景にあった旨、記される。

日本銀行調査局[1975]では、この時期の製造・発行について「明和七（一七七〇）、安永四年（一七七五）、天明六年（一七八六）と羽書「惣押替」が行われている」⁵⁴と解説しているが、安永4年・天明6年に、「裏判」の七福神像の図柄を変更してすべての羽書を新し

⁵⁰ 山田に残存した同時期の史料「御公儀金付貸之儀に付御吟味之上支配人辻市郎右衛門杉木佐兵衛後見浅井孫右衛門被仰渡候証文三通」（貨幣博物館所蔵、4-1-A1-1）では、「金五千七百拾壹両 公儀金御貸附高并附貸過金高共 内 金千六百両 元御金高」と記される。

⁵¹ 竹内[2009]137～141頁等に言及されている寛政期勘定所御用達商人による「公金貸付」の仕組みに類似した側面が見受けられる。三方が実施した貸付の実態を把握し、「公金貸付」の仕組みと比較検証することは今後の課題である。

⁵² 「御公儀金付貸之儀に付御吟味之上支配人辻市郎右衛門杉木佐兵衛後見浅井孫右衛門被仰渡候証文三通」。

⁵³ 「山田羽書一件書」に、「羽書難渋之儀出来候得者神宮三方年寄師職以下一統之愁ニ相成申」「六割半増歩之引金難渋此上時宜を計ひ増歩引金難渋も無之様ニ致度候」と記されるように、三方関係者は山田奉行所へ折々に窮状を訴え、対処を求めている。

⁵⁴ 日本銀行調査局[1975]171頁では、「山田羽書発端訳書」をもとに解説がなされている。

いものと交換し、消却する「惣押替」を実施したか、確たることはわからない⁵⁵。寛政の羽書改革後の記録の中に、元文期の羽書改革後の図柄の一覧が山田奉行に報告された記事があるが、その中には安永・天明期に裏判の図柄を変更した旨の記述は確認できない⁵⁶。「山田羽書発端訳書」には「明和七庚寅年惣押替之後安永四乙未年ヨリ又候連々押替ニ相成候」と記され、安永期以後の製造が、全ての羽書屋で一斉に行う「惣押替」の形をとったか定かではなく、1770(明和 7)年と同じ裏判を用いて摺る場合もあった可能性がある⁵⁷。

明和 7 年の惣押替の後、どれぐらいの増札がなされたか。その正確な数量を当時の史料から把握することは困難であるが、寛政の羽書改革後に行った羽書の引替高(2万8,283両と8匁)を山田奉行所経由で勘定所へ報告した帳簿⁵⁸では、発行限度を越える8,083両余の羽書のうち、元文期・宝暦期に実施された増札の未消却分が3,583両、残る4,500両は増札の経緯が特定できないものとして計上されている。実施経緯の不明な増札が、規定の発行高の約20%に及び、その実情を三方が把握できていなかった状態では、羽書管理が適切に行われていたとはいえない。

それまでの三方による羽書管理は、古くからの慣行にもとづくもので、三方関係者一同で話し合い、羽書屋に前例に沿って実施するように口頭で指示・確認する⁵⁹方法によった。したがって、羽書屋たちの自邸内で、どのような裏判等を用い、いつ、どれぐらいの数量を製造しているかを、三方がつぶさに把握することは困難であったと推測される。

1786(天明 6)年に行われた製造方法の変更は、三方が製造費用を拠出することで、羽書屋が発行益を取得する機会を失わせて⁶⁰増札のインセンティブを抑止するとともに、製造工程の実施場所を三方会合所に集中することによって実務内容の監視を強化し、増札を防止しようとしたものである。もっとも、三方の資金繰り状況に鑑みると、自らが発行益の取得

⁵⁵ 荒木[1968]41～42頁には、荒木氏が調査した1697(元禄 10)年から1784(天明 4)年までの山田羽書の券面についての解説があるが、1774(安永 4)年および1786(天明 6)年についての言及はみられず、「寛政二年大改革が行はれる迄の間に発行せられた羽書は現存するもの甚だ少なく、収集も非常に困難にて全く深い谷間と言へよう」と述べている。

⁵⁶ 『文政十二己丑年 引留』(貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A12-1、貨幣博物館[2010]に翻刻文所収)。これによれば、寛政の羽書改革までの裏判の図柄は、1747(延享 4)年毘沙門・1754(宝暦 4)年三面大黒・1770(明和 7)年寿老・1790(寛政 2)年と記される。また、日本銀行調査局[1975]189頁では、文久期までの裏判の図柄を一覧にしている。貨幣博物館所蔵羽書の実見と分類結果に依拠したものとみられるが、安永 4 年・天明 6 年の図柄については言及されていない。

⁵⁷ 荒木[1968]156～157頁には、寛文年間から明治維新期までの山田羽書実物を荒木氏が整理した一覧表が掲載されている。1770(明和 7)年製造の福祿寿像を裏判とする羽書については、「示後三十ヶ年通用」と記される。

⁵⁸ 「寛政二戌年十二月より子九月迄羽書引替高勘定帳」(貨幣博物館所蔵、『羽書三拾六両切捨申候一件之控』<請求番号4-1-A7-1>の中に写しとられている。原本の所在不詳。貨幣博物館[2008]に翻刻文所収)。

⁵⁹ 「山田羽書発端訳書」では、安永以後の製造について、「往古之仕来ヲ以三方会合所一同評議之上札株之銘々へモ申談前々之通取計申候」と記される。

⁶⁰ 日本銀行調査局[1975]173頁では、寛政の羽書改革を契機に羽書株仲間の発行益がすべて失われたと解説している。

を志向しうる不確実さを伴っていた。また、後に述べるように、羽書屋の多くが羽書株を手放す動きを示したことから、製造・発行体制に何らかの動揺が生じた様相が窺える。このような問題は、寛政の羽書改革において幕府が製造費用を抛出する制度変更によって解消されるが、三方のとった方策の考え方が、幕府に引き継がれていった側面がある。この間、製造工程の実施・管理方法の変更が効を奏したかは、この史料のみではわからない。三方がとった改善策の意義を考えるためには、寛政期以後の製造工程管理において、三方の下での実務がどのように継承ないし変更されたかを検証する必要がある、この点は後の節で分析する。

1786(天明6)年から寛政の羽書改革の実施に至るまでの経緯については、1790(寛政2)年に山田奉行が江戸へ参府し、12月初に勘定所役人を伴って山田に戻り、三方会合所の運営等の実地調査を約半月程度行った後に、改革を断行したことが知られる。もっとも、これまでの研究ではこの調査内容についてほとんど注目されてこなかった。荒木[1968]に引用されている史料⁶¹には、羽書屋の取纏め役(羽書年行事)に書面で報告させた内容が記されており、三方会合所内での羽書の製造日数、職人の人数、調達した和紙の枚数内訳、羽書屋らの組編成といった製造工程に関わる事項が含まれていたことがわかる(後述)。かかる調査を終えた12月16日⁶²に、山田奉行は三方年寄や羽書屋らを叱責する処分を行って改革を実施し、幕府による管理のもとで即座に新羽書の製造に着手した。

先行研究では、改革直前の実地調査において三方の運営管理の問題点や不正を糺した側面が取りあげられてきた⁶³。しかし、改革の内容は広範なものであるため、幕府では実地調査の実施以前から、制度改革を見越し、新体制下での製造手順やその管理体制について準備・検討していた側面があったと考えられる。

寛政の羽書改革の内容は、先行研究が最も力を入れて解明してきたことであるため、ここで改めて詳細には触れないが、その主な事項をあげると、(1)山田奉行のもとで発行管理を担う羽書三役という職制を設け、これまで羽書の発行に関与してきた三方と年行事をこの中に組み込むとともに、新たに取締役を三役の一つとして任命する、(2)当時羽書株を所持していた者から10年かけて合計8,080両を正貨で上納させることで発行保証「積金」の充実を図る、(3)それまで三方が負担していた山田羽書の製造費用について、幕府が抛出することに變更する、(4)7年に1度の新旧羽書の引替実施を制度化する、といった内容である。このうち、その実施過程についてまず考察が進められたのは(1)(2)で、(3)(4)の実態把握は解明されていないことが多い。

山田奉行から任命された羽書三役らが作成した『山田羽書書留』⁶⁴を見ると、その冒頭に

⁶¹ 荒木[1968]50～51頁に掲載された史料(原本の名称・所在不詳)翻刻文に依拠。

⁶² 神宮文庫所蔵「山田銀札寛政改革と六人衆」。この史料は、篤所学人なる人物が1919(大正8)年に残存する史料から抜書・筆写したもの。本稿では、原田伴彦編『日本都市生活史料集成九 門前町篇』[1977]に掲載された翻刻文に依拠。

⁶³ 宇治山田市役所[1929]141頁。

⁶⁴ 『山田羽書書留』(貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A7-31、貨幣博物館[2008]に翻刻文所

は、改革実施の翌 17 日に、勘定所役人と山田奉行所の役人が羽書製造場所となった三方会合所を訪れ、「羽書摺立御一覽」し、三役が説明対応したことが記される。寛政の羽書改革の開始にあたり、製造管理の実効を挙げるのが幕府関係者にとって重要であったことが示唆される。

以上のように、山田奉行の羽書管理に対する取組姿勢の変化を中心に、幕府による直接管理までの移行過程を検証し直してみると、寛政の羽書改革時点で幕府が直面していた課題は、元文の改鋳への対応に端を発する山田羽書の製造・発行上の弊害を解消し、同様の問題が再発しない管理体制を確立することであったといえる。三方による管理下では、過去の増札の消却問題が解決されないだけでなく、羽書屋によってさらなる増札が行われており、元文期の羽書制度改革の趣旨は達成されていなかった。かかる状況を改善し、再発を防止するうえでは、(1)7年ごとに裏判の図柄を確実に変更し、定められた数量の山田羽書の製造が確実に実施・管理できる仕組みを確立すること、(2)資金繰りに行き詰った三方に代わって羽書の製造費用を幕府が拋出し、その収支を管理できる経理の仕組みを構築すること、が幕府にとって喫緊の課題として浮かび上がっていたといえる。

以下の節では、山田奉行および羽書三役が、製造工程管理をいかに実現していったかを、羽書券面と史料から分析する。

2. 山田奉行・羽書三役の役割

(1) 山田奉行

山田奉行（野一色兵庫頭）がどのような問題意識をもって寛政の羽書改革に臨み、新体制のもとで最初に取り組むべき課題をどのように認識していたのか。これを鮮明に表わしているのが以下の触書で、新体制に移行した直後、1790(寛政 2)年 12 月に発出されたものである。

【史料 3】⁶⁵

従御会合町々当番被召出橋村主膳殿

喜多左馬之介殿書付を以被仰渡候御趣

前々ハ羽書銀札七ヶ年目毎新札ニ引替候儀ニ候処無毎年延等相願、殊ニ近来三方足代
玄蕃重立引受取扱、世上より持寄り候摺消札摺立引替候節山田会合三方共羽書株之者
共一同等閑ニ取計候趣相聞如何之事ニ付、玄蕃並外三方とも羽書株之者共夫々御咎被
仰付此度羽書引替被仰出（中略）此度新札引替後後羽書札摺立方御取締被仰出候条此
段相心得後々銀札取引あやふみ申間敷候（後略）

この触書は、三方年寄の橋村主殿・喜多左馬之介の連名で差出されているが、山田奉行

収)。1790(寛政 2)年から 1816 (文化 13) 年までの間に、羽書三役が山田奉行所との間でやりとりした重要事項を、書留類から後日抜書したもの。以下、本稿で言及する際は記事の日付を注記する。

⁶⁵「新旧羽書引替に関する触書」(日本銀行調査局[1975]214 頁に掲載された翻刻文に依拠、読点を筆者が施した)。

所から伝達された羽書改革の実施方針を町々へ周知するものである。ここでは、7年ごとに古い羽書を回収して消却（「摺消」）し、見合いに新たな羽書を製造（「摺立」）することができない状況に至っていた三方年寄（「三方共」）や羽書を製造していた御師（「羽書株之者」、羽書屋と称される）による発行管理のあり方を「等閑」として咎めた経緯が述べられている。これまでの弊害を是正するうえで、山田奉行がまず取りかかったのが新羽書の製造（「羽書札摺立」）と発行（「新札ニ引替」）であったことがわかる。この触書の末尾には、「銀札之儀当戌ノ十二月より来々子ノ九月まで追々摺立・引替候儀ニ候」と実施期間が追記されている。この期間中に製造・引替実務が完了するように、製造工程の管理（「羽書札摺立方御取締」）を徹底する方針を示し、羽書の信用を揺るがせない姿勢を、「銀札取引あやふみ申間敷候」と表現している。言い換えれば、新体制の移行後に羽書による取引決済等に不安を生じさせないためには、公言した期間中に整齐と製造・発行実務を完了させる必要があり、その進捗過程を把握できる仕組みを構築することが、山田奉行にとって喫緊の課題であった。

このような課題を克服するうえで、山田奉行が果たした役割はどのようなものであったか。これまでの研究では参照されてこなかった『山田羽書書留』等、羽書三役が作成に関与した史料をもとにまとめると、以下のような点があげられる。

第一は、製造・発行等に関する意思決定を行うことである。年行事・取締役は、「御役所勤」⁶⁶と称されるように山田奉行所に出向いて執務し、奉行所役人たちとの連絡調整にあっていたが、羽書の製造や市中発行開始等の重要な意思決定については、三役そろって奉行所の鍵之間において書面をもって伝達を受けた。この内容を町々へ周知する際は、上記の触書にみられるように三方年寄が関与した。三役のもとで遂行される製造・発行実務の進捗管理に関する判断は山田奉行所でなされたが、制度運用や幕府から抛出されている経費に絡む重要事項は勘定所の判断が必要であった⁶⁷。このように、山田奉行は江戸との調整に携わりつつ、山田現地における製造・発行管理の一線を担う羽書三役への指揮・命令を行う要の位置にあった。

第二は、製造・発行過程で行われる実務の把握・監督である。たとえば、山田奉行は改革直後に実施された羽書の製造過程に終始強い関心を示し、作業場のある三方会合所の視察も行っている。『山田羽書書留』の記述によれば、製造開始早々の1791（寛政3）年1月25日に奉行が作業場を視察し、新羽書が出来始めた5月26日に奉行所幹部一行で再度摺りの作業を見分している。逐次羽書三役から進捗報告を受けていたが、8月20日に年行事から製造終了の報告がなされた際には、奉行自ら、「思いのほか早く終了した。年行事らが精

⁶⁶ 『山田羽書書留』をはじめ、幕末期に至るまでの『引留』各種（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A4-1～4-1-A4-44）には、羽書三役の勤務場所・執務日・執務者が記されている。

⁶⁷ たとえば、『寛政五癸丑年引留書抜御役所江差上候控』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A7-8、貨幣博物館[2008]に翻刻文所収）では、取締役6名が山田奉行所から預かっている「銀札御手当金」の運用願が出された際に、山田奉行野一色兵庫頭から勘定奉行佐橋長門守・久世丹後守・柳生主膳守に伺いをたてたことが記される。

を出して励んだことによるものと満足している」とねぎらっている。寛政期より前には、羽書の製造工程について、山田奉行自らが直接に監督する政治的権限がなかったことに鑑みると、大きな違いといえる。このような実地見分は、改革直後の製造に限られず、以後の山田奉行は三方会合所内の作業場を実地見分する機会をもつこととなった。また、山田奉行所の役人が出役することは頻繁で、単に監視するだけでなく、製造用具や出来上がった羽書の保管を行うなど、製造実務の一部に奉行所役人が自ら関与した。この点は後の節で分析する。第三は、偽造羽書が発見された場合に報告義務を羽書三役や兌換実務を担う引替店⁶⁸に課すとともに、新羽書製造における偽造対策実施を指示・把握することである。羽書三役任命の数日後に、「偽造羽書を持ち込む者がいた場合にはこれを捕え置き、羽書三役へ伺いをたてたうえで山田奉行所へ連行するように」といった指示が山田奉行所から出された⁶⁹。新体制発足直後にこのような指示が出されたことは、偽造対策がいかに重要課題であったかの表れである。その背景として、三方の管理下では偽造羽書が散見される弊害⁷⁰が生じていたことがあげられる。この対策として、新体制の下で製造した羽書については、羽書券面を摺るための木版の印判（以下、版木という。）とその持主の識別ができるように、見本摺り（以下、『羽書手鑑』⁷¹という）が作成された。この『羽書手鑑』は、山田奉行所や三方会合所、羽書引替店に保管され、「札」の真偽鑑定等に用いられた（後述）。偽造羽書の発見に際し、山田奉行まで報告する仕組みを整えた⁷²ものの、偽造行為そのものは容易に一扫できなかった模様で、『山田羽書書留』には、1800年代に入ってから偽造羽書発見の記述が散見される。1807（文化4）年に発見された偽造羽書を実見した山田奉行所関係者はその精巧さに驚愕し、一層偽造対策に配慮するように羽書三役に指示している。その後、羽書三役は版木のうち七福神像を彫り込んだ「裏判」の彫刻を、京都の細工師へ依頼する措置をとった。どのような偽造防止技術が製造実務工程に組み込まれていたかの実態把握は、本稿の分析におけるポイントの一つである。

第四は、羽書製造費用等の必要資金を拠出し、その支払の内訳を經理して勘定所へ報告することである。「山田銀札寛政改革と六人衆」には、山田奉行所が保管している資金（「御役所闕所金」⁷³）の一部を羽書の製造費として引渡すための見積り等を掲載した「寛政改革仕法書」が写しとられており、羽書製造費480両が計上されている。山田奉行所はこのよ

⁶⁸ 三方会合所から指定を受け、新羽書の発行や旧羽書との引替にあたる店。寛政期以降、宇仁田仁兵衛店（質屋兼業）が指定された。三方の出張所として位置づけられた。

⁶⁹ 『山田羽書書留』1790（寛政2）年12月21日の記事。

⁷⁰ 「山田羽書発端訳書」では、宝暦頃から「贋札モ時々相見へ申候」と記される。

⁷¹ 貨幣博物館には、1791（寛政3）年11月作成の3冊（請求番号4-1-A8-1～4-1-A8-3）と、年代不詳ながら江戸期に作成された2冊（請求番号4-1-A8-4、4-1-A8-5）、1868（明治元）年作成の2冊（請求番号4-1-A8-6、4-1-A8-7）の計7冊が所蔵されている。

⁷² 『山田羽書書留』には、偽造羽書発見に関する記述が散見される（1791<寛政3>年10月27日、1805<文化2>年8月7日、1816<文化13>年6月18日）。

⁷³ 「闕所金」は先に辻市郎右衛門らによる奉行所所管資金の運用について分析した『御勝手方御用留第二冊』欠所金神領望候者え貸附事の項でも、山田奉行が預けた資金の管理口として言及される。山田奉行所の日常の資金出納とは別管理されていた勘定と目される。

うな見積りをたてるだけでなく、その支払実績を把握し勘定所へ報告していた。このような製造費用の管理実態は先行研究では解明されていない。本稿における製造工程の分析の中で具体的な事例をとりあげる。

(2) 羽書三役

イ. 三方

史料には、三方ないし山田三方と記され、三方の印判が押印される。自治組織としての三方を意味する⁷⁴が、実際の執務は、三方年寄（年寄 24 家出身者）が交代制で当たり、三方当番と称された（三方当番についても以下、三方と総称する）。先に述べたように、幕府による羽書改革が実施された 1790(寛政 2)年 12 月に、三方年寄らはそれまでの羽書管理の「等閑」さを咎められたが、それと同時に、山田奉行のもとで製造・発行管理を担う羽書三役の一翼に組みこまれた⁷⁵。彼らは、全国に檀家を有し、中には徳川家を檀家とする者もあったが、家領を持たず、檀家の助成⁷⁶によって生計を維持していた。『山田羽書書留』の中では、三方当番の執務にあった年寄として、福嶋豊後・上部大蔵・福井上総・上部越中・山田大路数馬・福井美作・龍石見・三日市左近・堤正親の名前が確認できる。

三方年寄の神職としての格式の高さもあって、羽書三役がそろって山田奉行所に出向き、重要な意思決定の伝達を受けたり、逆に製造工程の進捗報告を行う際には筆頭に位置した。三役連名で山田奉行所と授受する書面では、勘定関係のものを除き、「三方・羽書年行事・羽書取締役」の順に記載されることが一般的である。

また、山田奉行所との関係をみると、改革以後、三方はその運営経費を奉行所から支給される⁷⁷ようになった。加えて、山田羽書の製造・発行に関する意思決定の権限を山田奉行所にとってかわられた。妹尾[1971]では、「専ら奉行の命に従って羽書発行その他の事務を執行するにすぎなくなった」⁷⁸とされているが、これまで参照されてこなかった史料をもとに検証してみると、以下のように、製造・発行過程において山田奉行所役人が担えない事務を遂行していたことがわかる。

羽書三役の役割分担について、『寛政以後山田羽書ニ関する書類二』の中に、「三方は諸向ニ相拘り、年行事役は羽書株取調子方、取締役は勘定ニ相拘り候」⁷⁹といった記述を見出すことができる。「諸向ニ相拘り」とされ、三方に期待されていた役割は、さまざまな方面への調整・連絡にあたることであった。先に引用した製造・発行に関する触書のように、山田神領内への周知・実施にあたった。また、山田羽書は神領外へも広く流通していたため、新羽書と古羽書の引替期限の連絡にあたり、1792(寛政 4)年 8 月に、「松坂・田丸・

⁷⁴宇治山田市役所[1929]135 頁では、三方会合について、その「支配権を直ちに会合と書し或は三方とも単称した」と解説されている。

⁷⁵「山田銀札寛政改革と六人衆」。この史料には、年行事と取締役に対する任命の申渡文（後述）が記載されているが、三方に改めて申渡しを行ったことは言及されていない。

⁷⁶檀家からの初穂料が収入源。

⁷⁷宇治山田市役所[1929]311～312 頁。「金三百五十七両余山田会合一ヶ年入用」と記される。

⁷⁸妹尾[1971]28 頁。

⁷⁹『寛政以後山田羽書ニ関する書類二』（神宮文庫所蔵、三冊のうち二）。

津・鳥羽・亀山・神戸其外役人中、大年寄、大庄屋え三方一役より書通」で対応したことが記される。

三方が製造工程に関与した事柄として、作業場が三方会合所内に設置されたことが第一にあげられる。先に述べたように、1786（天明6）年から三方会合所が製造場所となったため、調達した用紙等の残りが改革の時点で会合所内に保管されていた。従来から製造に用いられていた和紙などの材料の所在や三方が拠出していた製造費用等について、山田奉行所・勘定所役人は実情を聞き取り調査したうえで改革を実施に移したが、直後に着手した羽書製造では在庫の和紙を有効活用した⁸⁰。羽書三役を任命した際に、「羽書を摺る作業は、これまでどおり山田会合で行い、山田奉行所用人・組目付が会合所へ出役し、羽書三役が共同で取扱う」⁸¹ように山田奉行は申し渡している。素材や道具、出来上がった羽書や重要書類の保管等が従来どおり会合所内で行われたため、三方の関与は不可欠であった。また、年行事と取締役は、「会合所勤」（三方会合所内での執務）と「御役所勤」（山田奉行所内での執務）を交代で行っており、三方会合所は羽書三役が製造・発行管理に携わる拠点であった。

また、改革後の羽書製造にあたり、三方が羽書の名義人となったことが挙げられる。元文期以降の増札のうち未消却の羽書 8,000 両余の処理は、山田奉行所が 4,500 両、三方が 3,500 両余を分担することとなった⁸²ためである。寛政の羽書改革後、消却費用の一部を山田奉行所が肩がわりした形となったが、三方も応分の負担を担う責務が課せられた。改革直後に製造された羽書は 2 万 8,283 両と 8 匁⁸³で、発行基準高 2 万 200 両（羽書株主 404 人分）に加え、未消却の約 8,083 両に対応する分も含まれていた。1791（寛政3）年 11 月に作成された『羽書手鑑三方会合判之分』⁸⁴には、発行者名義として「三方会合」と彫られた版木の見本摺りが掲載されており、三方名義の版木を用いて消却対象となる羽書の製造がなされていたことがわかる。『山田羽書書留』によれば、かかる消却が完了したのは、1811（文化8）年 12 月で、改革の実施から 21 年、混乱の発端となった元文改鑄の時期からは 75 年近くかかったことになる。ここでは事実の指摘に留め、消却をどのように進めたかについては、発行管理を分析する別稿において取りあげることとしたい。

ロ. 年行事

1790（寛政2）年 12 月 16 日に、羽書株を有する御師（以下、羽書株主と記す。）の中で松葉次郎大夫・坂用助・谷対馬・丸井勘解由の 4 名が山田奉行野一色兵庫頭から任命された。「此度銀札引替ニ付、羽書年行事申付候」との文言で、老中松平定信の意向が山田奉行から伝えられた⁸⁵。先に触れた『寛政以後山田羽書ニ関する書類二』では、年行事は「羽書株

⁸⁰『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』（神宮文庫所蔵、三冊のうち一）。

⁸¹宇治山田市役所[1929]310～311 頁に掲載された達しの翻刻文に依拠。

⁸²日本銀行調査局[1975]178 頁。

⁸³「寛政二戌年十二月より子九月迄羽書引替高勘定帳」。

⁸⁴『羽書手鑑三方会合判之分』（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A8-3）。

⁸⁵「山田銀札寛政改革と六人衆」では、年行事・取締役に関する山田奉行からの任命につい

に関連する取り纏め」、つまり羽書の製造権利（羽書株）を有する羽書屋らの間で調整役となることが期待されていた。もっとも、このような役割は新たに設定されたものではなく、寛政期以前も羽書年行事といった役職は存在し⁸⁶、羽書屋たちを代表して、時には山田奉行所との間での調整にもあたっていた。前節で触れたように、寛政の羽書改革の実施に先立ち、若年寄京極備前守（在任：1788<天明 8>年～1808<文化 5>年）・勘定奉行久世丹後守（在任：1784<天明 4>年～1797<寛政 9>年）の意向を受けて、製造工程について山田奉行所役人たちが事前調査した際には、年行事が実情を報告し、その中には、和紙の所用枚数（約 12 万枚⁸⁷）・実務工程の区分・職人の人数（摺り職人 50 人など）・製造にかかる期間（23 カ月程度）・製造費用の概略（約 404 両）・羽書屋の組編成といった具体的な情報も含まれていた。改革直後に着手する羽書製造の基礎情報になったと目される。このように製造実務の内容に精通していた年行事を、幕府は羽書三役の一つに組込んだ。

先に引用した申渡だけでは幕府が期待した職務内容はわからないが、任命直後に年行事 4 名が職務遂行上の心得を合意した「年行事申合条々」⁸⁸には、「羽書の製造に関する事柄は勿論、羽書に関する道理をよく理解し、山田奉行所からお尋ねがあった際には粗忽な回答をしないように常々心掛けること」と記されており、羽書の製造（「仕拵」）に関与してきた経験に基づく知見をもって機能することが期待されていたことがわかる。

この「年行事申合条々」は、折々に追記されているが、これによれば、山田奉行所は、年行事の職務に対して任命当初の 10 年間手当を付与しておらず、山田奉行（堀田土佐守：在任 1794<寛政 6>年～1802<享和 2>年）の発案により、1801（享和元）年 12 月以後、4 名合計で年間 15 両の役料が年末に山田奉行所から支給されるようになったことが明らかとされる。それまでの 10 年間、年行事を含む羽書株主は年間 2 両ずつ山田奉行所へ上納するように命ぜられており、上納を無事終了させることが課題の一つであった。任命された 4 名に異動が確認されるのは、上納が完了した 1800（寛政 12）年頃からで、村山一郎大夫・中川図書・谷兵部・高田喜大夫といった人名が確認できる⁸⁹。世襲の役職ではなかったが、4 名で執務する体制は維持された。

「年行事申合条々」には、他の二役との関係も記されている。「羽書御用ハ三役一体之事」とされ、三方を中心に相談して取り進めることが基本とされた。年行事らは、山田一帯の町政において町年寄などの役職に携わりうる立場にあったため、自治の政務を行う三方か

て、「松平越中守殿被仰渡候条申渡」と記される。

⁸⁶羽書年行事という文言は、「山田羽書一件書」の中にも確認できる。享保期頃に羽書屋数が 422 まで増加した際に、年行事がこの削減について調整した旨記される。

⁸⁷「羽書紙惣印数書差出し 三品合、一万二千八十五枚、染草、藍路、弁柄、雌黄、青、赤、黄、白紙合十萬八千二十五枚」（荒木[1968]50 頁）と記され、和紙の調達実績が山田奉行所・勘定所役人に報告された。後の章で分析する納品数量・内訳と類似している。

⁸⁸「年行事申合候条々控」（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A7-33-1、日本銀行調査局 [1975]214～215 頁の翻刻文に依拠）は、1790（寛政 2）年 12 月に最初の申合が作成された。本節で、年行事の職務内容について言及する際は、明記しない限りこの史料に依拠。

⁸⁹『山田羽書書留』。

ら指示を仰ぐ密接な関係が従来からあった。これに対し、新たな連携関係を構築する必要があったのは取締役であった。「取締役とは役職名が異なっても、羽書三役として同じ役を果たす仲間と心得て、聊かも疎意がないように、互いに睦ましくする」ことを心掛けるべき旨、明記されている。年行事は神職で、取締役は従来神職の下職として商業に携わってきた出自の違いが背景にあるが、羽書三役の任命を契機に、年行事と取締役は職務上連携していく立場とされた。

三方が連絡・調整を中心に事務的な側面で機能していたのに対し、製造工程の監視や進捗管理については、年行事と取締役が共同で執務することが通例であった（後述）。この二役は、製造が始まると、三方会合所内の作業場に詰めていたが、経理（「勘定」）を担う取締役と、製造実務に関する知見を期待される年行事との間には役割分担があった。たとえば、火災が近隣で生じた際には、年行事が会合所に駆けつけて土蔵の鍵を受け取り、収納されている羽書関係の重要物（「御用物」）を安全な場所へ搬送する指揮にあたることとされた。この「御用物」の中には、版木類も含まれているが、この保管状況を三役の中で最も把握していたのが年行事だったのである。彼らが製造工程でどのような機能を果たしていたかについては、後の節において明らかにする。

八. 取締役

取締役は寛政の羽書改革によって新たに設けられた役職で、野村太次兵衛・村井与四郎・恵川半九郎・古森善右衛門・永野与兵衛・伊藤与四兵衛の6人の商人が任命された。その際の山田奉行の申し渡しは、「此度御用被仰付於山田会合所摺出ス銀札取締役申付候間、勤役中二人扶持ツ、御扶持方被下置候」⁹⁰とのもので、老中松平定信の意向を受けた内容であった。羽書の管理に関する「御用」を務めることから二人扶持⁹¹を付与され帯刀も認められたが、このような身分的な措置を受けたのは三役の間で取締役のみである。因みに、鉾山の開発や貿易といった専門性の高い実務を管理する必要がある幕領などにおいて、専門技能を有する町人らが「御用」の一部を担う限りにおいて、武士に準ずる身分的処遇がなされることはしばしばあった。山田羽書の製造管理（「摺立方御取締」）を実施するにあたり、山田奉行所配下の役人では担えない技能をもって管理実務に寄与することを期待し⁹²、取締役を任命したとみられる。先行研究では、「三役中最も重きをなすに至った」⁹³とされるが、

⁹⁰ 「山田銀札寛政改革と六人衆」

⁹¹ 貨幣の製造に関わる町人らが幕府等から扶持を付与された事例をみると、金座人の高頭が二十人扶持（鈴木[1923]）、寛政の銀座改革後に役料を付与された銀座年寄が十人扶持（田谷[1963]）、明和期水戸藩の鑄銭座主小澤九兵衛が五人扶持（藤井[2006]）である。

⁹² 久留島[2000]18頁では、「山林や鉾山の管理上で特別な専門職を必要とした」事例として、飛騨高山や生野銀山のある幕領、貿易に関する特殊業務を要する長崎を挙げ、「職務が『御用』として認定され、『御用』を勤めるかぎりにおいて武士身分として認められた」としている。金座・銀座の年寄や銭座の請負人のように、貨幣の製造管理に関わる御用町人に扶持が付与された事例も、これに該当するものと考えられる。

⁹³ 堀江[1930]116頁。

いかなる職務が二人扶持を受けるべき「御用」とみなされ、他の二役には担えない機能を果たしたかについて、必ずしも解明されてきたわけではない。

取締役たちに期待された専門性は、先に触れたように「勘定」に関わる資金管理・経理の技能であった。家業としての商業活動に携わりながら、羽書の管理やこれに付随する資金運用⁹⁴について山田奉行所の「御用」の一翼を担った。山田羽書に関する事項に留まらず、1798（寛政 10）年以降山田奉行所役人（「組方」）の資金を預かって運用する活動にも携わるようになった⁹⁵。家業としての商取引や金融取引の経験をもとに、幅広く山田奉行所の御用商人として機能していた⁹⁶ことが窺われ、当時、江戸の勘定所において、御用商人のノウハウを活かし、金融・財政の各種案件の処理に取り組んでいた動向に沿っていた⁹⁷ものとみられるが、その活動内容の実態把握は今後の検討課題である。

山田奉行所が登用した 6 名がどのような商人で財力を持っていたか。先行研究で明らかにされてきたことは、合計 5,500 両を「銀札御手当」の名目で山田奉行へ上納した富商であり、山田奉行所は財力を確認のうえ⁹⁸取締役任命に止まる。

取締役の職務は 6 家による世襲が原則とされたが、財力や町政等への影響力には盛衰があった模様で、幕末に至って人員の異動が確認できる⁹⁹。筆頭格にあった野村家が 1849（嘉永 2）年に退役し川上源十郎に交代したのを皮切りに、伊藤家・村井家が退役した。因みに、明治維新政府（度会府）による製造・発行時期まで関与していた一家が古森家である。取締役の出自や活動の一例として、関連史料が残存している古森家¹⁰⁰について以下、簡単に触れておく。

古森善右衛門は、伊勢神宮外宮近くの浦口町に居住し、明和期頃（1770 年頃）から米・油を商っており、大坂等との取引や各種相場に詳しかったとみられる¹⁰¹。もっとも、三方の

⁹⁴堀江[1930]127～129 頁では、「取締役の公金貸付」との節を設け、取締役らが上納した「羽書御手金」の一部を山田奉行から下げ渡されて、運用した仕組みについて分析している。

⁹⁵『御奉行堀田土佐守様御在勤御組方金諸事控』（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A1-3、貨幣博物館[2008]に翻刻文所収）。

⁹⁶「三方会合旧例」（『日本都市生活史料集成九 門前町篇』所収）の「御困穀御蔵之事」の項には、1792（寛政 4）年に山田奉行所が備蓄のための困穀を実施する際に、取締役に任ぜられた河崎町の町人が地所を上納したことが記される。

⁹⁷寛政期の勘定所が行った通貨政策・米価政策に果たした江戸の勘定所御用達商人の機能については、竹内[2009]参照。取締役に二人扶持を付与された点は、江戸の勘定所御用達が三人扶持を付与された（127～129 頁）ことに類似している。江戸の御用達商人については、「米や貨幣に関する専門知識や商業的技術」をもとに勘定所の通貨政策や米価調整に寄与し、財政資金の提供や公金貸付運用等を担ったことが明らかにされている（126～157 頁）。

⁹⁸堀江[1930]116 頁では、上納された 5,500 両が直ちに 6 人へ預けられていることをもって、「御用金の真義は発行の担保に非ずして、取締役としての身元保証金ともいふべきであろう」としている。日本銀行調査局[1975]172 頁でも同様の解説を付している。

⁹⁹『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』。

¹⁰⁰貨幣博物館が所蔵する山田羽書史料群の出所（貨幣博物館[2008]解説「銭幣館古文書の伝存と構造」参照）。

¹⁰¹古森善右衛門の名前が確認できる早期の史料は、宇治山田市役所[1929]584～585 頁に記載される 1779（安永 8）年のもので、「米油之市場相建相建テ掛繋商ヒ」を三方会合所へ

もとでは、商業活動は神職の下職として行われていたため、財力はともあれ、社会的地位としては町年寄等の役務を担わない神職よりも下位にある「殿原」¹⁰²と称される立場にあった。古森は御師榎倉若狭の下職として商業に携わり、その財力は、1790(寛政2)年12月16日に山田奉行所から「銀札御手当金」1,000両の上納を命ぜられると、翌日には対応できる¹⁰³状況にあった。この基盤となったのは米取引で、久居藩(藤堂家)の蔵米の搬送や売り捌きに継続的に関わって、藩関係者への資金貸付を行うなど蔵元としての機能を果たしていた¹⁰⁴とみられる。

任命時に山田町政の役職にはついていなかったが、山田奉行は取締役らに二人扶持を与えるとともに、町年寄の勤めにあたる神職よりも上席に座すように、席次の変更を申し渡した¹⁰⁵。製造実務に関する知見を活かして執務する年行事との関係では、製造工程を取締る役割だけでなく、社会的な立場でも同等ないしそれ以上の扱いを受けるように変化した。前述のように、年行事の心得のなかに、取締役とよく連携する旨の条項が含まれていたのは、このような地位の変化が背景にあった。なお、寛政の羽書改革の当時、取締役の中で町年寄として山田の町政に関与していたのは野村太次兵衛のみであったが、古森善右衛門ら5名は1802(享和2)年に町年寄となったことが知られる。

このように、取締役は、寛政の政治経済改革を背景に、山田奉行所との密接なかかわりをもとに社会・経済的な地位の向上を伴いながら羽書の「取締」にあたることになったが、幕府が期待した機能は、「勘定ニ相拘わる」ことであった。『寛政以後 山田羽書ニ関スル書類一』には、製造費用の経理に関する記述が含まれており、山田奉行所から100両ずつ数回にわたって下げ渡された資金を取締役が預かり、その出納を帳面付けしていたことがわかる。製造過程で出費された実績は、「寛政二庚戌年極月ヨリ同四壬子年九月迄羽書諸勘定帳」¹⁰⁶として山田奉行所へ提出・報告されている。この勘定帳と、その後『羽書仕拵勘定帳』¹⁰⁷と題し、山田奉行所経由で勘定所へ提出された帳簿と比較すると、寛政の羽書改革直後の経理内容が原型となって幕末まで踏襲されたことが確認でき、幕府による製造費用の管理において、取締役の経理技能が寄与していたことが示唆される。

神職や山田奉行所の役人には担えない資金管理や経理の技能を活かして羽書の管理を行うことを期待し、幕府は取締役の役職を新設した経緯が窺える。取締役がどのような機能を果たしたかを解明するには、製造・発行・兌換や山田羽書に関連する資金運用等といっ

願出た際の請書(翻刻文)。古森善右衛門はこの市場取引の受人元締として名を連ねている。

¹⁰² 宇治山田市役所[1929]379頁では、「御師の檀家回りをする手代・諸職人・商人の中で名字を名宣る身分の者」と解説されている。

¹⁰³ 『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』、「山田銀札寛政改革と六人衆」。

¹⁰⁴ 慶応義塾大学文学部古文書室所蔵『五ヶ年仕法帳』『藤隼人様御物成差引勘定帳』ほか

¹⁰⁵ 「山田銀札寛政改革と六人衆」によれば、かかる席次の扱いについて、山田奉行は江戸の幕閣の判断を仰ぎその意向を受けて申し渡したとされる。

¹⁰⁶ 『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』の中に、「寛政五癸丑年二月御役所へ帳面差出候」として手控えられているが、原本の所在は不明。

¹⁰⁷ 『羽書仕拵勘定帳』(貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A10-1~4-1-A10-17)

た様々な側面からの検討が必要であるが、本稿では、製造工程に関する証文、帳簿等をもとに、その経理を担った取締役の役割を考察する。

3. 山田羽書の形態と記載情報

幕府の直接管理に移行した後に製造された羽書の券面はどのようなものであったかを確認しておこう。寛政の羽書改革について考察するにあたり、これまでの研究では史料の記述に依拠した分析が中心となっており、山田羽書の形態等に言及したものは、日本銀行調査局[1975]において、「改革時の新札製造にさいしても、その判形はそのまま使用され、しかもそれはのちのちにいたるまで、ほとんど変化はなかった」¹⁰⁸とされるに止まるが、この論拠となる羽書の寸法等や印判などに関する具体的な情報は添付されてこなかった。

そこで、以下では1790(寛政2)年12月の改革直後に製造を開始した券面(【図1】二分札、藤本勘兵衛の名が表面に摺られている)を事例としてとりあげ、先行研究で解明されてきた事柄とともに、これまで参照・引用されてこなかった史料や羽書券面からわかる情報をもとに、寛政の羽書改革直後の製造経緯や特徴を述べる。

(1) 文字情報

イ. 額面

表面中央部に、「弍分預」と木版で摺られている。「預」の文字が記されるようになったのは、17世紀前半頃からである¹⁰⁹。額面は一匁・五分・三分・二分の四種で¹¹⁰、秤量銀貨の単位で表記される。山田羽書について、史料においてしばしば「山田銀札」と記されるゆえんである。4額面のうち、五分札・三分札・二分札は、「匁」単位より小さな「分」を単位とすることから、「小羽書」「小札」¹¹¹と総称される。

前述のとおり、1740(元文5)年に制度改革がなされて以降、額面ごとに一匁札(白)・五分札(青)・三分札(赤)・二分札(黄)に用いる紙の色が定められた。この点は制度上踏襲され、実際に二分札の用紙は一匁札の白色の紙より黄色みを帯びている。なお、券面の寸法は額面に関わらず、すべてで同じに定められていた。貨幣博物館が所蔵している山田羽書の中から「藤本勘兵衛」と同じ組の羽書を中心に抽出し、寸法等を【表2】としてまとめた。これによれば、規定された寸法に従い、いずれの額面も画一的に製造され、幕末期

¹⁰⁸日本銀行調査局[1975]175頁における解説は、山田羽書を実見した結果を反映したものと目されるが、本稿での分析を機会に羽書券面の実見と寸法の計測等により、この記述が妥当であることを確認した(後述)。

¹⁰⁹日本銀行調査局[1975]158頁では、1623(元和9)年頃から「匁預」といった文言が摺られるようになったとされる。

¹¹⁰主だった藩札の額面等については、山口[1989]で分析がなされているほか、日本銀行調査局[1975]巻末に「古紙幣一覧」が整理されている。この「古紙幣一覧」によれば、伊勢一帯の亀山・神戸・鳥羽藩札では「一匁」が藩札額面の上限となっている。また、文政年間に発行された和歌山藩飛び地松坂札の額面は山田羽書と同じで、形態も酷似している。

¹¹¹「寛政二戌年十二月より子九月迄羽書引替高勘定帳」に「小札」「小羽書」の記述がみられる。

に至るまでその形態が変わらなかったことが確認できる。また、「豊田主殿」や「松葉次郎太夫」の名義で製造された券面の事例から、寛政の羽書改革以前の 1754（宝暦 4）年や 1770（明和 7）年の製造時の形態と変わっていないことがわかる。元文期の羽書制度改革において、券面の形態についても規定したことは先に述べたが、このとき導入された制度のうち羽書券面の記載事項については、寛政の羽書改革以降も踏襲されたことが明らかとされる。

寛政の羽書改革では、元文期の羽書制度改革の基本方針に添いながらも、羽書株主の組編成などには修正がなされた。羽書株主 404 名が一人 50 両（＝3 貫 200 匁）ずつ発行を分担することとし、羽書株主は、元文期に 40 組であったものが 39 組に編成し直され、製造する羽書の額面によって、一匁札のみを発行する「大組」と、一匁札とともに小羽書も発行する「小組」に分けられた。それぞれが分担する製造高・枚数の内訳は以下のように具体的に決められた¹¹²。

【史料 4】¹¹³

一匁札	百二十三万八千二百枚	金高一万九千三百四十六両三步八匁
五分札	五万四千六百枚	金高四百貳拾六両二歩四匁
三分札	五万四千六百枚 ¹¹⁴	金高二百五十五両三步十二匁
二分札	五万四千六百枚	金高百七十両二歩八匁

総計百四十万二千枚 此代千二百九拾二貫八百匁即二万二百両

尚四百四人ヲ大組と小組トニ別チ、大組百三十一人、是ハ壹匁札斗トシ、

小組二百七十三人ハ小札付（一人二百目ツヽ）トシ、其内訳ハ一匁札三貫匁、

五分札百匁但二百枚、三分札六十匁但二百枚、二分札四十匁二百枚、計三貫二百匁ナリ

これによれば、前掲【図 1】に示した二分札は、5 万 4,600 枚製造されたわけだが、140 万枚強の総製造枚数から見れば 4%に満たず、小組に属する羽書株主一人あたりの製造枚数は 200 枚と少ない。一匁札の製造総枚数が 88%強を占めることから、市中の人々が手にしている山田羽書といえ一匁札であったといつて過言ではない。もっとも、一匁未満の小羽書は、銭貨と代替しうる釣り銭的な少額面で、これがなければ人々の支払決済において不便であったものと思われる。

厳格に製造・発行管理を行うための仕組みを構築するにあたり、枚数の多寡は決定的な要素である。かかる点に着目した考察が、山田羽書に限らず藩札等においても進展してこなかったのは、史料の残存等に制約があったためである。額面別の内訳やその製造過程までを捕捉しうる史料が残存している寛政期以降の山田羽書は貴重な事例といえる¹¹⁵。膨大な

¹¹² 日本銀行調査局[1975]174 頁に解説があるが、踏み込んだ分析はなされていない。

¹¹³ 「山田銀札寛政改革と六人衆」に掲載されている翻刻文に依拠。

¹¹⁴ 「山田銀札寛政改革と六人衆」における翻刻文では「五百四千六百枚」とあるが誤植とみられ、「総計百四十万二千枚」等の記述との整合性を確認のうえ筆者が補正した。

¹¹⁵ 河手[1987]15 頁では 1825（文化 2）年鳥取藩札の発行継続、紀州古泉会編[1985]186～187 頁では、和歌山藩松坂飛地藩札の文久期における発行継続を事例として、勘定所が製造枚数等について報告を求めたことが紹介されている。もっとも、史料から捕捉できる藩札の事例は限られている。

枚数の山田羽書を、額面別に手違いなくいかに製造し、分別して保管し市中への発行に至るまで管理していったのか。この点については後の節で分析する。

ロ. 引替文言

表面下部の左右の縁に「此羽書以六拾四匁金壹両相渡可申候」と摺られている。文字通り解釈すれば、「この羽書の券面 64 匁相当を提示すれば金 1 両を引渡す」との内容であるが、どのように正貨と引替えられたかの実態はわかっていない。

山田羽書については、秤量銀貨の単位である匁・分で額面が表記されながら、「1 両＝羽書 64 匁」といった換算レートによって金貨とリンクされていたことが知られる¹¹⁶が、このような文言が券面に記されるようになったのは、1668(寛文 8)年頃からとされる¹¹⁷。当時、山田羽書と正貨の兌換の際の歩合が騰貴していたため羽書関係者が合意して定めたものである¹¹⁸。

山田羽書の正貨兌換に際し、金貨とのリンクを必要としたのは、名古屋や岐阜、伊勢の一带が、「東の金遣い」「西の銀遣い」といわれる地域区分の境目にあたる¹¹⁹ことと深くかかわる。浦長瀬隆氏の研究¹²⁰によれば、伊勢一带では、1630 年代にかけて金貨・銀貨の両方が流通していたが、1640 年代以降は金遣い圏となり、1670 年代以降、金貨と山田羽書の併用がなされるようになったとされる。

寛政期に、前掲【図 1】に示した羽書が金貨とどのように併用されたか、またどのような正貨といかなる交換レートで兌換されたかの実態把握は今後の研究課題の一つであるが、本稿における分析では、幕府が山田羽書を直接管理する体制をとった後、公定相場である「金 1 両＝銀 60 匁」による金銀換算を行わず、山田一带で従来から用いられていた「金 1 両＝羽書 64 匁」の文言をもとに、「羽書一匁」が「1/64 両」に相当する計算単位として機能し、金貨建てでの管理に用いられたことが注目される。

この点は、これまでに引用した史料からも明らかである。たとえば、イ. で引用した史料では、「一匁札 百二十三万八千二百枚 金高一万九千三百四十六両三步八匁」といった金貨建ての表記がなされており、換算レートは明記されていないが、計算すると「1 両＝羽書 64 匁」となっている。また、山田羽書の製造高の基本となった、羽書株主一人あたり 50 両 (=3 貫 200 匁) の定めも、「1 両＝羽書 64 匁」での換算が前提となっている。寛

¹¹⁶ このように、江戸時代においては計算単位（この場合は、秤量銀貨の単位である匁）が兌換対象となる貨幣（この場合は、両建ての金貨）と一致しない事例があった。たとえば、表記上は秤量銀貨との兌換を前提とする匁建ての藩札が文建ての銭貨と兌換され、一匁札が銭何枚にあたるかの交換比率が固定されていた「銭匁遣い」が知られる。岩橋[1981]および[2008]参照。

¹¹⁷年代については諸説あるが、妹尾[1971]30 頁、日本銀行調査局[1975]160 頁に依拠した。

¹¹⁸堀江[1930]115 頁。これ以後、金貨兌換券となったとしている。

¹¹⁹ 山口[1989]85 頁では、「愛知・岐阜・富山三県を結ぶ地帯は金遣い、銀遣いの分水帯ではなかったかと思われる」と述べている。鈴木[1999]88～89 頁では三重県久居市の備蓄銭の出土状況からこの地域を「東国のもっとも西よりの地域と考えるべき」としている。

¹²⁰ 浦長瀬[2001]232～234 頁、259～261 頁。

政期に羽書三役らが山田奉行所との間での調整過程等を記した記録や勘定所へ提出された帳簿類では、製造・発行金額は金貨建てで表記されているものの、金銀換算レートに関する記述がみられない。

因みに、1770年代の明和期以降、幕府の直接管理下に置かれるようになった錢座の収支等に関する帳簿等では、市場での相場変動を勘案し記帳時点での換算レート等が併記されている¹²¹。この点に鑑みると、山田羽書の製造・発行に関する記録や帳簿を作成するにあたって換算レートの記載がなされていないこと自体、羽書の製造管理にあたる当事者間で、勘定が相場の変動や地域差によって左右されないような一定の前提が認識されていたことが示唆される。

幕府が山田羽書の管理を掌握する制度改革を実施するにあたり、経理や報告書面の記載が金貨建てでなされ、換算レートが固定されることは、当時の勘定所がとっていた貨幣政策に鑑みて自然な流れといえる。18世紀後半のいわゆる明和期以後の勘定所は、銀貨を金貨の体系へ包摂していくことを狙い、金貨の単位に直結する計数銀貨¹²²を発行する措置に取り組み、その西国への流通促進を図る貨幣政策をとっていた¹²³ことが知られる。寛政期初頭の伊勢一帯に計数銀貨がどの程度浸透していたか¹²⁴は定かでないが、山田羽書の兌換に計数銀貨が用いられる可能性¹²⁵を勘定所が想定していなかったとは考えにくい。

寛政の羽書改革直後の羽書製造費用の内訳を勘定所へ報告した「寛政二戌年十二月より同四年九月迄諸入用勘定帳」¹²⁶には、「金壹両ト羽書五匁九分七厘 羽書紙注文之節濃州岐阜え差遣候飛脚入用」「十一口合 金貳拾四兩貳分羽書拾壹匁二分貳厘」といった記述がみられる。「金 両・分」に併記する貨幣単位として「銀 匁・分・厘・毛」とするのはなく、「羽書 匁・分・厘・毛」として、実際の山田羽書の額面よりも小さな単位「厘・毛」まで記帳している。幕府が羽書の管理を行うようになった後、券面に摺り込まれた引替文

¹²¹ たとえば、1767（明和4）年に作成された水戸藩鑄錢座の収支見積『銃鑄錢仕用一卷』（貨幣博物館所蔵、請求番号3-4-A1-1、貨幣博物館[2004]に翻刻文所収）では換算レートが記される。

¹²² 1772（明和9）年に幕府は「以南鐮八片換小判一両」と刻した明和南鐮二朱銀を発行し、大坂等銀遣い圏への流通を図っていた。1788（天明8）年4月に南鐮二朱銀の鑄造が一旦停止されたが、1800（寛政12）年に銀座人を肅清した組織改革の後、鑄造が再開された。

¹²³ 新保・斎藤[1989]29頁、32～35頁では、幕府が金貨単位の貨幣による貨幣統合を実現し、全国市場の再編成・統合を行おうとしていたと意義づけている。計数銀貨の創出をこの一環としているが、藩札については金貨単位をとる金札はごくわずかで、「地方通貨を含めた金貨単位での貨幣統合は実現できていない」としている。

¹²⁴ 『山田羽書書留』1793（寛政5）年8月27日の記事では、山田奉行所御用人の死去の際に、年行事が盛物料として「南鐮一片持参」と言及されており、奉行所・羽書三役の間で、南鐮二朱銀が儀礼に用いられた形跡が窺える。

¹²⁵ やや時期は下るが、1842（天保13）年『天保十三壬寅年引留』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A4-29）には、文政の改鑄によって発行された金銀貨が通用停止となるとの噂がたち、人々が計数銀貨である一朱銀と山田羽書を引替るために殺到したことが記される。

¹²⁶ 『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』の中に、当該帳簿の記載が写しとられているが、原本の所在は不詳。

言が、勘定所・山田奉行所の管理帳簿の作成に際し、山田羽書一匁が金 1/64 両に相当することを意味する計算単位として機能した¹²⁷ことの証左の一つと考えられる。

山田羽書が貨幣としてどのように機能していたかを考えるにあたり、山田羽書の額面として記された「匁・分」が、計算単位としていかに認知されていたかは重要な論点である。後の節では、日々の製造過程について、羽書三役がいかに金貨建てで羽書の数量や費用を管理していたかの実例を挙げて検証していくこととしたい。

八. 羽書屋名

表面下部の引替文言の間に名義が摺られている人物は、この羽書の発行者で、版木の持主である。羽書を発行する株を有する御師は、羽書屋と史料に記され、券面に名義が摺りこまれてきた。その株主数は江戸時代初頭から変動があったが、前述のとおり元文期以降 404 株と定められ、寛政期以降幕末までこれは変わらなかった。

ただし、前掲【図 1】にみられる「藤本勘兵衛」は、券面に名義が摺られているものの、この羽書の製造時点では羽書株を豊田大夫へ譲っており、実際の製造にはかかわっていない。1790（寛政 2）年 12 月に山田奉行所に提出された『羽書株四百四人御請請印形帳』¹²⁸をみると、改革の時点で多くの羽書屋が羽書株を手放していた¹²⁹事実がわかる。羽書株主が個々の名義の版木を所持していた過去の状況は様変わりしていたため、以下では記述の便宜上、羽書製造・発行に関わった御師を総称して「羽書屋（羽書株を譲渡した過去の株主を含む）」、そのうち実際に羽書株を所持している者を「羽書株主」と区別する。

ところで、一枚の山田羽書を摺るための版木は、十数個に及び、表・裏の様々な箇所に分かれていた。史料の中では版木の種類を示す様々な名称が使い分けられているが、その名称によって、どの版木を用いて券面のどの箇所を摺ったかがわかる。これまでの研究では版木のうち、元文の羽書改革の要の一つとされた「裏判」が着目されてきたが、製造時の実務手順を把握するにあたっては、各種版木の出納や摺り方がポイントとなるため、以下印刷箇所ごとに用いた版木の呼称¹³⁰についても触れる。

「表判」はさらに摺る箇所ごとに呼称が異なる。ここで取り上げている羽書屋の名義は、

¹²⁷ 『溜羽書勘定帳』（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A11-1～4-1-A11-46）でも、「羽書 匁・分・厘・毛」といった表記が確認できる。

¹²⁸ 『羽書株四百四人御請請印形帳』（貨幣博物館所蔵『羽書株四百四人御請請印形帳』、請求番号 4-1-A1-26＜貨幣博物館[2008]に翻刻文所収＞）。

¹²⁹ 妹尾[1971]28 頁では 404 名中 112 名の変更がなされたとしている。日本銀行調査局[1975]208 頁掲載の「付表 2」では羽書株を引受けた 121 名を書き上げているが、1 人で 2 株以上を引受けた者も少なくない。本稿では、羽書株を手放しており、「大組」に区分された 131 名も含めて、製造実務から実際に離脱していた人数をカウントし、その上で「小組」「大組」の区分の基準や製造実務での違いを考察する（後述）。

¹³⁰ 『山田羽書書留』の 1799（寛政 11）年 5 月 5 日の記事では、『羽書手鑑』を改訂に言及しており、その中で「頭判」「枕判」「朱印」「異儀判」「袖判」「隠し判」「目附判」等、版木の種類・呼称が記載されている。かかる版木の呼称は山田羽書にだけ特有のものでなかった模様。紀州古泉会編[1985]275～365 頁には、松坂で発行・流通した藩札の版木の名称・印影が記載されており、山田羽書の版木の形態や呼称との類似性が確認できる。

引替文言とともに1個の版木に彫り込まれ、この版木は「異儀判」と称された。羽書屋ごとに異儀判は異なっていた。

前掲【図1】に示した「藤本勘兵衛」名義の羽書券面の見本摺りが掲載されている『羽書手鑑小組之分』（【図2】）を見ると、異儀判の箇所には、貝の形をかたどった「隠し判」が重ね摺りされている。また、異儀判とその上に摺られた青海波模様の「枕判」の間には、「寶」をかたどった「貫判」が割印のように押されている。多色摺りや重ね摺り、小さな目印の版木などを組み合わせることで、偽造対策に配慮したことが見て取れる。

また、前掲【図2】に示した手鑑の余白部分には墨書きでの加筆が数多くみられる。藤本勘兵衛名義の表判の見本摺りの余白には、「在判八ツ」「隠 慶徳主馬より借用」と記される。必要な表判の所在を確認できたものが8つ、「隠し判」の版木はみつからなかったため、同じ組に属する羽書株主・慶徳主馬から借りて対応したのである。(1)改革直後に製造に用いた表判は、三方の管理下で用いてきたものを集めて対応したこと、(2)しかし、三方の下では表判の管理が必ずしも徹底されておらず¹³¹、寛政の羽書改革の段階では前回製造時の表判をすべてとりそろえることができなかつたこと、(3)幕府の管理下での製造を機会に、三方の管理下ですでに羽書株を譲り渡していた者の所持分も含む各種表判の所在と、羽書株主の現状を確認し、表判の授受を管理するようになったことがこの手鑑から判明する。

このように、新体制のもとで羽書を製造することを契機に、羽書株主の異動状況と彼らが所持する表判の管理がより厳格に行われるようになったわけだが、この点に寄与したのが年行事であった。短期間で多数の版木の所在を確認し、欠落している分を他の羽書株主から融通する等の調整を行いながらその管理を確実にすることは、自らも羽書の製造に携わり、従来から羽書屋の取り纏めにあたってきた年行事でなくてはなしえなかつた。前述のように、新羽書の製造が無事終了した際に、山田奉行（野一色兵庫頭）が自ら年行事をねぎらったのは、このためもあったろう。

『山田羽書書留』によれば、羽書改革から10年を経た段階でも、欠落している表判について、組内で対処できなければ他組の構成員から借り入れて対応する状況が続いていた模様で、摺る際に煩雑で混乱も見受けられた¹³²ことが記される。表判を羽書株主間で繰り返すことは実務的に面倒であるだけでなく、不正やミスの温床になると認識されていたため、個々の羽書株主が所持する表判一式が特定できるようにし、1799（寛政11）年4月末までに『羽書手鑑』を改訂したことが記される¹³³。

二. 羽書屋の属する組

¹³¹ 『山田羽書書留』1805（文化2）年8月15日の記事では、寛政の羽書改革以前に羽書株を手放した者が用いていた古判木が回収しきれていない実態に言及している。

¹³² 『山田羽書書留』の1799（寛政11）年4月18日の記事。

¹³³ 『山田羽書書留』の1799（寛政11）年4月18日から5月5日の記事。『羽書手鑑大組之分』『羽書手鑑小組之分』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A8-4、4-1-A8-5）には、1791（寛政3）年作成の手鑑（前述）と異なり羽書株主間で版木を融通した旨の補記がない。作成年代がこれらの手鑑には記されていないが、寛政11年に改訂されたものに該当すると目される。

「藤本勘兵衛」の名は、羽書の裏側の下部に押印された「組判」¹³⁴の中にも確認することができる。「富貴上（ふきあげ）組、慶徳主馬・高向左衛門・二見舎人・小倉主殿・熊鶴三郎左衛門・小田主殿・中井孫次大夫・津田嘉右衛門・藤本勘兵衛・吉澤重次郎」と摺られている。近接して居住する羽書屋は10名前後の組を編成していた。組判は、藤本勘兵衛が属していた吹上組＜富貴上は縁起の良い表記＞とその構成員10名の内訳を示したもので、構成員が発行する羽書では共用された。寛政の羽書改革の際に編成し直された39組は地域的なまとまりによって「上組・下組」のいずれかに属したほか、【史料4】に示したように製造面の分担では「大組・小組」に区分されていた。吹上組は「上組」に属し、4額面の羽書を製造する「小組」に分類された。なぜ寛政の羽書改革に際して従来の組を編成替える必要があったのか、どのような基準で「大組・小組」に区分したかの経緯や判断基準については、これまでの研究で明らかにされてこなかった。

そこで、券面に記された名義から組編成の特徴をみると、『羽書株四百四人御請印形帳』に記された実際の羽書株主名と組判で摺られた券面上の名義が必ずしも合致していたわけではないことが確認できる。この印形帳は、改革の実施に際して再編成された39組に属する株主の名前・居所を記して押印のうえ、羽書三役が加判して山田奉行所へ提出された株主名簿である。この印形帳には、「一株あたり金2両ずつ、当年（寛政2年）から10年間上納する」誓約が記されており、羽書株主は合計で8,080両を山田奉行所へ上納する義務を負った。この上納金は、山田羽書の発行保証金（「羽書積金」）に組みこまれたことが知られるが、上納金を確実に行ううえでの最小責任単位として組が機能し、組々が年2回上納金を納めていたことが、『羽書上組大組三組小組十七組合式百三人御上納金請取覚』『羽書下組大組三組小組十六組合式百壹人御上納金請取覚』¹³⁵からわかる。羽書株主404人分の上納金は、組が位置する地域によって「上組（203人）」「下組（201人）」に分けて取り纏められ、頭取役が置かれていた。吹上組は西村八郎大夫を頭取役とする「下組」に属し、一年で「金貳拾兩 吹上組十人組」分が、頭取役を通じて羽書三役へ納められたことがわかる。上納金を負担できない者があった場合には、組内での連帯責任とされた。当時の羽書株主にとって上納金20両の負担は必ずしも楽でなかった模様¹³⁶で、経済的に余裕のある者が、複数の株を引受けたケースも少なくなかった。

藤本勘兵衛の名が刻まれている吹上組の10名について、『羽書株四百四人御請印形帳』の記載を見ると、「津田嘉右衛門羽書株引受 宮後西川原町 豊田大夫」「藤本勘定兵衛羽書株引受 宮後西川原町 豊田大夫」「小倉主殿羽書株引受 田中中世古町 小倉修理」と

¹³⁴ 組の目印を示す印判が押される組もあった。藤本勘兵衛名義の羽書には「富」の文字をデザインした印判が組判の上に押されている。

¹³⁵ 『羽書上組大組三組小組十七組合式百三人御上納金請取覚』『羽書下組大組三組小組十六組合式百壹人御上納金請取覚』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A9-4、4-1-A9-5、貨幣博物館[2008]に翻刻文所収）。

¹³⁶ 宇治山田市役所[1929]309頁では、「株式払込命令が余りにも急な事件故、直ちに弁じ兼ねる家もあって、家来中より借集めて間に合わせたり、甚だしきは娘を売った者もあるとの噂も聞こえた」と記している。

あり、3名の羽書屋が羽書株を手放していたことがわかる。藤本勘兵衛の株を引受けた豊田大夫は一之木組に属し、吹上組に属する2名分の株を引受けている。

羽書株主に異動があったことは妹尾守雄氏の研究でも分析され、寛政の羽書改革の段階で羽書株を譲り受けた引受人の人数をもとに「404名中112名が交代している」¹³⁷としている。豊田大夫のように複数株を引受けた事例があることから、引受人の立場や株を手放した羽書屋の人数（【表3】¹³⁸）に着目し、組編成の過程を検証すると以下の事柄が判明する。

吹上組以外の組について印形帳の記載をみると、引受の担い手には、羽書屋だけでなく三方や三方年寄が含まれている。旧来の組の構成員全員が羽書株を手放し、これらを一括して引受けたもので、以下の6組である¹³⁹。八日市場新組十四人前（幸福内匠引受）・坂之世古新組十人前（三方当番喜多左馬之助引受）・宮後新組四十人前（足代縫殿引受）・岩渕新組四十人前（三日市少進引受）・岩新組十六人前（久保倉豊前）・岩新後組十一人前（久保倉正親引受）の6組131株については、三方関係者が上納金を負担したことが、『羽書上組大組三組小組十七組合式百三人御上納金請取覚』『羽書下組大組三組小組十六組合式百老人御上納金請取覚』からわかる¹⁴⁰。組全員が羽書株を手放した場合、ハ、で触れた異儀判等の所持・管理の問題が生じるが、『羽書手鑑 大組之分』をみると、かかる6組分の羽書屋名義の表判について、見本摺り131種類が一覧になっている。

このように6組の構成員が株を手放すような事態がいつ頃から生じていたか定かでないが、改革直前に勘定所役人・山田奉行所役人が行った実地調査において、年行事が「大組百三十一人」として現状報告を行った旨を記す史料¹⁴¹があることから、三方が羽書屋に代わって製造費用を拠出するようになった1786（天明6）年頃、発行益を取得する機会を失った羽書屋の中で、羽書株を手放して製造・発行実務から離脱する者もあったと考えられる。三方会合所内で集中的に製造を実施する体制に移行した後、三方に引渡された羽書株131人分は、「大組」として分別されていた。寛政の羽書改革が実施された直後に『羽書株四百四人御請印形帳』が山田奉行所へ提出されていることに鑑みると、改革直前の調査の際に、羽書株の異動状況について、「大組」の存在も含め、年行事から報告させながら、羽書株主の組編成と構成員の名簿の確定作業を並行して進めていたと考えられる。

【表3】によれば、『羽書株四百四人御請印形帳』を作成する時点では、羽書株総数の半数を超える247株について旧来の羽書屋らが株を手放し、製造・発行実務から離脱してい

¹³⁷ 妹尾[1971]28頁、日本銀行調査局[1975]208頁掲載の「付表2 寛政2年改革時における羽書株引受人氏名」参照。

¹³⁸ 羽書株主の組編成や異動について、日本銀行調査局[1975]204～208頁に付表1および付表2が掲載されているが、『羽書株四百四人御請印形帳』の記述を再確認のうえ、一覧性のある表として編成し直した。

¹³⁹ 羽書株が三方関係者に引き渡された時期は、既存の史料から確認することはできない。

¹⁴⁰ 1795（寛政7）年に幸福岩治郎（八日市場新組分）・三方会合所（坂之世古新組分）・足代縫殿（宮後新組分）・三日市少進（岩渕新組分）・久保倉豊前（岩渕組）・久保倉右近（岩新後組分）が上納した金額が記される。

¹⁴¹ 荒木[1968]50頁。

たことが判明する。たとえば、前掲【表2】に挙げた「久留加左衛門」「村澤新五兵衛」「斎藤八大夫」「岩田八兵衛」「長谷川喜兵衛」は羽書株を手放した者の一部であるが、寛政期以後も彼らの名義の異儀判が用いられ続け、券面の記載には変化がない。羽書株の異動に伴い、新たに表判を作り直すのではなく、表判等が引受人へ引渡されたことがわかる。「大組」131株分の表判は、1株あたり10個前後であったため、1300個以上の多数に及び、かつ、羽書三役の筆頭格にあたる三方関係者が所持人となったことから、その出納管理を行ううえで山田奉行所も特別な配慮が必要であったと目される。これらの表判は山田奉行所役人が施封し、三方会合所で保管されたが、この点は、後に製造工程の分析で触れる。

(2) 図柄など

イ. 表判の図柄

山田羽書の表面の上部には、人物や米俵等があしらわれた図像が摺られている。この部分の版木は「頭判」と呼ばれる。前掲【図1】では、頭判の部分には墨で二本線が加筆されている。『山田羽書書留』には、製造に着手して間がない1791(寛政3)年1月17日に、羽書三役が山田奉行所に出向き、「額面二分の羽書の表面上部(頭)に、墨で二本線を付記してもよいか」と伺いをたて了解を受けたことが記されている。羽書の図柄等の意思決定は、部分修正や加筆であっても、すべて山田奉行所の了解が必要とされた¹⁴²。

『羽書手鑑小組之分』によれば、この頭判の摺られた箇所、小さな「目付判」と呼ばれる判が重ね摺りされている。また、頭判の真下に額面が摺られているが、その両脇の余白を袖のように囲む「袖判」が摺られているほか、額面と重なるように朱印や文様が摺りこまれている。この手鑑は墨一色で作成されていたわけではなく、多色摺りであった。羽書株主1人分ごとに、これらの文様等の摺りのパターンは異なっており、繊細な重ね摺りは偽造対策の一環であった。また、偽造羽書と目される札が市中で発見された際に、年行事・取締役が『羽書手鑑』をもとに、「銘判」「枕判」「異儀判」「あしらい」「隠し判」等を逐一照合・確認したことが記される¹⁴³。偽造羽書が発見された際に、表判のどの箇所に特徴があるかを把握することで、同様の手法で製造された偽造羽書の発見を容易にし、その流通を阻止する手掛かりとなった。

ロ. 裏判の大黒像など

裏面上部に、大黒之像が摺られている。このために用いた版木は裏判と呼ばれ、「最モ大切ナルモノニシテ、真贋ハコレヲ以テ区別スヘキ」¹⁴⁴とされる。裏判の図柄は、全ての羽書券面に共通であり、流通過程で他と違和感のあるものを見出して真偽を識別するうえで、手掛かりとなった。大黒天像だけでなく、「庚戌」(1790<寛政2>年)、「山田羽書総中」という文言が彫られている。「山田羽書総中」とは羽書株主(404人前)による仲間を意味し、

¹⁴² 『山田羽書書留』1804(文化元)年3月28日の記事に、坂之世古組の頭判における毘沙門像の余白に若松のあしらい文様を加えるよう山田奉行所に伺いをたてた旨記される。

¹⁴³ 『文化十三丙子年引留』(貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A4-3)、9月6日の記事。

¹⁴⁴ 「山田銀札寛政改革と六人衆」。

この仲間が山田羽書 2 万 200 両分の発行者であることを示している。

このような裏判の様式は元文期の制度改革以降変わっていない¹⁴⁵。新羽書を発行する際に図柄を変更し、新たに彫刻された。前掲【図 1】の裏判は、山田の版木師安太郎らに彫刻が発注された。そのとり進めに際し、山田奉行所は、羽書三役の中から誰か必ず立合い、厳重な監視のもとで裏判の彫刻を実施するように指示を出している¹⁴⁶。山田奉行所が裏判をいかに重視していたかが示唆される。

しかし、偽造羽書は羽書改革以後も発見される状況にあったため、山田に在住する版木師への発注をとりやめ、1810(文化 7)年に京都錦小路の細工人金屋善助へ依頼するようになった¹⁴⁷。これは、1805(文化 2)年に偽造羽書が発見された後、山田奉行所は過去に羽書株を譲渡した者の手元に古版木が残存していないかを調べ回収措置をとる等の対策をとり、油断ない対応を三役に指示したことの一端である。偽造防止対策強化の一つとして、7年ごとの新羽書製造に際し、裏判の彫刻についても改善を図ったとみられる。

以上が、寛政の羽書改革直後に製造・発行された券面の形態と記載情報であるが、改革の前後で大きな変更はみられず、管理の担い手が三方から幕府に移行した制度変更は、券面の外見からはわからない。また、先に述べたように、羽書屋の中には製造・発行から撤退していた者も多く生じていたが、かかる変化も券面には反映されていない。その理由を記した史料を、管見の限り見出すことはできないが、この当時、山田奉行の政治権限が強められたことに対し、三方関係者は旧来の自治の状況に復することを求める行動をとっていた¹⁴⁸ことに鑑みると、404 名の御師の名前と彼らが構成する「山田惣中」の文言が表示されている山田羽書は、三方の自治を象徴するものとして捉えられていたことも推測される。発行管理者が幕府に交替した転換期に、山田の人々の間で羽書への信用が揺らがなかったことに、従来同様の形態が保たれたことが寄与したやもしれない¹⁴⁹。この間、幕府関係者からみれば、実務経験や知識の制約をカバーしつつ、製造・発行を確実に実施するうえで、従来用いられた道具や素材、職人など、三方が管理していた時期のノウハウを最大限活用する現実的な対応をとった側面もあったと考えられる。

それでは、寛政期以降に幕府のもとで行われた羽書の製造工程の管理は、三方のもとに

¹⁴⁵ 元文期の羽書改革で定められた裏判の様式は、横井[1904]1007 頁掲載の図を参照。

¹⁴⁶ 「山田銀札寛政改革と六人衆」。

¹⁴⁷ 『山田羽書書留』1810(文化 7)年 1 月 20 日の記事に、金屋善助から取締役・年行事へ提出された請負証文の内容が手控えられている。

¹⁴⁸ 宇治山田市役所[1929]143～149 頁。

¹⁴⁹ 堀江[1930]118 頁において、「名義を貸上ぐるに依って羽書の信用を維持する」と指摘されるとおり、羽書屋らの名義が山田羽書の信用の維持に寄与した側面がある。因みに、貨紙幣の形態や図柄等の特徴を把握し、そこから貨幣の製造・発行された時代背景等を考察する numismatics(貨幣学)の分野では、政治体制の変革や統治者の交替に際し、新たな貨紙幣が人々に受容されやすいように形態や刻印等に配慮した事例が紹介される。たとえば、東インド会社に発行権が移行した 19 世紀のインドでは、以前の発行権者であったムガル皇帝の名を刻すことが、貨幣として機能させるうえで必要であったとされる (Catherine Eagleton and Jonathan Williams[2007]、122～123 頁)。

あった時期とどのような点で異なっていたのだろうか。以下の節では、製造工程における山田奉行や羽書三役、職人らの実務の内容を分析することを通じて、寛政の羽書改革以降の管理手法の特徴を明らかにする。

4. 製造工程の概要

山田羽書を適正に製造・発行するための制度的な枠組みは、寛政の羽書改革によって提示された。もっとも、前述のように、すぐに過去の弊害が除去できたわけではなく、元文期以降の増札分の消却（「切捨」）が終了したのは1811(文化8)年12月であった。それまでの21年間は、発行基準高に基づく製造・発行実務と過去の過剰発行羽書の消却を並行して実施しながら、新制度下での実務を定着させていく過程であったといえる。どのように消却が進められたかの手順自体重要な論点であるが、これは次稿で検討することとし、本稿では、新制度下における発行基準高2万200両の羽書の製造工程を対象として分析を行う。

新しく羽書を製造することは、これらを市中へ発行していくための一連の実務の一部である。製造する羽書の枚数は約140万枚。それまで流通してきた古羽書の回収を進めながら新羽書を市中に発行していくことを考えると、1回の発行にあたり出納される新古羽書は単純計算で280万枚にのぼる。かかる実務は一朝一夕にできるものではなく、正確に枚数管理を行いながら整齊と一定期間内に実施することは必ずしも容易なことではない。市中への発行も見据えて計画をたて、組織だった製造工程管理が一貫してなされていなければ、到底なしえることではない。

製造の技術的な面については、先に触れたように改革以前からのノウハウを踏襲することで対応可能としても、管理責任を直接担うようになった山田奉行所では、現地で羽書三役らを指揮管理する一方、製造費用等について勘定所と調整をはかる新たな事務が発生した。山田羽書に関する管理は、幕府内でも他の機関にはない山田奉行所に独自の事柄であるが、寛政期以降に就任した山田奉行の在任期間は平均5年程度であり、7年に1回の新羽書製造・発行は、多くの山田奉行にとって1回限りの事務であった。このため、過去の前例をもとに、製造から発行に至るまでの全体像がある程度見通せることが管理上不可欠であったと目される。貨幣博物館に所蔵されている史料群のまとまりは、山田羽書の製造・発行等に関する意思決定過程や羽書三役と山田奉行の間での調整手順等を記録し、前例として参照できるように組織的に保管され続けた事情を物語る。

製造・発行管理の手順については、堀江保蔵氏の研究において「三役立合の下に三方会合所に於て印刷せられ、漸次封印を施して一旦会合所の土蔵に納められ、一定額に達したる後改めて引替店に引渡さるゝ定め」¹⁵⁰と概説されており、『図録日本の貨幣6』では貨幣博物館が所蔵する文政期の史料¹⁵¹に記載された主な実施項目が書き上げられている¹⁵²こと

¹⁵⁰ 堀江[1930]120頁。

¹⁵¹ 『文政四辛巳年引留』『文政五壬午年引留壺』『文政五壬午年引留式』『文政六癸未年引留壺』『文政六癸未年引留式』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A4-7～4-1-A4-11）。

から、大まかな実務フローを知ることができる。もっとも、製造・発行がどのような工程区分によって分業・協業され、山田奉行がどのような意思決定や指示を羽書三役に対して行い、進捗管理がされたかの実態について踏み込んだ分析はなされていない。これまで利用されてきた断片的な史料だけでは、製造工程の区分や分業・協業の実情を捉えることはできないと考えられる。

そこで、過去の増札分の消却が終了した後で、その実施期間中の年行事・取締役の執務日記が伝存している最初の事例として、文化 12 年から 1817(同 14)年の時期の製造・発行をとりあげる。この日記には、工程内で働く職人の人数や技術の詳細は記されていない¹⁵³が、素材や道具、仕拵の各工程での成果物の授受、山田奉行所への進捗報告に関連した事項が日次ベースで記されている。これをもとに、2 万 200 両分の羽書製造・発行がどのような工程に分かれ、それぞれいかなる場所で、どれぐらいの期間をかけて分業されたかをまとめたのが【表 4】である。

因みに、『図録日本の貨幣 6』に挙げられた事例は、【表 4】に示した製造・発行の 7 年後に実施されたもので、この両者を比べるとその流れは同様であり、この点は幕末まで変化はみられない。文政期・天保期・安政期の『引留』類を見ても、過去の記録を参照しこれを踏襲した旨が所々に記されており、前例をもとに実施計画が立てられ、工程の進捗に合わせて羽書三役と山田奉行所の間で調整がなされたことが窺える。

工程内での製造実務やその管理の手法を分析するに先立ち、工程の区分とそこにおける山田奉行の指示の内容、その指揮下における羽書三役の機能について概要を明らかにしておこう。

(1) 実施期間

先に山田奉行の役割について分析したとおり、新羽書の製造や発行に関する実務は、山田奉行の意思決定のもと、その指示が羽書三役に伝えられることで正式に開始し、終了した。新羽書の製造・発行に関する開始と終了に関する伝達や触書が出された時期をもとに、実施期間を捉えると、1815(文化 12)年 11 月 13 日から 1817(文化 14)年 5 月 6 日までの約 1 年半である。

新羽書の製造を開始する意思決定は、1815(文化 12)年 11 月 13 日に「来年新札を製造し現在の札との引替を実施する予定である。ついては、新札の製造などについて前々からの事例のとおり諸事念を入れて取り進めること」¹⁵⁴との内容で、山田奉行所の塚本嘉右衛門・小林儀右衛門から羽書三役に申渡された。もっとも、この意思決定は、山田奉行所関係者のみで行ったのではなく、その半年前の 5 月 22 日に、羽書三役が山田奉行所へ出向き、以下のような伺書を提出することで準備が始まっていた。このような準備・検討期間を含

¹⁵² 日本銀行調査局[1975]182～186 頁。

¹⁵³ 工程内での熟練・非熟練職人の役割分担や賃銀・賃銭について、羽書三役の記録には一切言及がない。職人の雇用・勤務・労賃の配分といった労務管理は、仕拵請負人に任されていたことが示唆される。

¹⁵⁴ 『山田羽書書留』1815(文化 12)年 11 月 13 日の記事。

めれば約 2 年に及ぶ。

【史料 5】¹⁵⁵

来子年七ケ年目ニ御座候処 御改正後追々御切捨も有之当時札数相減取遣り繁く御座候故、損札多分相見へ申候て自然と溜札ニ相成可申哉と奉存候、依之来子年惣押替仕新古引替候ハ、弥散在宜差障有之間敷奉候

この史料にあるように、新羽書の製造（「惣押替」）・発行（「新古引替」）を実施するタイミングについては、羽書の汚損状態や兌換により市中での流通から引き揚げられた羽書（「溜札」）の量などをもとに、流通（「散在」）状況を羽書三役が把握したうえで、山田奉行所へ伺いをたて、それをもとに山田奉行所での検討が進められる段取りがとられた。山田奉行は現地での管理責任を負っているが、重要な意思決定は江戸の勘定所の最終判断が必要であったため、羽書三役からの提言を受けてから正式な意思決定を伝達するまでの半年間に、江戸との間で調整が行われたとみられる。

山田奉行所からの申渡しがなされた後、製造実務が正式に開始される。その進捗に従い町々等への触書が出された。最初の触書は、1816(文化 13)年 2 月 8 日に出されたもので、券面の印刷（「摺立」）を開始するタイミングで出された。その中で、「当所通用之羽書当子年摺替ニ付右御用物此節三方会合所ニ有之候」¹⁵⁶として、材料や道具、中間生産物や出来上がった羽書などの「御用物」¹⁵⁷は三方会合所で保管するとともに、火災による非常事態が生じた際にこれらを持ち出して安全な場所へ移すために、町々の人足を動員する体制を敷いた。摺立が開始されると、部分的であっても羽書の記載情報が記されている「札」の中間生産物となり、単なる和紙ではなくなる。このようなタイミングを捉えて触れが出された。山田羽書の製造には厳重な管理を要したが、秘密裏に行ったのではなく、安全管理上、緊急時の対応のためには、三方会合所周辺の町の関与を必要としたことがわかる。

次は、同年 5 月 19 日に出された新古羽書の引替開始に関する触れである。「当所通用之銀札当子年惣引替ニ付当月より来丑三月迄十二ヶ月を限り新札引替可相渡候」との文言で、新古羽書の引替期間が翌年の 3 月末までであることを知らせている。人々が用いている羽書の通用期限を連絡する重要な内容であるため、山田羽書が流通している周辺地域の人々にもれなく連絡する必要があった。山田領内の町々への周知は三方からなされ、また羽書株主へは年行事から連絡された。また、山田羽書が流通している津・鳥羽・桑名や松坂など藩領等へは三方から書面が送付された。

最後の触れは、1817(文化 14)年 5 月 6 日に出された。「摺立相済候間、最早人足手当ニ不及」¹⁵⁸との内容で、緊急時に人足を動員する体制を解くことで、新羽書の製造・発行に関

¹⁵⁵ 『山田羽書書留』1815(文化 12)年 5 月 22 日付の記事。

¹⁵⁶ 『文化十三丙子年引留』（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A4-3）。以下、本文において 1816(文化 13)年に関し、記述の日付を付して引用を行っている場合は、この史料に基づく。

¹⁵⁷ 「御用物」という用語は、山田羽書の製造・発行が幕府の管理のもとにある「御用」であることを示唆する。

¹⁵⁸ 『文化十四丁丑年引留』（貨幣博物館所蔵、請求番号 4-1-A4-4）。以下本節で 1817(文化

する実務がすべて終了したことを宣言している。

このように、羽書の発行・流通や製造に関連して町の人々の行動に影響を及ぼす事項については、山田奉行所の方針が書面により羽書三役に伝達され、それを三方年寄から触書として町々に周知した。この間、羽書屋に対する連絡は、年行事が発出する書面を組々へ回覧（「廻達」）する方法で行われた¹⁵⁹。廻達は、羽書屋に対する製造実務上の日程連絡や指示等に用いられたが、町々へ出された触書の内容周知もこれによった¹⁶⁰。このように、工程の節目に触書や廻達が出されたことは、山田奉行所と羽書三役の間で、製造工程の進捗状況について、情報を共有できる連絡体制が構築されていたことを示唆する。

（２）羽書の製造

「羽書仕拵」ないし「仕立」と記される券面の製造工程で、各種職人の技が駆使された。羽書の製造工程は、職人の技術内容や作業場の違いから大きく以下の３つに分かれた。①券面に用いる和紙を特別に製造する工程（以下、「漉立」という）、②和紙を羽書の形態に調製・裁断する工程（以下、「紙拵」という）、③調製された紙に版木を用いて印刷する（以下、「摺立」という）３工程で、それに携わる職人の専門技能も異なっていた。なお、③の摺立については、「表判摺立」と「裏判摺立」に作業内容が分かれた。「裏判摺立」が終わると、市中で流通しうる山田羽書が出来上がった。

【表４】をみると、1815(文化12)年12月に漉立から着手されているが、進捗に従い３つの工程がオーバーラップする期間があることがわかる。たとえば、紙拵の着手から20日ほどたった1816(文化13)年2月12日に摺立が開始されており、その後の2カ月強は、漉立・紙拵・摺立が並行して実施されている。漉立てられた和紙が入手できた都度、紙拵を実施し、それを続く摺立の工程に渡していく流れ作業によって、各工程の職人が分業していた。

３つの工程の中には山田以外の場所で実施されたものもあった。和紙の漉立は、全国でも有数の和紙の名産地である美濃国岐阜において実施された。山田に在住する羽書三役は漉立を発注し納品内容を確認するのみで、岐阜へ出向くことはなかった。紙漉き職人の労務管理は、漉立を請負った岐阜の漉元紙屋・出口新左衛門（以下、新左衛門という。）の差配に任されていた。

一方、紙拵と摺立の２工程は、三方会合所内に「紙拵場」「羽書摺立場（「判摺場」「摺場」等とも記される）」が設けられ、職人がこの作業場へ出勤した。作業場で働く職人の雇用や労務管理は、「羽書仕拵請負人」と称される２名（佐右衛門・武兵衛¹⁶¹）が羽書三役から請

14)年の日付を付して引用を行う場合は、この史料に基づく。

¹⁵⁹ たとえば、羽書屋たちに製造実務のために三方会合所に参集するように連絡することも書面によって廻達された。廻達の多くは、引留類の中に写しとられている。

¹⁶⁰ 幕末期のものであるが、「上組廻達（新札引替日限日延廻文）」（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-B5-5）、「上組廻達（羽書押替に付紙拵取懸り廻文）」（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-B5-8）等から、廻達の体裁・記載内容等を確認できる。

¹⁶¹ 後の２回の新羽書製造においても、この２名（笠置佐右衛門・田中武兵衛）が仕拵請負人となっていたことが、『文政四辛巳年引留』および『文政十二己丑年引留』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A4-7,4-1-A4-18）から確認できる。

負っていた。羽書三役に提出された以下の請書の条項には、製造工程において仕拵請負人が果たす役割や羽書三役との関係が表れている。

【史料 6】¹⁶²

- 一、其時々御渡御座候紙高御帳面え請印仕奉預、且判面摺立候節右同様ニ仕、尤員数相改差上少しも無免略勿論散乱等仕間敷事、
- 一、判面之儀入念取扱仕、紛失等無之様可仕事、
- 一、判撰之儀大切ニ相改、落判無之様精々入念可申事、
- 一、火用心之儀入念可申、日々相仕舞候節、別て見廻り免略之義無之様可仕事、
- 一、判摺ニ差加え候もの且其外雇入候もの被 仰渡之御趣申聞、免略之儀為致中間敷、勿論身元慥成もの相撰摺立中少しも物言事等無之様心を附為相勤可申事、

仕拵請負人が責任を負った事項は、(1)製造工程で用いる和紙について、羽書三役から引渡を受けた際に帳面に請取印を押して授受を明確にし、預かった数量(「員数」)管理を行うこと、(2)製造期間中に預かっている版木について、損傷や紛失がないように管理すること、(3)羽書の印刷の出来栄えの検査(「判撰」)を行い、印刷に不備(「落判」)がないように管理すること、(4)作業場の火元管理責任を負い、作業終了時には巡回を行って安全確認を行うこと、(5)摺り職人(「判摺」)らの身元を確認の上雇用し、請負った実務遂行にあたってめごとが生じないように労務管理を行うこと、である。

この間、羽書三役は個々の職人の実務内容や出勤状況等の労務管理には踏み込まず、三方会合所内の蔵に保管されている製造用の和紙や版木等を出納し、仕拵請負人との授受を帳面付けしながら作業場に立合って進捗状況を監視していた。

羽書三役は各工程の進捗状況を逐次山田奉行所へ報告し指示を仰いでいたが、紙拵工程の着手について伺いをたてた際に、山田奉行所の役人から、新羽書を市中に発行できる時期の目処を問われ、即座に予定を回答している。羽書三役は、過去の前例の記録をもとに、各工程の所用期間等を把握の上、新羽書の発行開始日の目処を念頭に置いて、「紙漉→紙拵→表判摺立→裏判摺立」が段階的になされるように工程の計画をたて、進捗管理を行っていたとみられる。

(3) 市中への発行

出来上がった新羽書は、一旦三方会合所の土蔵に保管されたが、三方が指定した引替店(宇仁田仁兵衛店)へ段階的に引渡されていった。人々がそれまで用いてきた古羽書を引替店へ持参すると、新羽書が引替に交付されたため、羽書の市中発行は、「新古羽書引替」と称される。

新古羽書の引替開始に関する触書は、裏判摺立が開始されてから 8 日後の 1816(文化 13)

¹⁶² 『文政四辛巳年引留』 8 月 28 日の記事。日本銀行調査局[1975]186 頁に翻刻文が掲載されているが、本稿の引用文における、かな表記・句読点は筆者による。『文化十三丙子年引留』では請負証文に言及がないが、1821(文政 4)年の証文は前例を参照して作成したと目される。

年5月19日に出されたが、翌年の3月末までを引替期間とする旨周知する内容となっている。【表4】によれば、裏判摺立を開始してからの半年間は製造と発行が並行して実施され、裏判摺立が終了してからの半年間は、市中への発行が専ら行われた。当初の引替期限(3月末日)が到来するに際し、引替漏れが少なくなるように4月20日まで期間延長がなされた。

引替期間中は、新古羽書の双方が通用したが、期限到来後は古羽書は通用停止とされた。通用期限を過ぎて古羽書を持っていてもそれは所持人の損となった。文化14年の引替実績は、「壹万九千六百九拾貳兩壹歩八匁三分 当四月廿日迄古札引替高」「五百七兩貳歩と七匁七分 新札引替残高」¹⁶³と記され、総発行額の97.5%という驚くべき引替率の高さを示している。どのような手順で引替が実施されたかについては、発行管理を分析する次稿でとりあげる。

引替店で回収した古羽書は、三方会合所に持ち込まれ裁断処理(「切捨」)が施され、羽書としての一生を終えた。【表4】において、「新古引替」と「古羽書切捨」を区分したのは、実施された場所が、前者は引替店、後者は三方会合所内と相違しているため、それに伴う山田奉行所関係者の関与の仕方が異なる可能性を考慮したものである。裁断された古羽書の反古紙は、漉立を請負った岐阜の新左衛門へ送り返された。三方会合所内から反古紙がすべて搬出されたのは文化14年4月28日で、この日をもって新羽書の製造・発行に絡む「御用物」の取扱は終了し、5月6日にこの旨が町々へ連絡された。

(4) 製造費用等の経理

【表4】には、羽書の製造に関与する職人や発行に携わる引替店の実務とは別に、経理(「勘定」)に関する項目をあげた。製造過程では、材料の調達、道具の出納、製造された新羽書や回収されて廃棄対象となった古羽書の授受や保管が生じた。これらの事務を、証文や帳簿の作成等により管理する経理実務に取締役が携わった。取締役がかかる経理を行ったのは、山田奉行所から下げ渡された製造費用(「仕拵入用金」)を、奉行所役人に代わって管理するため、先に触れたように寛政の羽書改革の後に生じた新たな実務である。

1815(文化12)年末から実施された製造に際しては、4回に分けて山田奉行所から資金が下げ渡された。全ての下げ金実施日を確認することはできないが、表判摺立が開始される直前の文化13年2月8日に100両、京都の細工師へ注文していた裏判の最終納品物を山田奉行所に届けた3月22日に100両が下げ渡されている。製造工程の進捗報告等のために、羽書三役が山田奉行所に出向いた際に勝手方組頭から渡され、「御下ケ金百両は取締役え預り候」扱いとされた。この際の受取書には、「追て勘定書可奉差上候」とあり、山田奉行所から拠出された製造費用を預かり、その支出と残高等を勘定書としてとりまとめて報告することが誓約されている。

2万200両の羽書製造・発行に伴う羽書や反古紙等の素材・道具の授受がすべて終了した後に取り纏めた勘定書が『羽書仕拵勘定帳』である。1817(文化14)年5月2日に、製造費用の取り纏めを終え、5月13日には、羽書三役の代表が山田奉行所へ出向いて『羽書仕拵

¹⁶³ 『文化十四丁丑年引留』4月21日の記事。

勘定帳』と「御預り金差引書」を用人今沢正左衛門へ提出している。山田奉行所では、この両者を照合した後、「不足之金高 金貳両と羽書三匁八分貳厘四毛」を追加で下げ渡している¹⁶⁴。このように、幕府が拋出した製造費用については、各種の帳簿を照合し、羽書三役の手に何らかの過不足が生じないようにされたわけだが、かかる経理の正確さを確保するために、取締役は製造工程のすべてにわたって資金や実物資本の移動を把握し記録する必要があった。

『羽書仕拵勘定帳』¹⁶⁵における経理項目を【表5】にまとめた。この勘定帳は、製造工程で出費した項目を計上する「銀札摺立入用勘定」と、在庫となった余紙を計上する「羽書紙惣勘定」によって構成されている。前者の主な勘定項目は、「白紙・色紙」の代金と「糊合打裁手間代」および「判形摺立手間代」で、職人らが関与した「漉立」「紙拵」「摺立」の製造工程に対応してたてられたことがわかる。また、「羽書判誂（あつらえ）」のために羽書三役のうち4名が京都へ往来した旅費や滞在費等の諸雑費も計上されており、製造の実施・管理に関与した人々の全ての出費が網羅されていることがわかる。工程別に総費用の中で占める割合をみると、羽書用紙の「漉立」に必要な素材等の代金および紙漉に携わる職人への労賃を合わせた紙漉代が50%、羽書の形態に紙を加工・裁断する「紙拵」に携わる職人への労賃が17%、羽書用紙に印刷する「摺立」に携わる職人の労賃が30%を占め、残りが諸雑費である。

羽書の製造費用の半分を占める紙漉代は、摺り損じや裁ち損じや余り紙に至るまで、詳細に分別して記載され、細かく管理された。『羽書仕拵勘定帳』には、製造工程で用いた和紙について前回の製造時に調達した在庫であるか、今回新規調達した分であるかが明記され、「大組」「小組」ごとに使用実績が把握されている。次回の製造のために在庫として保管する和紙代が総費用に占める割合は9%程度である。在庫を見越し、無駄が少ないように見積をたてて調達がなされた可能性がある。また、在庫の内訳は「白紙貳拾五束と三拾壹枚」「青紙三束貳帖四拾五枚・赤紙貳束三帖拾六枚・黄紙貳束七帖三枚」というように詳細に枚数管理のうえ計上されていることから、資金の経理だけでなく、製造工程の進捗状況や素材の出納管理をもとに作成されたことがわかる。

なお、この『羽書仕拵勘定帳』は、山田奉行を通じて江戸の勘定所に提出された。この帳簿には金銀換算レートは明記されていないが、【表5】に提示した勘定項目ごとに計算すると、「金1両＝羽書64匁」となっている。文政期以降の勘定帳¹⁶⁶では、「金并羽書共六拾四匁立」と明記されているものもあり、この一定のレートが用い続けられたことが確認できる。また、「(白紙)代金三歩と羽書八匁三分貳厘」といった記載のように、匁建ての記載部分は「銀」の代わりに「羽書」と明記され、券面の額面以下の貨幣単位が記されてい

¹⁶⁴ 差額の下げ渡しと同時に、羽書三役から山田奉行所へ差し出していた「金子預り証文四通」が戻された。製造過程での下げ金が4回にわたったことがわかる。

¹⁶⁵ 『羽書仕拵勘定帳』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A10-6）。

¹⁶⁶ 『羽書仕拵勘定帳』（貨幣博物館所蔵、目録請求番号4-1-A10-10～4-1-A10-15）。

ることから、羽書が計算尺度として用いられたことがわかる。「羽書1匁」を「金1/64両」を意味する計算単位として用い、この帳簿を金貨建てで作成した。山田奉行所・勘定所関係者は事後的ながらも、製造工程の進捗とその過程に不正・不備がなかったかを、経理内容の監査を通じて把握することができ、かつ製造時期の金銀相場の変動要因に左右されずに製造費用を算定できるシステムとなっていた。

5. 製造工程における実務と管理

前節で明らかにしたように、山田羽書の製造実務は、「漉立」、「紙拵」、「摺立（表判摺立および裏判摺立）」といった工程ごとに専門技能を擁する職人が分業した。江戸時代における各種製造業の工程管理については多くの研究がある¹⁶⁷が、山田羽書の製造については、支払決済等に用いる「札」として使用することから特有の課題が伴っていた¹⁶⁸。その第一は、規定された枚数の券面を一定期間内に大量生産する必要があること、第二は、膨大な枚数の券面を作るにあたり、その形態や質に均一さと耐久性¹⁶⁹が備わっている必要があること、第三は、偽造に強く、その技術内容の機密が漏れないようにする必要があること、第四は、寛政の羽書改革がなされる以前の「等閑」な管理体制を是正し、製造実務工程の進捗管理ができる仕組みを山田奉行所・羽書三役の間で構築する必要があったことである。

このような課題を達成するために、各工程内で働く職人のどのような技術が駆使されたのだろうか。また、どのように工程間での連携や進捗管理が図られたのか。前節では、製造工程の概要を明らかにしたが、本節における実務内容とその管理手法の分析では、製造に用いた材料や道具、中間生産物や完成した羽書の授受・保管の方法やその数量の記帳等にも着目する。また、「札」の偽造対策については、機密性が高いこともあって史料に記述が残りにくく、藩札については実物の観察や素材の科学分析によって研究が進められてきた¹⁷⁰が、山田羽書は、幸いなことに、幕府関係者がいかに偽造防止に臨んでいたかが羽書三役の手によって記録されている。このため、藩札等に関する先行研究で明らかにされてきた手法が山田羽書にも当てはまっているか、山田羽書特有の対応があるかを視野に入れ

¹⁶⁷ 酒造業・醤油醸造業や大砲鑄造に関する考察が知られる。たとえば、鈴木[1990]134～142頁に醤油醸造における工程区分と職人の労働力編成が分析されている。研究動向については、天野・山田[2009]を参照。

¹⁶⁸江戸時代の金貨・銀貨・銭貨の労働工程管理については、製造工程を描いた絵巻（大蔵省『大日本貨幣史第三巻』[1926]に図版・解説あり）から確認できるほか、東京市編『徳川時代の金座』[1961]、田谷[1963]、藤井[2006]等に製造工程に関する分析があり、職人の技術内容にも着目している。

¹⁶⁹ 貨幣博物館が所蔵する藩札を分析した増田・大川・稲葉[2007]では、藩札用紙の厚さや繊維の密度等を計測し、「強度のある紙を形成」するための素材・技術につき考察している。
¹⁷⁰藩札に施された偽造対策の事例については、日本銀行調査局[1975]114～118頁に「防贋方法について」の一節が設けられている。この中では山田羽書に施された対策として、用紙を美濃の新左衛門へ発注したこと（115頁）、享保期の札の図柄を土佐派の徳永信常に描かせた（116頁）ことに触れ、山田領外の工芸技術を導入していた事実を紹介しているが、寛政期以降の偽造対策について史料をもとにした分析はなされていない。

て分析する。分析対象となる主な史料は、貨幣博物館が所蔵する『山田羽書書留』および1816(文化13)年・1817(文化14)年の『引留』である。前述のとおり文政期以降の『引留』類をみると、前例を参照して実務が計画・実施されたことが記されており、羽書三役や山田奉行所による製造工程の進捗管理の段取りや記録の体裁、記帳方法は幕末期まで踏襲されている。

(1) 漉立

和紙の漉立は、楮等の紙原料を煮出して溶解した紙料液を、ひごを編むなどして作った簀(す)ですくいあげ、全体を揺り動かして水を切り、紙の層を作ることによって行われる。この際に用いる簀の目の精粗によって、水漏れの速さや紙の厚薄等が異なり、出来上がった和紙には簀目の跡ができる。紙料の温度が上がると粘剤として用いているトロロアオイの粘度が下がるため、良質の紙を漉くために寒い冬季が適しているといわれる。

「羽書御用紙」と呼ばれる特注の紙の漉立は、前述のとおり、全国有数の和紙の名産地として知られる美濃国岐阜に住む出口新左衛門が請負った。前掲【表4】によれば、1815(文化12)年末までに発注がなされ、漉立を正月頃には本格化して、翌年2月1日に最初の納品がなされている。最終納品は4月14日で、漉立に5カ月程度を要している。春になって暖かくなるまでの冬季に紙漉が実施されたことがわかる。

この点を請負証文から検証してみる。請負条件は前例をもとに定められていたと目され、その内容を1821(文政4)年9月付の請書¹⁷¹から知ることができる。因みに、漉元となった新左衛門は山田羽書の御用紙の漉立を代々請負ってきたが、三方年寄の一人綿谷外記の檀家としての縁があった模様で、請書末尾には「新左衛門は私の檀家であり、請書本文の内容を承知した。御用を滞り無く勤めるように十分に申し聞かせておく」として綿谷が請書の内容通りの履行を保証する趣旨の奥書が付されている。

【史料7】¹⁷²

- 一、先例之通寒漉ニ被 仰附奉畏候、尤来午年正月下旬より追々差送り三月迄ニ不残差上可申事、
- 一、右紙寸法之簀木手式拾組御貸渡被成下慥ニ奉預り候、御用紙漉終次第早速返上仕候、尤御大切之儀ニ御座候得は、漉立候上余紙御座候共壺枚も外え散し不申勿論類紙堅漉出し申間敷御事、
- 一、御用紙之内漉疵等有之御用立不申品は御撰出御渡被成候ハ、代り紙差上可申御事、新左衛門がこの書面で羽書三役に約したことは、(1)冬季¹⁷³に行う「寒漉」を実施するこ

¹⁷¹ 1816(文化13)年の漉立実務を記す『文化十三丙子年引留』には請書は記されておらず、納品状況が記されるのみ。1815(文化12)年の『引留』の伝存が管見の限り確認できていないため、発注までの経緯が記されている前掲『文政四辛巳年引留』に依拠した。

¹⁷² 『文政四辛巳年引留』10月9日の記事の一部。白紙170束、赤紙8束、黄紙8束、青紙7束を発注した際の請書のうち、紙漉き職人の実務に関する箇所を引用。なお、発注に際しては紙の数量・目方等が提示されている。

¹⁷³ 江戸時代における和紙の漉立は、農閑期(冬季)に貨幣収入を得るための副業の代表的事例とされる。トマス・C・スミス(大島訳) [2002]92頁、斎藤[2008]163~167頁。

と、(2)指定された寸法¹⁷⁴で紙を漉くうえで、道具(「簀木手」¹⁷⁵) 20組を羽書三役から借り受け、漉き終わり終了次第返却すること、(3)仮に余紙を漉いたとしても一枚も他へ流出させず、類似の紙も一切漉かないこと、(4)納品後に品質に瑕疵のある(「漉疵」)が見つかった場合には、代りの御用紙を納品すること、である。(1)(4)は納品する和紙の品質を確保し、(2)(3)は、偽造対策に配慮する内容となっている。

前例とされた1816(文化13)年も、同じ簀木手を用いて寒漉を行っていた。その年の納品状況をみると、2月1日に、初荷「白紙式箱 い印五束・ろ印五束」¹⁷⁶が伊勢の代表的な港町河崎に船便で到着し、陸揚げ後は積荷問屋村田弥兵衛によって三方会合所に搬入された。4月14日に「壺箱 ひ印」が届くまで、9回に分けて44箱が納品されたとみられる。また、全ての納品が終了した直後、4月晦日には簀木手が船便で送り返されている。

どのような種類の紙がどれだけ漉立てられたかの実績については、納品が終了した6月に、新左衛門が羽書三役あてに提出した代金請書から知ることができる。請負った実務の全容を示しているため、以下に引用する。

【史料8】¹⁷⁷

覚

一、白紙百八拾七束三帖式拾六枚

於五拾九匁五分替

代拾壺貫百四拾七匁四分四厘

一、青紙八束七帖四拾七枚

一、赤紙八束五帖四拾五枚

一、黄紙八束七帖七枚

✧式拾六束四拾九枚

三品平均於七拾五匁替

代壺貫九百五拾七匁三分五厘

一、簀木手 直し賃

代四拾八匁七分

✧拾三貫百五拾三匁四分九厘

此正金式百五兩式歩壺匁四分九厘

右羽書御用紙惣勘定書面之通御下ケ被成下難有慥ニ奉請取候、已上

¹⁷⁴ 「羽書御用紙」として漉立てられた和紙の寸法についての明確な記載を文化期の史料から確認することはできなかった(後述)。

¹⁷⁵ 「簀木手」の数量について「組」といった単位が用いられて表記がなされているため、紙料液をすくいあげる「簀」と木でできた「漉桁」のセットのことを指すと推測される。

¹⁷⁶ 『文化十三丙子年引留』。製造工程に関連して本文で解説する際には、特に言及しない限り、この引留を典拠とする。

¹⁷⁷ 『文化十三丙子年引留』6月晦日の記事。5月29日の記事に同内容の勘定書が新左衛門から提示されたが、押印のうえ本書が6月に改めて本書が送付されてきたもの。なお、『山田羽書書留』1816(文化13)年5月29日の記事に同内容が記載されている。

美濃岐阜

出口新左衛門 印

文化十三年子五月
三方御会合所御衆中様
羽書年行事御衆中様
羽書取締役御衆中様

これによれば、漉立てられた和紙は、白色・青色・赤色・黄色の四色である。山田羽書の券面は、額面により一匁札が白、五分札が青、三分札が赤、二分札が黄と、色によって識別できるようになっていることに対応したものである。簀木手を貸与して漉かれた特注の和紙であるため、一般的な美濃紙の寸法とは別に、山田羽書の製造に適した寸法が指定されたと目される。色別に納品された数量¹⁷⁸を見ると、一匁札用の白紙が約 187 束 3 帖（約 9 万 4000 枚）、五分札用の青紙が約 8 束 7 帖（約 4,400 枚）、三分札用の赤紙が約 8 束 5 帖（約 4,300 枚）、二分札用の黄紙が約 8 束 7 帖（約 4,400 枚）となっており、合計で約 10 万 7000 枚のうち、一匁札用の白紙が全体の 88% 近くを占め、五分札・三分札・二分札用の三種の色紙がほぼ同量で約 4% を占める。

先に引用したとおり、額面別の製造枚数は寛政の羽書改革の時点で定まっており、全体で 140 万 200 枚の発行のうち、一匁札が 123 万 8200 枚（総枚数の 88.3%）、五分札・三分札・二分札が各 5 万 4600 枚（各 3.9%、3 券種合計で 11.7%）とされた割合に相当している。新羽書の発行枚数に見合った和紙の所用数量を見積もり、それに沿って漉立が実施されたことが窺える¹⁷⁹。

上記請取書は、1 束（500 枚）当たりの漉立代を「白紙五拾九匁五分替」「（色紙）三品平均七拾五匁替」とし、それに納品数量を掛け合わせて作成されている。単価に違いがあるのは、漉いた和紙に色染めを施したか否かといった点で、製造工程において必要とされた素材（「染草」）や作業の手間が異なる点を反映している。因みに、この請取書に記されている単価は、『羽書仕拵勘定帳』（前掲【表 5】）の経理にも反映されている。また、新左衛門が受け取った代金の中には、「48 匁 7 分」とわずかであるが「簀木手 直し賃」が計上されている。貸与された簀木手の修理代について、幕府が負担する分として支払いを請求した。因みに、『羽書仕拵勘定帳』には同額が計上されており、幕府が製造用具に関して実費負担したことがわかる。

次に納品状況をみてみよう。岐阜から船便で送られてきた紙荷は、「いろは」順に「ひ」の最終納品まで番号が付された箱に詰められ、この箱番号で授受が管理された。『引留』には節目となる納品が記されているが、2 月 1 日に白紙から徐々に納品され始め、3 月入り後は赤・青・黄色の色紙も到着するようになり、この頃に 1 回あたり納品される箱数も増え

¹⁷⁸ 『文政四辛巳年引留』10 月 9 日の記事には、紙の枚数を数える単位として「壹帖ニ付丁五拾枚切」とある。本稿で、和紙の枚数を把握するにあたっては、これに依拠し、1 帖 = 50 枚でカウントした。

¹⁷⁹ 『文政四辛巳年引留』には、前回の製造時の残紙の員数等も把握の上、新左衛門への発注に先だち見積を作成して交渉にあたった経緯が記されている。

て佳境を迎えた。3月18日に9箱（ら印～ま印）が納品された際の記述によれば、その中身は、「白紙三拾壹束・赤紙五束壹帖四拾八枚・青紙五束八帖・黄紙四束」で、合計で約2万3,000枚、1箱に平均2,600枚程度（約52帖＝5.2束）が収納されていた計算になる。色別に白紙6箱、赤紙・青紙・黄紙各1箱で、1箱に5束¹⁸⁰を目処に箱詰めされていたと目される。納品を受けた羽書三役は9箱をすぐに開け、収納されている紙の数量を確認し、「紙渡帳」¹⁸¹に記帳して、白紙・黄紙のすべてと、赤紙・青紙の約半分を仕拵請負人へ直ちに引渡した。赤紙・青紙の残りは、改めて枚数を確認のうえ筥に包んで箱入れし、封印のうえ土蔵に搬入した。このように、納品された和紙は、続く「紙拵」の進捗にあわせて仕拵請負人へ順次引き渡された。納品をうけた和紙が羽書製造以外の用途で流出しないように、仕拵請負人との授受ならびに土蔵への搬入については、年行事・取締役が自ら数量を確認のうえ実施する厳重な管理体制がとられていた。

なお、新左衛門と羽書三役の間での紙の授受は、新規漉立分の最終納品がなされた1816(文化13)年4月で終了したわけではない。【表4】に示したように、新羽書を市中へ発行した際に回収した古羽書を裁断（「切捨」）し、その反古紙を送り返しており、最終送付は1817(文化14)年4月28日である。経理の面でも、紙漉の請負代金を受領した後のやりとりが続き、同年11月6日に、新左衛門から反古紙の代金が取締役へ送り返され、それを11月15日に奉行所へ上納することで全てのやりとりが終了した。取締役が経理を完了した時期¹⁸²までを含めると、羽書三役と新左衛門が関与した期間は約2年に及び、3工程の中で最も長い。

（2）紙拵

紙拵とは、岐阜から納品された特注の和紙を用いて、羽書の券面の規格に調製する工程である。実際の山田羽書をみると、帳簿や記録、障子紙等に用いられる通常的美濃紙よりはしっかりとかたく締まった風合いがあり¹⁸³、人々の手に渡って流通するために必要な耐久性が備わっていることがわかる。漉立に際して簀木手を貸与し、納品数量と重さを提示することで紙の仕様が規定された側面はあるものの、羽書三役は見本紙の確認や製法に関して事前調整を行った形跡¹⁸⁴はなく、納品に際しても、羽書三役は数量の確認に終始している。

【表4】をみると、新左衛門からの初荷が到着する以前、1816(文化13)年1月21日から

¹⁸⁰ 「山田銀札寛政改革と六人衆」には、寛政の改革後の製造における初荷到着について、「五束入三箇ニテ、掛目一箇ニ付上包共十貫目余」と記される。

¹⁸¹ 「紙渡帳」実物の所在は現段階では確認できておらず、その書式・体裁はわからない。

¹⁸² 『文化十四丁丑年引留』11月15日の記事。反古代金を取締役から山田奉行所へ帳面とともに差し出し、経理関係実務は完了。

¹⁸³ 日本銀行金融研究所[1997]では、藩札用紙の特徴を先行研究をもとにまとめている（山田羽書は対象外）。厚手に一枚漉きにしたものと、薄紙を貼合わせたものがあるとされる。

¹⁸⁴ 貨幣博物館は、薩摩・平戸藩等に撰津名塩の紙漉師馬場儀三郎が上納した藩札用紙の御用帳を所蔵。見本紙が添付されているものもある（『日本銀行所蔵貨幣館古文書目録』解説[2000]）。撰津名塩での藩札用紙製造に関しては、財団法人名塩会編[1990]318～331頁参照。

紙拵が始まっている。羽書三役は1月15日に山田奉行所へ出向いて、「先年之残紙貳拾束余も御座候ニ付、先右ニテ取懸、新紙之儀は当月中旬より追々当着仕候筈」として、前回製造時の残紙を用いて紙拵に着手する旨、山田奉行所役人から了解を得ている¹⁸⁵。この後、三方会合所に保管されてきた残紙の封印を羽書三役が解いているが、その際の記録には、「午之年残紙糊合致し有之候分」との記述があり、「糊合」した加工済みの白紙1束が残っていたことが確認できる。これは、前回の羽書製造時に、摺り損じなどの失敗を見越し予備として「糊合」しておいた分が残っていたのであろう。

「糊合」は寛政期以前から山田羽書の製造において用いられていた加工技術で、改革実施直前に年行事から山田奉行所へ報告された手順が踏襲されたものである。先に述べたように、この用語は、『羽書仕拵勘定帳』でも確認できる。「金六拾六両老歩と羽書式匁 糊合打裁手間代」との文言で、この工程で働く職人の労賃の総合計が計上されている。因みに、前掲【表5】に記したように、この労賃の算定根拠は羽書株主1人前あたりの所要費用を10匁5分とし、404の株数を掛け合わせた形をとっているため、職人の人数やそこに配分された個々の労賃の内訳を知ることはできない。

「糊合打裁」がどのようなような作業手順でなされたかについて、史料の記述から定かなことはわからない。羽書実物を見ると、2枚の和紙を貼り合わせ、裁断されたことが肉眼でも確認できる。因みに、先に引用した代金請取書に記された納品数量をみると、納品された和紙は、白・青・赤・黄色合計約11万枚で、仮に1枚の紙から羽書の券面が30枚程度製造できる¹⁸⁶として計算すると、製造総枚数約140万枚に必要な数量の倍に相当している。

寛政の羽書改革前に年行事が報告した内容¹⁸⁷によれば、12万枚程度の和紙の「糊合」を20人の職人が晴天の日を選んで30日かけて作業し、裁断については別途15人の職人がかりで約40日かかったとされる¹⁸⁸。和紙を貼り合わせた「糊」が乾いた段階で、まとめて裁断したとみられるが、前掲【表5】に示したように、『羽書仕拵勘定帳』に記される摺り損じ・裁ち損じの占める比率は費用全体の1%にも満たず、この傾向は幕末期に至るまで変わらない。職人の技術水準の高さを示す一方、紙拵の調製段階で摺り損じや裁ち損じが生じにくい何らかの工夫が施されていた可能性が推測される¹⁸⁹。

では、4色の和紙がどのような順番で紙拵の対象となっていたのかを、納品された和紙の仕拵請負人への引渡状況からみてみよう。最初に引渡されたのは、前回製造時に調達し

¹⁸⁵ 製造で用いなかった和紙の余り数量は、山田奉行所に報告され、帳簿管理されていた。

¹⁸⁶ 仮に美濃大直紙の寸法（縦一尺八厘、横一尺六分五厘）を想定（『諸国紙名録』に依拠）。

¹⁸⁷ 荒木[1968]50頁。

¹⁸⁸ 「糊合打裁」と記される加工技術のうち、紙を打つ作業がなされたかについては、史料に定かな記述はみられないが、「打紙」と呼ばれ、和紙に湿り気を与えた状態で木槌によって打ちたたき、和紙の繊維間の隙間が締める技術があったことが知られる。

¹⁸⁹ 藩札用紙を科学的に分析した稲葉[2009]25頁では、藩札用紙の風合いに影響する技法として「繊維を水の存在下でたたく処理」に着目し、その効果について「叩解が進むと紙が透明化してぱりっとし」「紙の平滑化・色調・印刷適性などを改良する」としている。

た残紙のうち、「白紙貳拾貳束」である。残紙の中でも、すぐに紙拵に着手しない青・赤・黄の色紙は、前述のとおり羽書三役が封印して再度三方会合所の西土蔵に搬入した。2月1日以降、新規に漉立られた和紙が納品されるようになると、これを含む白紙31束が引渡され、合計で53束の紙拵が行われ、白紙を調製した一匁札用紙が摺立の工程に引渡された。

【表4】では、2月12日から表判の摺立が開始されている。一匁札の表判摺立が始まった当日に、赤色・青色・黄色紙が土蔵から搬出されて、五分札（青色）・三分札（赤色）・二分札（黄色）の紙拵に着手した。以後、岐阜から届く和紙の納品状況に即して紙拵が取り進められ、表判摺立の工程に引き渡された。

仕拵工程への和紙の出納実績は、『羽書仕拵勘定帳』の経理に反映され、山田奉行所・勘定所まで報告されたことは先に述べたとおりである。職人らが実際に紙を加工する工程で用いる和紙の引渡し段階で羽書三役が枚数を厳格に管理するだけでなく、事後的に山田奉行所・勘定所がその適正さを確認できる報告体制をとることで、不正や過誤によって製造高に齟齬や偽造が生じないように牽制し、監視されていたことがわかる。

『引留』類には、紙拵工程の終期についての明確な記載はみられない。続く摺立の工程で摺り損じが生じた際に、急遽紙拵を行うこともあった¹⁹⁰ためと目されるが、工程間での連携がとられ、流れ作業のように実施された様相を鑑みるに、紙拵作業の主だった部分は、羽書券面の表面が摺り終わる5月21日までの3カ月強で一段落したと考えられる。

（3）表判摺立

「表判」と呼ばれる複数の版木を用いて文言や文様を摺る工程は、三方会合所内の「羽書摺立場」において、1816(文化13)年2月12日から5月21日までの間、99日かけて、羽書三役の管理のもとで集中的に実施された。

この工程で働く職人は、「判摺」と呼ばれる摺り職人である。紙拵の工程が始まって間もない2月8日、年行事・取締役は、山田奉行所から摺立に着手する了解を得、仕拵請負人に準備を命じた。仕拵請負人は前例をもとに所用人数や前回の実務経験のある職人の所在を確認し¹⁹¹、身元を確認のうえ対応したと目される（前述【史料6】参照）。表判摺立と裏判摺立は、同じ摺り職人集団によって実施されたが、実働日数は、表判では99日、裏判は34日かかっており、前者の方が3倍近い。七福神像がデザインされた「裏判」をすべての羽書の裏面に一律に押判する「裏判摺立」の作業と異なり、「表判摺立」の作業では、摺る箇所によって分割された複数の版木を扱うことに加え、組ごとにパターンの異なる摺り見本（『羽書手鑑』）の通りに仕上げる精密さが要求された。このような違いが、実働日数の違いに反映されていると目される。

羽書の券面に摺りこまれた文字情報や文様、版木の種類等は先に述べたとおりである。

¹⁹⁰ 『文政五壬午年引留』3月1日の記事に「白紙三帖 右は摺損為手当佐右衛門・武兵衛え相渡、糊合打裁致候様申付候」と記される。

¹⁹¹ 『文化十三丙子年引留』5月9日の記事に「先例之通、判摺之もの等手当」するように山田奉行所の役人から命じられた旨記される。

表判・裏判の区別は、先に触れた元文の羽書改革の際に、既に羽書関係者の間では認識されていたと目され、寛政の羽書改革後に記された『引留』類には表判の意味について改めて言及がなされていない。『羽書手鑑』に一覧になっている版木をみると、券面の表を摺るために用いる「頭判（人物像などの図柄）」「銘判（額面）」「朱印（額面の部分に押印する朱印）」「袖判（額面の脇を両袖のように囲む印）」「枕判」「異儀判（羽書株主名と引替文言）」等のほか、裏面の下部に組名とその構成員を摺るために用いる「組判」が含まれる。これらが「表判」と総称され、以下に述べるように組ごとに保管管理された。

表判は、新規に調達するのではなく、過去の製造で用いたものを繰り返し使用した。その保管にあたっては、39の組ごとに小分けして封印し、三方会合所の土蔵に納められ、厳重に集中管理された。したがって、表判摺立開始にあたってまず行うことは、組ごとに小分けされている表判を土蔵から順次取り出し、その封印を解くことであった。

封印のしかたは、大組（6組）と小組（33組）で異なっていた。小組に属する羽書株主が所持する表判は、それぞれの組の代表による封印が施されていた。一方、大組の表判には山田奉行所役人によって封印が行われた。これは、先に述べたとおり、大組の組判に刻まれている131名の羽書屋は、寛政の羽書改革の時点で羽書株を手放しており、三方会合所や三方の有力年寄が株を引受けて表判の持ち主となっていたためであろう。羽書三役である三方自身が封印の当事者となっていたことから、山田奉行所役人が牽制のための施封に関与する必要があったものと推測される。大組の表判を用いて摺る一匁札の総計は6,550両（1株あたり50両×131）で、製造総高2万200両の約3分の1にあたる。山田奉行所関係者による封印によって、三方が行う実務たりとも牽制を図るシステムがとられていた。

このように、封印の手順が大組と小組で異なったことを反映し、開封する際にも、前者については山田奉行所役人の関与が必要であった。羽書三役が摺立開始の伺いをたてるために山田奉行所へ出向いた2月8日に、大組6組（岩渕新組・坂之世古新組・八日市場新組・宮後新組・岩新組・岩新後組）の表判を長櫃にいれて持参したことが記される。組頭前田又六ほかの3名が大組分の封印を解き¹⁹²、羽書三役はこれを三方会合所へ持ち帰った。

続いて、39組の責任者らによる開封手続きに移行するが、三方会合所に参集する日程連絡は、大組と小組に分け、年行事から行われた。組ごとの開封日程等を一覧にしたのが【表6】である。これによれば、2月11日に大組のうち2組、21日に大組の残り4組が開封を実施し、3月5日と4月2日の2回に分けて小組33組が開封している。この開封日程は、表判の摺立の順番を表している。2月12日から3月5日ごろまでの間は、大組6組の表判を用いて、一匁札（合計6,550両）が集中的に摺立てられた。それが終わったところで、小組33組の表判を用いた摺立に移り、一匁札・五分札・三分札・二分札（合計13,650両）が5月21日までの2カ月半程度をかけて摺られた。

表判の開封は何度かに分けられたが、一度に開封した組々の表判摺立が終わるごとに、

¹⁹² この際に、山田奉行所の役人から、町々へ摺立の開始とそれに伴う非常時の人足の手当てについて触れ（前述）を出すように、触書2通が三方年寄へ手渡された。

摺りの現場を管理している仕拵請負人は摺りの状態を調査¹⁹³し（前述【史料6】）、その中から一部を抽出して、羽書三役に引き渡して検査を受けた。特に不備が目立つと、羽書三役がさらに調べたうえ、必要に応じて仕拵請負人に摺り直しのために紙拵を追加的に行うように命じることもあった。開封した組の表判に摺り損じがなくなった段階で、年行事が次の組々の表判開封に着手する段取りを踏み、摺りの質の確認と進捗管理が図られた。

因みに、前節で述べた紙拵工程において、1月21日に作業を開始した当初は白紙のみを対象に53束の調製を行い、それが終了した後、2月12日に青・赤・黄の色紙の調製に着手したことを述べた。表判摺立の手順と合わせてみると、大組6組分の一匁札を摺るのに必要な白紙を最初に準備していたことがわかる。「紙拵—表判摺立」の工程間における紙などの授受は、職人らの雇用・労務管理を担った仕拵請負人の管理下にあったため、年行事・取締役が記した執務記録には詳細が記述はみられないが、これまでの分析を通じ、「漉立—紙拵—摺立」の工程間で、段階を追って流れ作業として、計画的に実施されていたことがわかる。

表判摺立が終了した羽書券面は、順次裏判摺立に渡されていったが、140万枚分の確認¹⁹⁴は時間を要したとみられ、5月21日に摺立が終了した後も6月11日から13日まで集中的に確認作業が実施されたことが記される。その際には、年行事（4名）・取締役（6名）が全員が関与し、羽書請負人佐兵衛・武兵衛の2名、判摺職人のうち裏判を担当する4名方の総勢12名で数量を確認し、裏判摺立の作業に引き渡された。

このように、羽書摺立場の監視にあっていた年行事・取締役は、素材や中間生産物の数量を把握しながら進捗を把握し、逐次山田奉行所に出向いて進捗状況を報告していた。もっとも、山田奉行所はかかる報告があがってくるのを待っていただけでなく、大組が所持する表判の封印・開封といった保管実務に山田奉行所の役人が関与することで、山田奉行所役人が進捗状況の節目を必ず把握・管理することができる仕組みが工程内に組み込まれていた。

（4）裏判摺立

「裏判」を用いて羽書の裏面を摺る裏判摺立は表判摺立が終了する目処がたったところで実施された。その期間は、1816(文化13)年5月11日から10月19日までの約半年にわたるが、先に触れたように、実働日数は34日であった。

摺立の実務は表判摺立と同じ技術を持った「判摺」職人によって行われたが、以下の4点で表判摺立と異なっていた。第一は、摺立に用いる裏判は、新規に調達された4面を使用したこと、第二は、山田奉行所役人の出役のもとで行われたこと、第三は、同じ組内でも、裏判を摺る実施日が分割されることが多い（前掲【表6】）こと、第四は、この裏判摺

¹⁹³ 『文化十三丙子年引留』には仕拵請負人の実務内容は記載されていないが、摺りの状態調査（「判撰」）は、仕拵請負人が羽書三役へ提出した請書の一項目である。

¹⁹⁴ 摺立てた羽書の数量は、「摺立員数書上帳」に記され、山田奉行所に製造工程終了時に提出された。この書上帳の原本の所在は現段階では確認できていない。

立をもって券面は完成し、発行に至るまでの収納・保管実務を伴ったことである。ここでは、この4点に着目し、裏判摺立に関与した人々の実務について分析する。

まず、裏判の新規調達についてみる。図柄を七福神のいずれにするかは、新羽書の製造に取りかかる山田奉行所意思決定の段階で決定していた¹⁹⁵。裏判の彫刻を依頼する段取りは、文化13年早々に羽書三役の間で本格化しており、漉立の発注と同様、山田奉行所からの伝達を受けた直後から準備にとりかかったとみられる。1月24日に、年行事谷兵部と取締役永野与兵衛が裏判4面の彫刻を発注するために京都に向かった。京都錦小路の細工人金屋善助（以下、善助という。）が彫刻を請負い、4面が3回に分けて三方会合所へ納品され、羽書三役から山田奉行所への提出がすべて終了したのは3月22日。この間、約2カ月を要している。この彫刻にあたり、どのような点が配意されたかを、以下の請負証文から知ることができる。

【史料9】¹⁹⁶

一、御下画福祿寿之像本黄揚木口判 四面

工料木代共壹面ニ付

七拾五匁

右は山田御表通用銀札え御用ひ被成候御板面にて、数多く御摺立之由故成丈深く淺え奇麗ニ彫上、御下絵之通筆数聊省略不仕細密を専一二仕、右四面共同様ニ相揃少しも板面模様不同無之様相仕立可申旨入御念被 仰付逐一承知仕御請合申上候、(中略) 勿論一切類判彫刻仕間敷候 (中略)

京寺町通錦小路上ル町

文化十三丙子年正月

細工人 金屋善助 印

丸太町通寺町西へ入町

請人 木爪屋久兵衛 印

勢州山田羽書方

御役人

谷 兵部殿

永野与兵衛殿

裏判に彫りこまれる図柄は福祿寿で、材質は黄楊（つげ）である。善助につてがある京都の絵師に下絵を描かせ¹⁹⁷、これに忠実に、細かい筆使いも一切省略せずに彫ることが求

¹⁹⁵ 『文化十三丙子年引留』には裏判の図柄選定に関する記述がみられない。これは、前年に山田奉行所が新羽書製造・発行の意思決定を行った際に検討されていたからと目される。因みに、『文政四辛巳年引留』および『文政十二己丑年引留』には、新羽書製造・発行の検討のために羽書三役から山田奉行所へ伺いをたてた段階で図柄の選択肢を提案し、意思決定は山田奉行が行ったことが記される。

¹⁹⁶ 『文化十三丙子年引留』2月17日の記事。

¹⁹⁷ 『文政四辛巳年引留』では、善助が裏判の彫刻を受注するに際し、下絵の恵比須像を西村仲和へ依頼して作成させ、年行事・取締役との間で事前調整を行った書状が写し取られている。『羽書摺立中諸事小入用帳』（貨幣博物館所蔵、請求番号4-1-A9-10）には、「裏判

められた。1面あたり35万枚を摺る見込みのため、磨滅等によって図柄が不鮮明にならないように、なるべく深く彫り込むことが条件とされた。4面ともに相違なく、小さな板に細かい線を深く彫り込むには高い技術が必要である。前述のとおり、善助へ依頼するようになる前は、地元の版木師安太郎らが請負っていた。安太郎の手間賃については「羽書百拾匁 大黒裏判三面」¹⁹⁸との記録がある。単純に比較するには慎重を要するものの、善助の請負証文に記される「老面ニ付七拾五匁」の水準は、一面あたりの手間賃としてみると倍近い。偽造対策強化の一環として高い工芸技術を求めたことが窺える。

偽造防止への配意は、請負証文の文言にもみられる。善助は類似の版木の彫刻の注文を一切受けないことを誓約しているほか、同様の版木の彫刻を注文する者があった場合には、依頼者の名前などの情報を年行事・取締役へ報告する扱いとされた。因みに、文政期以降の新羽書製造に際しても、裏判の彫刻は「金屋善助」を屋号とする細工師に依頼された。

年行事の谷および取締役の永野は、善助が裏判一面の彫刻を完成するまで京都に滞在した。これを受け取って自ら三方会合所へ持ち帰り、2月17日には、試し摺りを添えて山田奉行所に提出している。山田奉行らはその出来栄を確認したところで、山田奉行所内に保管された。摺立を実施するまでの保管場所が、表判は三方会合所、裏判は山田奉行所に分かれており、かかる分割保管は偽造対策の一環であると目される。表判について羽書三役の出納管理のもとに置かれたことは先に述べたが、裏判についてはさらに厳重な管理がなされ、羽書三役の指揮のみで摺立が完了しないように、山田奉行所の役人が保管・出納を担うことで、羽書三役に対してさえも牽制をはかる厳格な管理がなされていたことがわかる¹⁹⁹。

次に、裏判摺立をみてみよう。表判摺立の終了目処がたった5月11日に摺立を開始し、10月19日に終了したが、この期間中、作業が連日行われたわけではない。山田奉行所役人の出役可能な日程を事前に羽書三役が調整のうえ、裏判摺立の実施日を決めていた。一か月に5日程度連続で行うペースで、実働は34日であった。三役が立ち合ったが、なかでも取締役は全員が立ち合った。2万200両の製造総額を実働日数で割ると、1日あたり600両弱（枚数ベースで約4万1,000枚）の裏判摺立が実施された計算になる。

なお、裏判摺立期間中の9月26日に、山田奉行自身が三方会合所に出向き、作業場における実務を見分しており、山田奉行所関係者にとって重要な工程であったことがわかる。

史料によれば、山田奉行が裏判の摺りの出来栄を確認する機会を持っていた模様で、出来上がった羽書を実見した際に、摺りの状況が一様でなく、墨溜りが生じたりしている

京都板木師え申付候ニ付下絵取寄」と記される。前掲【表5】で示したように、製造費用の経理においても、裏判の彫刻代と下絵作成費は同じ勘定項目で経理されている。

¹⁹⁸ 『寛政以後山田羽書ニ関する書類一』。「山田銀札寛政改革と六人衆」には、寛政期以前の裏判の彫刻代が一面40匁であったとの記述がある。

¹⁹⁹ 日本銀行調査局[1975]116頁における、藩札の偽造対策に関する解説では、「版木は通例組立式とし、平素は役人または札元が分散して各自保管し、印刷にあたり持ち寄って組み立て」たとされる。この解説を勘案すると、山田羽書の表判・裏判の保管は山田奉行所の指揮のもと極めて厳重になされていたものといえる。

ことがわかると、図像の不鮮明さにより偽造羽書と見極めがつきにくくなる状況を懸念した。摺り職人らの仕事振りに入念さを求める指示が、用人松田清兵衛を通じて取締役古森善右衛門へ伝えられている²⁰⁰。山田奉行の関心の一つが偽造防止対策にあり、その要として裏判摺立を重視していたことが明らかである。

では、山田奉行所役人や取締役はどのような役目を担っていたのだろうか。(1)大組（一匁札のみ製造）、(2)小組（一匁札・五分札・三分札・二分札）それぞれの摺立の初日の事例を以下にあげて分析する。

【史料 10】²⁰¹

(1) 岩渕新組四拾人前之内壺番拾人

同組四番之内式人

都合拾式人前 裏判出来

但し い印之篋

(2) 中嶋徳田市兵衛組六人

二俣組弥蔵組八人前内六人

都合拾式人前 裏判出来

但し 壺番印之篋

大組・小組のいずれの場合も、一日に裏判を摺った数量は羽書株主「拾式人前」600両分（羽書株主1人あたり50両の羽書を製造する計算<1両=羽書64匁が前提²⁰²>）で、これが1箱に収納された。(1)(2)のような記述が、裏判摺立の完了まで続く。これをもとに、

【表 6】では裏判摺立実施日ごとに、収納箱番号を記載した。これによれば、大組分の箱は「い・ろ・は」順に「る」までの11箱、小組分の箱は「壺・式・三」の連続番号で「廿三」までの23箱あり、大組・小組の最終摺立分を収納した「る」（11人前：550両収納）と「廿三」箱（9人前：450両収納）を除き、1箱には600両の羽書が収納されており、その総合計は2万200両の総摺立高に合致する。「い・ろ・は」のかな番号が付された箱には一匁札（白色）のみ、「壺・式・三」の漢数字番号が付された箱には一匁札（白色）・五分札（青色）・三分札（赤色）・二分札（黄色）すべてが収納されていることが識別できた。

摺立が終了した羽書600両を箱に収納するときに、羽書三役・山田奉行所役人が立会い、その数量を確認のうえ封印が施された。奉行所から役人が出役したのは、裏判摺立の実施状況を監視するためだけでなく、出来上がった新羽書を山田奉行所が確認のうえ受領した形式をとり、発行までの間、保管責任を負う意味合いがあった。山田奉行所は、山田神

²⁰⁰ 『文化十三丙子年引留』7月18日の記事。

²⁰¹ 『文化十三丙子年引留』。(1)は5月11日の記事で、「今日より裏判摺立相始り候事」とある。(2)は5月13日の記事。

²⁰² 山田羽書の管理にあたり、幕府は公定相場金1両=銀60匁を採用していない。中井[1971]84~86頁では、明和五匁銀の通用相場を巡り勘定所と両替商の間で対立が生じた際に「金一両銀六十目に貨幣相場を固定させることは、もとより不可能」な事態に勘定所が直面していたことに言及している。寛政期に山田羽書に関する勘定報告を受ける勘定所役人が、中井氏が指摘するような状況認識にあった可能性が示唆される。

領から離れた海辺の小林村にあった。出来上がった新羽書を山田奉行所役人が確認するにしても、奉行所まで搬送するには盗難や雨天等による損傷のリスクが伴うだけでなく、続く市中への発行のために改めて搬送し直すことは効率も悪い。このため、出来上がった新羽書を山田奉行所へ搬送するのではなく、山田奉行所の役人が出役して実物を確認のうえ施封に關与し、三方会合所内で引き続き保管することで対応した。このように、素材、中間生産物、最終生産物としての山田羽書の保管場所はすべて三方会合所内にあったが、誰が施封に關与したかによって、出納管理や保管責任の所在の明確化が図られる仕組みがとられていたことがわかる。

裏判摺立は山田奉行所が最も関心を寄せた重要な実務であるが、『引留』における摺立・収納・保管に関する記述を見ると、「600両」といった金貨建てでの表記が淡々で行われており、羽書の枚数や額面の内訳等については一切記載されていない²⁰³。羽書の枚数やその金額の確認の段取りについて、山田奉行所関係者・羽書三役らの間で共通認識となっていたことが示唆される。額面が「匁・分」で表示される羽書について、収納の際に逐次金貨建てに換算を行うことは煩雑であるが、これをどのように効率的に行っていたのだろうか。この点について、史料に定かな記述はみられないが、筆者は、「1両＝羽書64匁」の換算レートと券面の色をもとに、羽書の額面と枚数を把握することによって、金貨建ての換算と羽書の数量管理が容易にできたと考える。

裏判摺立の後収納された600両の羽書について、先に引用した「大組」「小組」ごとに定められた製造枚数をもとに計算すると、大組分の箱には一匁札のみ38,400枚、小組分の箱には1匁札が36,000枚と五分札・三分札・二分札が各2,400枚収納されたことになる。一匁札64枚を束ねれば1両となることがわかっているならば、両換算は64枚ごとに小分けにしながら容易に行うことができる。小組の場合、額面別に枚数を把握するには手間がかかるようにみえるが、紙の色が額面別に異なっていたため、券面上の額面を読み取らずとも容易に識別することができた。かつ、赤・青・黄の札を3枚セットにすると、この額面合計が1匁となっており、このセットが64あれば1両に相当する。小羽書の製造枚数は同じであったため、小羽書の色と枚数さえ把握していれば、算盤を用いて金銀換算を行う必要はなかった。

【表6】を見ると、裏判摺立が終了した羽書600両を収納した箱が、市中への発行のため引替店へ引渡す単位として引き継がれたことがわかる。裏判摺立の作業日は、同一の組内であっても、複数日にばらつくケースが多いが、これは、一日に裏判を摺る作業量が羽書株主12人分（羽書600両）になるように調整し、実施計画がたてられたことを表す。表判摺立では、保管されてきた版木を開封した組ごとにまとめて摺る段取りがとられたが、裏判摺立では、同一の図柄の裏判をすべての券面に押判するため、組内で実施日が分割されても、摺立作業そのものには支障がなかったのだろう。また、表判摺立では、大組6組の作業がすべて終了してから、小組33組に移行していたのと異なり、裏判摺立では、大組・

²⁰³ 「600両」もしくは「羽書株十二人前」といった表記方法は、幕末期まで変わらない。

小組を織り交ぜながら実施されたことも特徴として指摘できる。続く市中発行実務において四額面の古羽書の引替請求に満遍なく対応できるように準備した様相が窺える。これらの点は、市中への発行の実務手順に絡むため、別稿において検証・考察する予定である。

最後に、裏判摺立終了後に行われた版木等の処理について簡単に触れておこう。【表7】に一覧にしたが、表判・裏判ともに、摺立が終了した直後に、職人らがアクセスできないように作業場から引き揚げ、保管された。不正な摺立を防止するためであるが、これは暫定的な扱いで、最終的な措置は、新羽書の製造・発行に関する一連の実務がすべて終了した直後、1817（文化14）年4月25日から28日にかけて行われた。表判については、次回の羽書製造のために三方会合所に収納・保管する必要があり、摺立開始前に搬出・開封した段取りに即して、羽書株主の組がそれぞれ三方会合所に参集し封印・搬入を実施した。その際には、表判の所持人、すなわち羽書株主に異動がないかを組の責任者との間で確認し、株主の異動がある場合には、羽書三役がこれを承認する手続きがとられた²⁰⁴。

版木の処理の中で留意しておきたいのは、裏判4面の扱いである。山田奉行所の役人が4月28日に出役した際に、裏判の彫りが施された表面を木挽きしたうえで、焼却された。先に述べたように、三方の管理下では、裏判の処分がなされないまま、増札に用いられた経緯がある。このような問題の発生を防止すべく、幕府による管理下では、裏判を焼き捨てることにより、製造工程における最後の偽造防止対策が施された²⁰⁵のである。

おわりに

本稿では、山田羽書の製造工程に焦点を絞り、幕府（勘定所・山田奉行所）による発行管理の実態について分析した。山田羽書の発行制度の変遷については多くの研究があり、『図録日本の貨幣6』（1975年）における論稿が最新の見解とされてきた。これまでの研究で最も重点を置いて分析されてきた論点の一つに1790（寛政2）年に実施された羽書改革によって、山田一帯の自治組織である三方の管理から幕府による直接管理に移行した際の管理体制の解明があった。しかし、当時は分析が依拠する史料に限りがあったため、この改革に至るまでの幕府関係者の姿勢やその変化、寛政期以降に管理の担い手となった山田奉行や羽書三役（三方・年行事・取締役）の役割分担や管理手法の特徴などについて、実態分析を深めることに制約が伴っていた。そこで、本稿では、貨幣博物館所蔵史料（2000<平成12>年に目録公開）や国立公文書館所蔵勘定所史料といった、従来参照されてこなかった一次史料と実物羽書を分析対象とし、先行研究で触れられてきた事柄に所要の補足・修正を加えながら、製造工程管理の実態把握を行った。

本稿では、幕府による製造工程管理の分析を二つの観点から行なった。第一は、寛政の

²⁰⁴ 羽書株主に異動がある場合は、その都度当事者・組頭らから羽書三役へ届出、その承認を受ける仕組みがとられていたが、製造を実施する過程で表判を開封・封印する際に、その所持者の異動を把握することは、実務を適切に行う上で不可欠であった。

²⁰⁵ 日本銀行調査局[1975]116頁。藩札の版木の多くは焼却処分されていた模様。

羽書改革実施までの経緯を分析することで、幕府による直接管理に移行するまでに山田奉行が直面していた課題を明らかにし、その克服のために山田奉行が羽書三役とどのような役割分担を行うこととしたかを解明することである。第二は、実際に、山田奉行・羽書三役がどのように羽書製造の工程管理を実現していたかについて実態を把握することである。分析の結果、以下の新たな事柄が明らかとなった。

寛政の羽書改革までの間、山田奉行は三方からの増札要望等に応じながら、山田羽書について間接的に取締る立場にあったが、三方との力関係に変化が生じた発端は、1736(元文元)年の元文の改鋳に際し、金貨の増歩(65%)に合わせて、羽書の数量を増やし、「文金羽書」の製造・発行を行ったことにある。三方は、増札した羽書の消却に必要な資金(「羽書引金」)を自己資金で賄えず、一時的には借入で対応したものの、その返済財源の捻出に窮して山田奉行に支援措置を求めるようになった。これに対し、山田奉行は三方を支援する姿勢をとり、1743(寛保3)年には山田奉行所所管資金の運用を三方に認め、その利益を返済財源に充当させることとしたが、他の資金と抱き合わせた貸付が実施され、明和期にはその回収が危ぶまれる事態が顕現化した。元文期の増札の後処理の負担が大きかったことが示唆されるが、かかる実情が幕府関係者に明確に認識されたのは、上記貸付の回収策を1768(明和5)年に勘定所に諮った際である。勘定所の意思決定を受けた山田奉行は、以後、三方の動向について監視姿勢を強めることとなった。

このように、元文期の増札は三方をはじめ羽書関係者に混乱を惹起したことに対処すべく、1740(元文5)年に山田羽書の制度改革が行われた。増札を恒常化するのではなく、旧来どおり製造・発行高を2万200両とすることを規定し、7年ごとに新たな羽書を製造して一斉に古羽書と引替、羽書裏面の図柄(裏判)を変更する等、製造実務に踏み込んだルールが提示されたことが知られるが、三方の管理の下では、この実効が挙がっていなかったことが明らかとなった。たとえば、1770(明和7)年の羽書の製造以後、7年ごとに裏判を変更し、新古羽書の引替を羽書屋が一斉に実施した形跡はみられない。また、羽書屋は山田奉行の許諾なしに多額の増札を行っていたが、その数量等を三方は把握できない管理状況にあった。これは、山田羽書の製造費用を羽書屋が個々に負担し、自邸内で製造する体制がとられていたことに起因したことから、1786(天明6)年に、三方は製造費用を拠出し、三方会合所内で製造を集中実施するように変更した。発行益取得の機会を失った羽書屋の中には、羽書株を三方等に引渡すものも多数生じたことかた、三方のとった方策が、製造・発行管理の安定・改善に即座につながったとはいえないが、その考え方や手法の中には、幕府による寛政の羽書改革後の管理手法に引き継がれたものもあった。

幕府による直接管理に移行した後の羽書管理は、山田奉行と羽書三役がその役割分担に沿って遂行された。山田奉行は、製造実施過程の実施・終了に至るまでの意思決定を行い、製造費用について勘定所と調整し、その実績を報告する立場にあった。奉行による意思決定内容は製造工程の進捗や偽造防止対策にも及んだ。また、羽書三役から進捗報告を受けるだけでなく、奉行自身が製造場を実地見分し、完成した山田羽書の収納などに奉行所役

人が出役することで、実務を直接把握できる機会が、製造工程に組み込まれていたことが、寛政期以前との違いであった。もっとも、各山田奉行の在任期間中に新羽書の製造が実施されることは1回程度であるため、三方や羽書屋の纏め役である年行事を管理の一翼に組み込むことで、奉行所は彼らのノウハウを活用した。三方は製造工程実施に関する山田領内の町々や領外への連絡・調整にあたり、製造場所には三方の執務役所である三方会合所が用いられた。年行事は、羽書屋との連絡調整にあたり、製造実務に関する知見をもって機能することが期待された。これに対し、新たに商人6名が任命された取締役は、經理に関与したが、これは寛政期以前にはなかった管理手法である。取締役の具体的な役割は、山田奉行所から拠出される製造資金を預かって、その出納に関する記帳や証文の作成に一貫して携わり、山田奉行所経由で勘定所へ提出する帳簿を作成することであった。

新たな管理体制のもとで、改革直後から新羽書が製造されたが、その券面を見ると、寸法や用紙の色、印刷された情報内容といった形態については、明和期頃のものから寛政期以降も引き継がれ、幕末まで変化しなかったことが今回確認できた。また、改革前に羽書屋が用いていた版木を集め、繰り返し使用したが、404名の羽書屋のうち、過半が改革の時点で製造権利（羽書株）を手放していたことが判明した。羽書屋が編成する組の構成員がすべて離脱していた6組131名分については三方関係者が版木を一括して管理する状態にあった。このため、寛政の羽書改革の時点で三方関係者が版木を一括管理する組を「大組」とし、残りを「小組」とする区分が明確化された。この組編成にあたっては、版木の所在を把握し、その出納管理の方法や、組ごとに製造する羽書の種類や数量の分担といった製造手順が念頭に置かれ検討がなされた。

上記のように、寛政の羽書改革に際して、羽書券面の形態や版木の図柄については三方管理下での製造ノウハウが引き継がれた一方、山田奉行・羽書三役による一貫した進捗管理を、偽造防止に配慮しながら厳格に行うようになったことが変更点であった。2万200両相当の山田羽書（約140万枚）を製造する工程は、山田奉行の指揮・命令の下で開始・終了し、準備から經理面での事後処理に至るまで約2年に及んだ。その工程は、専用和紙の製造（漉立）、羽書用紙の加工・裁断（紙拵）、版木による券面の印刷（摺立）に分かれ、それぞれ専門技能をもった職人が実施して、流れ作業的に分業・協業が整齊となされていた。幕末に至るまで、前例となる記録を参照しながら製造工程は計画的に実施、管理された。羽書三役は三方会合所内のある製造場を監視し、和紙などの素材や版木などの道具、中間生産物や最終生産物である羽書の授受等の出納・保管状況をもとに進捗を把握していたが、工程の節目には山田奉行所に報告がなされた。また、山田奉行所から拠出される製造費用については、製造期間中すべて取締役によって經理され、最終的には『羽書仕拵勘定帳』として集計し、幕府に報告された。この帳簿を監査することを通じ、幕府は事後的に製造工程の適正さを把握することができるシステムとなっていた。經理は金貨建てで行われ、金銀換算レートは「1両＝羽書64匁」で金貨にリンクし固定されていた。帳簿上、羽書1匁は1/64両を意味し、山田羽書が金貨建ての計算単位として使用されていた点が注

目される。この背景として、当時の勘定所が、金貨の価値とリンクした計数銀貨を発行し、金貨と銀貨の統合を図る貨幣政策をとっていたことも関連していた7にち777と考えられる。

各工程内での職人による実務も計画的に実施され、偽造対策を含め厳格に管理されていた。たとえば、山田羽書に用いる専用の和紙の漉立は、名産地の一つ美濃に在住する出口新左衛門へ羽書三役から発注されたが、山田羽書の製造枚数に従って所要数量が見積もられ、紙漉の道具を貸与することで偽造防止が図られた。紙拵の工程では、2枚の和紙を貼り合わせて耐久性のある券面用紙が作られ、続く摺立の手順に合わせて、和紙の裁断が計画的に実施された。美濃から納品された和紙の出納や工程間での紙の授受は、羽書三役が出納管理し、数量を日々把握していた。羽書券面の印刷は、組の構成員ごとに摺り方が峻別されていた「表判」と、すべてに券面で共通の「裏判」に分けて実施された。「表判」については、見本摺り（『羽書手鑑』）が山田奉行所・羽書三役の手元に置かれ、流通羽書の真偽の識別にも用いられた。羽書の裏面に福神像を摺る「裏判摺立」は、奉行所の役人が必ず出役して厳重な監視下で実施され、すべての印刷が終了したところで「裏判」を焼却することで、偽造防止が図られた。完成した羽書は、一定金額（600両）ずつ箱に入れる際に、山田奉行所の役人が数量等を確認して施封に関与することで、山田奉行所が市中発行までの間の保管責任を負う体制をとった。

このように、寛政の羽書改革において、製造工程の実務遂行に対する一貫した管理体制を構築し、製造における不正や偽造のリスクを抑止したことが、山田羽書の信用維持に寄与したと考えられる。

山田羽書の発行・流通をいかに幕府が管理したか。その実態把握の端緒として、本稿では山田羽書の「一生」の最初にあたる製造工程に焦点を絞った。今後は、製造に続く、羽書の市中発行や兌換、羽書に関連する貸付等の実態把握を段階的に行っていく予定である。流通管理や貸付等の分析においては、対象とする時期の政治経済情勢の変化や物価動向の影響を受けて、折々に山田奉行所や勘定所が対処しなければならなかった課題を明確にしていく必要がある。幕府はどのような課題に対処しながら、山田羽書の信用を維持しようとしたのか。実態分析を重ねることを通じ、山田羽書を幕府が管理したことの貨幣政策における意義を明らかにしていくこととしたい。

参考文献

- 荒木三郎兵衛、『お札』、私家版、1968年
——、『藩札上巻』、私家版、1969年
天野雅敏・山田雄久、「ものづくりと技術—連続—」、宮本又郎・粕谷誠編著『講座・日本
経営史1 経営史・江戸の経験 1600～1882』、ミネルヴァ書房、2009年、135
～169頁
稲葉政満、「貨幣の歴史学 9 ささまざまな藩札—偽造防止の工夫—」、日本銀行情報サービス局
『にちぎん』No17、2009年、24～27頁
岩橋勝、「再び徳川後期の「銭遣い」について」、『三田学会雑誌』第74巻3号、1981年、
61～72頁
——、「貨幣の歴史学 8 ささまざまな藩札—江戸期藩札の流通実態—」、日本銀行情報サー
ビス局『にちぎん』No16、2008年、24～27頁
——、「近世の貨幣・信用」、桜井英治・中西聡編『新体系日本史 12 流通経済史』山川
出版社、2002年、431～469頁
宇治山田市役所編、『宇治山田市史上巻』、1929年
浦長瀬隆、『中近世日本貨幣流通史—取引手段の変化と要因—』、勁草書房、2001年
大久保隆・鹿野嘉昭、「貨幣学 (Numismatics) の歴史と今後の発展可能性について」、
『金融研究』第15巻第1号、1996年
大蔵省、『徳川理財会要』1883年編纂、瀧本誠一校閲、白東社、1932年
大蔵省、『大日本貨幣史第三巻』、1926年
河手龍海、「鳥取藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告 No1(62)、1987年
紀州古泉会編(檜木正巳監修)『三重県郷土資料叢書 99 集 紀州紙幣史の研究』、三重県郷土
資料刊行会、1985年
久留島浩、「支配をささえる人々」、久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁 5 支配をささ
える人々』吉川弘文館、2000年、1～20頁
国立史料館、『江戸時代の紙幣』、東京大学出版会、1993年
作道洋太郎、『近世日本貨幣史』、弘文堂、1758年
——、『近世封建社会の貨幣金融構造』、塙書房、1971年
——、「近世経済発展と藩札の発行—田谷博吉氏の見解に対する私見—」、『社会経済史
学』第48巻第2号、1～23頁
佐藤清一郎、『秋田貨幣史』、みしま書房、1972年
寿岳文章、『日本の紙』、吉川弘文館、1967年
斎藤修、『比較経済発展論—歴史的アプローチ—』、岩波書店、2008年
鎮目雅人、「江戸期日本の決済システム—貨幣、信用、商人、両替商の機能を中心に—」、『国民
経済雑誌』第157巻第5号、2008年、52～72頁
新保博、「藩札についての一考察—徳川時代の信用制度との関連において—」、『神戸大学・
経済学研究』年報第19巻、1972年、1～37頁
——・斎藤修、「概説 十九世紀へ」、新保博・斎藤修編『日本経済史 2 近代成長の
胎動』、岩波書店、1989年、1～66頁
鈴木公雄、『出土銭貨の研究』、東京大学出版会、1999年
鈴木俊三郎、「金座考」、塚本豊次郎『日本貨幣史』別編、1923年

- 鈴木ゆり子、「醤油醸造業における雇用労働」、林玲子編『醤油醸造業史の研究』、吉川弘文館、1990年、131～196頁
- 妹尾守雄、「山田羽書流通上の諸問題について」、『社会経済史学』第37巻第2号、1971年、23～41頁
- 、「藩札と私札の経済史的意義」、『上智経済論集』第21巻第2・3合併号、1975年、58～78頁
- 、「わが国紙幣制度の源流について—とくに伊勢国山田羽書三百年の歩み—」、日本銀行調査局『調査月報』昭和55年2月号、1980年、1～12頁
- 竹内誠、『寛政改革の研究』、吉川弘文館、2009年
- 田代和生・松田隆行・田原昇・藤井典子、「銭幣館古文書の伝存と構造」、『日本銀行所蔵銭幣館古文書目録』、日本銀行金融研究所、2000年、1～19頁
- 田谷博吉、『近世銀座の研究』、吉川弘文館、1963年
- 、「藩札—江戸時代の紙幣—」、『阪南論集 社会科学編』第17巻第4号、1982年、19～21頁
- 、「近世日本の紙幣」、『阪南論集 社会科学編』第25巻第1・2・3号、1989年、121～134頁
- 鶴岡美枝子、「紙幣」、『日本史小百科 貨幣』、東京堂出版、1999年、122～148頁
- 東京市編、『徳川時代の金座』、1961年
- トマス・C・スミス（大島真理夫訳）『日本社会史における伝統と創造—工業化の内在的諸要因 1750-1920年—』、ミネルヴァ書房、2002年
- 中井信彦、『転換期幕藩制の研究—宝暦・天明期の経済政策と商品流通—』、塙書房、1971年
- 名塩会編著、『名塩史』、西宮市、1990年
- 日本銀行金融研究所、「ワークショップ『藩札の紙質・印刷技法について』の模様」、『金融研究』第16巻第1号、1997年、49～65頁
- 、「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」報告書、『金融研究』第23巻法律特集号、1～116頁
- 日本銀行金融研究所貨幣博物館編、『水戸鑄銭座史料(1)—明和・安永期鑄銭願主小澤九郎兵衛の記録—』、2004年
- 、『山田羽書関係史料(1)—寛政期羽書改革の記録—』、2008年
- 、『山田羽書関係史料(2)—文政期溜羽書の記録—』、2010年
- 日本銀行調査局編（土屋喬雄・山口和雄監修）『図録日本の貨幣6 近世信用貨幣の発達(2)』東洋経済新報社、1975年
- 原田判彦編、『日本都市生活史料集成九 門前町篇』、三一書房、1977年、466～495頁
- 藤井典子、『明和期水戸鑄銭座の経営—組織と労働工程を中心に—』、『社会経済史学』第72巻第2号、2006年、49～71頁
- 藤田貞一郎、「紀州藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告 No2(62)、1989年
- 古川哲男、『村岡藩札考』、私家版、1998年
- 堀江保蔵「山田羽書の寛政改革に就いて」、『経済史研究』第3号、1930年、112～130頁
- 本庄栄治郎、「徳川幕府と紙幣の発行」、『経済論叢』第30巻第1号、1930年、210～225頁

- 、「江戸銀座金札について」、『経済史研究』第3号、1930年、32～49頁
- 増田勝彦・大川昭典・稲葉政満、「藩札料紙について（受託研究報告第69号）」、『保存科学』第37号、2007年、84～98頁
- 三重県、『三重県史』、1964年
- 三重県、『三重県史 資料編 近世2』、2003年
- 三井高陽、「勢州松坂に於ける銀札の沿革（上）」、『三田学会雑誌』第18巻第3号、1924年、141～150頁
- 三井文庫、『三井事業史 本篇第一巻』、1980年
- 宮本又郎、「市場と企業」、宮本又郎・粕谷誠編著『講座・日本経営史1 経営史・江戸の経験 1600～1882』、ミネルヴァ書房、2009年、49～83頁
- 武藤和夫、『日本貨幣法制史—日本に於ける貨幣の発達・特に三重県に於ける藩札及び私札の研究—』、三重大学法制史学会刊、1956年
- 山口和雄、『貨幣の語る日本の歴史』、そしえて、1979年
- 、「藩札史の地域別考察」、『流通の経営史—貨幣・金融と運輸・貿易』日本経営研究所、1989年、73～102頁
- 横井時冬、「羽書考」、『史学雑誌』第15編第9号、1904年、1004～1012頁
- Catherine Eagleton and Jonathan Williams, *Money: A History*, The British Museum Press, 2007



【図1】山田羽書 1790(寛政2)年

表

裏

(貨幣博物館所蔵)



【図2】『羽書手鑑小組之分』 1791(寛政3)年

(貨幣博物館所蔵)

【表1】 寛政の羽書改革に至るまでの主な事柄

年	事柄
1631(寛永8)年	山田奉行・花房志摩守の頃から、三方会合が管理している山田羽書について、山田奉行が間接的に取り締る体制をとり始める。
1668(寛文8)年	羽書関係者が協議し、山田羽書について「此羽書以六拾四匁金壹兩相渡可申候」の文言を券面に表示。
1698(元禄11)年頃	山田奉行所・長谷川周防守の頃、羽書屋の数は28組229人。
1707(宝永4)年	札遣い禁令が出された際に、山田奉行(長谷川周防守・佐野豊前守)が山田羽書の発行継続を願い出、老中から発行継続許可を受ける。
1711(正徳元)年～ 1717(享保2)年	三方から山田羽書の増札の申出を受け、山田奉行はこれを認める。 この頃の羽書屋の数は422人。
1719(享保4)年	「乾字金」の通用停止に伴い、「新金羽書」が発行される。旧羽書二匁相当額と新羽書一匁相当額との交換を実施。
1724(享保9)年	羽書屋の数は404人(以後、幕末まで不変)。
1736(元文元)年	元文金銀改鋳実施に際し「文金羽書」が発行され、金貨の増歩に即した増札がなされる。
1740(元文5)年	山田奉行・加藤飛騨守のもと、元文の羽書制度改革が実施される。
1754(宝暦4)年	三方は会合所名義での増札(羽書株30人前・1500両)を申出、山田奉行・水野甲斐守はこれを認める(寛政の羽書改革まで消却されず)。
1759(宝暦9)年	札遣い禁令が再度出された際に、山田奉行・水野甲斐守が山田羽書の発行継続を願い出、老中から継続許可を受ける。
1786(天明6)年	三方が製造費用を拠出し、三方会合所内で製造を実施する方法に変更。
1790(寛政2)年	年初より山田奉行・野一色兵庫頭は江戸へ参府。 12月に勘定所役人を伴って山田に戻り、三方の運営や山田羽書の管理について調査のうえ、羽書改革を実施。山田奉行は羽書三役を任命。 幕府が山田羽書の製造・発行・流通を直接管理する体制へ移行。 直ちに山田羽書の製造に着手。

典拠：『図録日本の貨幣6 近世信用貨幣の発達(2)』(1975年、東洋経済新報社)

【表2】山田羽書券面の形態・印判の状況(吹上組)

対象 貨幣博物館所蔵品

組	発行者名	発行年 (西暦)	裏判図柄	額面	寸法 (cm)	表判等の状況
吹上組	藤本勘兵衛	寛政・庚戌(1790)	大黒(真向)	2分	3.0×16.3	2分羽書の頭判に二本線加筆。 寛政期の判(頭判・異儀判・枕判・組判)を 文久期まで用いる。組判は組内共通。
	藤本勘兵衛	嘉永・戊申(1848)	毘沙門(右向)	1匁	2.9×16.3	
	藤本勘兵衛	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.4	
	慶徳主馬	文化・丙子(1816)	福祿寿	1匁	2.9×16.2	組判は組内共通。 発行者ごとに用いる頭判・異儀判等は、年代 を問わず同一。
	慶徳主馬	文政・庚寅(1820)	毘沙門(真向)	1匁	3.0×16.5	
	慶徳主馬	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.3	
	二見舎人	文化・甲子(1804)	毘沙門(真向)	2分	2.9×16.3	
	二見舎人	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.5	
	二見舎人	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	2分	2.9×16.6	
	熊鶴三郎左衛門	天保・壬寅(1842)	三面大黒	1匁	2.9×16.3	
	熊鶴三郎左衛門	嘉永・戊申(1848)	毘沙門(右向)	1匁	3.0×16.1	
	熊鶴三郎左衛門	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	3分	2.9×16.6	
	中井孫太夫	文化・甲子(1804)	毘沙門(真向)	3分	2.9×16.0	
	中井孫太夫	嘉永・戊申(1848)	毘沙門(右向)	2分	2.9×16.4	
	小田主殿	明和・庚寅(1770)	福祿寿	2分	2.9×16.3	同上。 明和期から文久期までの組判が同一。
	小田主殿	寛政・戊午(1798)	恵比寿	2分	2.9×16.3	
	小田主殿	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.8×16.3	
小田主殿	不明	不明	2分	2.9×16.0		
	(平均)	—	—	—	2.9×16.3	

注) 発行年は、羽書券面(裏)に摺りこまれた干支をもとにした(以下同様)。

山田羽書券面の形態・印判の状況(寛政期以前の羽書の所蔵が確認できる発行者の事例)

組	発行者名	発行年 (西暦)	裏判図柄	額面	寸法 (cm)	表判等の状況
宮後組	豊田主殿	宝暦・甲戌(1754)	三面大黒	1匁	2.9×16.4	宝暦期の判(頭判・異儀判・枕判等)を 天保期まで用いる。 組判(構成員名不変)は天保・安政期の2点 で共通。
	豊田主殿	明和・庚寅(1770)	福祿寿	1匁	2.9×16.2	
	豊田主殿	天保・丙申(1836)	福祿寿	2分	2.9×16.3	
	豊田主殿	安政・甲寅(1860)	福祿寿	1匁	2.9×16.4	
大世古組	松葉次郎太夫	明和・庚寅(1770)	福祿寿	1匁	3.0×16.3	明和期の判(組判・頭判・異儀判・枕判) を文久期まで用いる。
	松葉次郎太夫	寛政・戊午(1798)	恵比寿	2分	3.0×16.2	
	松葉次郎太夫	天保・壬寅(1842)	三面大黒	1匁	2.9×16.3	
	松葉次郎太夫	安政・甲寅(1860)	福祿寿	1匁	2.9×16.3	
	松葉次郎太夫	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	3分	3.0×16.2	
	(平均)	—	—	—	2.9×16.3	

山田羽書券面の形態・印判の状況(大組の事例)

組	発行者名	発行年 (西暦)	裏判図柄	額面	寸法 (cm)	表判等の状況
岩淵新後組 (大組)	中村権進	天保・丙申(1836)	福祿寿	1匁	2.8×16.5	天保・文久期の判(異儀判・枕判・組判)は 同一。組判は組内共通。
	中村権進	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.4	
	幸福嘉左衛門	安政・甲寅(1860)	福祿寿	1匁	3.0×16.5	組判は組内共通。
	馬瀬周蔵	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.4	組判は組内共通。
	村澤新五兵衛	明和・庚寅(1770)	福祿寿	1匁	3.0×16.3	組判は組内共通。
	村澤新五兵衛	文政・壬午(1822)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.0	明和期の組判が文久期まで用いられている。
	村澤新五兵衛	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.4	
	宇野源市	文久・癸亥(1863)	恵比寿(左向)	1匁	2.9×16.3	組判は組内共通。
	(平均)	—	—	—	2.9×16.4	

【表3】羽書株主の組編成と株主の異動

『羽書株四百四人御請印形帳』(1790<寛政2>年12月、貨幣博物館所蔵)

上組 203 人 組名 (株数)	大・小 組区分	うち、羽書株を譲り 受け株主となった者	過去の株主との関係	上組 203 人 組名 (株数)	大・小 組区分	うち、羽書株を譲り受 け株主となった者	過去の株主との関係				
中嶋組 (6)	小	徳田造酒	森嶋忠兵衛株引受	下中之郷組 (10)	小	龍山城	祓屋四郎右衛門株引受				
		喜多出雲	山端勘左衛門株引受			松木坂井大夫	清水庄兵衛株引受				
		長田庄右衛門	羽根三郎大夫株引受			松尾大夫	松尾次郎大夫株引受				
二俣組 (8)	小	羽根左近	喜早勘兵衛株引受			八日市場組 (6)	小	林周防	林伝大夫株引受		
		来田波路	杉田治左衛門株引受					松木坂井大夫	中川与兵衛株引受		
二俣組 (9)	小	羽根長門	志摩藤十郎株引受					八日市場組 (9)	小	堤大夫	斎藤庄右衛門株引受
		木田鞠負	浅田彦大夫株引受							慶徳雅楽	後藤安右衛門株引受
		中山縫殿	福嶋文大夫株引							為田兵大夫	為田儀右衛門株引受
二俣組 (10)	小	慶徳雅楽	吉沢十郎右衛門株引受					高柳組 (8)	小	中川図書	河崎藤兵衛株引受
		羽根長門	白米源右衛門株引受	幸福内匠	松村長大夫株引受						
		辻村三郎右衛門	辻村市左衛門株引受	八日市場組 (9)	小	足代式部	高田彦大夫株引受				
		上部左衛門	鈴木三郎兵衛株引受			福嶋佐渡	中山縫殿株引受				
		中沢市大夫	中沢喜左衛門株引受	高柳組 (8)	小	福井貢	正住平右衛門株引受				
		上部左衛門	松尾徳左衛門株引受			津村三六大夫	野村勘解由株引受				
		村山数馬	弓場丈右衛門株引受			榎本鞠負	辻村五郎大夫株引受				
上中之郷組 (5)	小	藤井八郎大夫	杉山林大夫株引受	大世古組 (8)	小	幸田造酒	春木庄兵衛株引受				
		堤兵部	春木式部株引受			幸田造酒	山口角大夫株引受				
上中之郷組 (8)	小	黒瀬右兵衛	石松左近株引受	一之木組 (9)	小	龍安丸	桑原長兵衛株引受				
		橋村主膳	森田太郎兵衛株引受			松田長大夫	出口佐次兵衛株引受				
下中之郷組 (8)	小	廣田筑後	廣田喜左衛門株引受			下之久保組 (10)	小	豊田大夫	松田新右衛門株引受		
		橋村主殿	森田五郎左衛門株引受	村山数馬	小林清大夫株引受						
		堤大夫	榎間三大夫株引受	幸福内匠	根木谷弥三大夫株引受						
下中之郷組 (10)	小	久居喜右衛門	村松市郎兵衛株引受	丸井勘解由	小	丸井勘解由	丸井甚八株引受				
		上部左衛門	多氣九右衛門株引受			千茸勘解由	羽根石見株引受				
		鎧屋式部	坂田与次大夫株引受			久保倉但馬	福市味右衛門株引受				
下中之郷組 (10)	小	堤丹後	岸上五郎右衛門株引受			福嶋文大夫	福井長兵衛株引受				
		丸岡宗大夫	親井助大夫株引受			大主慶太郎	村田三大夫株引受				
下中之郷組 (10)	小	拓植喜大夫	金屋善左衛門株引受			久保倉但馬	杉村清大夫株引受				
		林周防	井田次郎右衛門株引受	幸福内匠	十四人前引受*						
		久保倉正親	松田甚兵衛株引受	三方当番(喜多左馬之助)	十人前引受*						
下中之郷組 (10)	小	久保倉正親	小嶋治部株引受	官後新組 (40)	大	足代縫殿	四十人前引受*				

【表3】羽書株主の組編成と株主の異動 (続)

下組 201 人 組名 (株数)	大・小 組区分	うち、羽書株を譲り 受け株主となった者	過去の株主との関係	下組 201 人 組名 (株数)	大・小 組区分	うち、羽書株を譲り受 け株主となった者	過去の株主との関係		
一志組 (10)	小	福井寅	多賀作大夫株引受	前野組 (9)	小	志毛井左大夫	福市多兵衛株引受		
		福井寅	橋本源大夫株引受			久保倉但馬	橋爪藤大夫株引受		
		杉村右膳	三谷主税株引受			西村八郎大夫	上野吉兵衛株引受		
館組 (6)	小	藤本八大夫	藤原宗三郎株引受			福本右京	福本助左衛門株引受		
		福井寅	藤井市郎大夫株引受			西本八郎大夫	福本善左衛門株引受		
		足代大夫	足代勘兵衛株引受			吹上組 (10)	小	豊田大夫	津田嘉右衛門株引受
森源内	谷一郎兵衛株引受	豊田大夫	藤本勘兵衛株引受						
福井美作	竹口利右衛門株引受	小倉修理	小倉主殿株引受						
宮後組 (10)	小	足代縫殿	加藤喜右衛門株引受	吹上組 (10)	小	孫福修理	小林佐次右衛門株引受		
		福井美作	竹口源兵衛株引受			小田作大夫	岩田作之丞株引受		
		足代式部	西村源右衛門株引受			山田大路数馬	奥山縫殿株引受		
		宮後組 (9)	小			長橋八大夫	船瀬次郎兵衛株引受	孫福修理	笠木善兵衛株引受
						堤長門	鈴木久右衛門株引受	孫福修理	孫福忠左衛門株引受
矢野造酒	辻武兵衛株引受			岩瀬組 (9)		小田権大夫	中倉七郎大夫株引受		
逐沼主殿	羽根兵部株引受	福井寅	家城久右衛門株引受						
福嶋豊後	伊良子十郎右衛門株引受	岡本組 (5)	小			小倉庄内	福本三右衛門株引受		
長橋八大夫	藤原葦八株引受			岡本組 (7)	小	中西要人	益善大夫株引受		
堤兵部	足代九郎右衛門株引受	久保倉正親	杉村三左衛門株引受						
宮後組 (10)	小	足代縫殿	足代七大夫株引受	一之木組 (8)	小	中西造酒	中西半右衛門株引受		
		福田石見	福井孫右衛門株引受			中西縫殿	粟野勘解由株引受		
		堤長門	丸井清大夫株引受			久保倉但馬	坂東兵衛株引受		
宮後組 (9)	小	深井静一郎	慶徳八左衛門株引受			藤井長大夫	松井久兵衛株引受		
		堤長門	遠山与次右衛門株引受			河崎組 (8)	小	三田市左近	三田市文次郎株引受
		三田市左近	高倉三郎兵衛株引受	堤大夫	御座伝大夫株引受				
堤長門	岩田彦右衛門株引受	堤長門	村松弁吾株引受						
前野組 (9)	小	榎倉鞆負	小野田市大夫株引受	木田鞆負	松本卯右衛門株引受				
		堤彦大夫	堤左門株引受	岩瀬新組 (40)	大			三田市少進	四十人前引受*
		高田喜大夫	福市又大夫株引受			久保倉豊前	十六人前引受*		
下馬所組 (5)	小	福田外記	中西数馬株引受			岩新後組 (11)	大	久保倉正親	十一人前引受*
		石井源大夫	柿本六右衛門株引受	以上 異動株数 合計 247					
		綿屋彦十郎	内海図書株引受						

注 「過去の株主との関係」欄における*については、典拠史料の記載のまま表記した。過去の株主名は史料に明記されていない。

【表4】

新羽書製造・発行の日程

< >内は主な実施場所

	1815(文化12)年			1816(文化13)年												1817(文化14)年							
	5月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	閏8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	11月	12月
奉行所布令(伝達・触書) <山田奉行所・三方会合所>	5/22 三役伺	11/13 奉行所、三役へ 羽書製造を申渡		2/8 羽書摺立開始・ 非常時人足募集の触書				5/19 新古羽書引替開始の (翌年3月末期限)											4/1 引替期限延長 (4/20までの触書)	5/6 羽書製造・発行事務終了 非常時人足解除の触書			
羽書製造(仕拵)																							
紙漉(漉立) <岐阜>	出口新左衛門へ発注			2/1 出口から紙初納品 (9回に分けて納品) 逐次紙拵場へ渡す	4/14 漉立紙最終納品			7/3 反古紙送返し 初回	8/6 8/16 閏8/27 9/26											12/16	2/10 3/12 3/23 4/28	反古紙送返し 最終回	
羽書用紙調製(紙拵) <三方会合所:紙拵場>				1/21 在庫紙開封・仕拵開始 (逐次摺立場へ渡す)										10/25 残紙員数調・土蔵納									
印刷(摺立)(表判摺立) (裏判摺立) <三方会合所:羽書摺立場>				2/8 表判(大組)奉行所開封	2/12 表判摺立開始	3/5 表判(小組)開封開始	5/21 表判摺立終了							9/26 奉行実地見分							4/25・28 使用済表判の封印・土蔵納		
	1/24 裏判彫刻発注 のため上京	2/16 裏判納品 (三方から奉行所へ届出)	3/6 3/22	5/11 裏判摺立開始 (実施日に奉行所役人出役:延べ34回)				10/19 裏判摺立終了 使用済裏判を封印													4/28 使用済裏判の焼捨		
羽書発行(新古羽書引替)																							
発行(新古羽書引替) <三方会合所・引替店>								5/20 引替店へ新羽書引渡し開始 古羽書の引替開始													3月末 引替期限	4/21 引替延長期終了	
古羽書消却(古羽書切捨) <三方会合所>								5/21 回収古羽書切捨初回					9/26 奉行実地見分 (実施日に奉行所役人出役:延べ21回)									4/28 古羽書切捨最終回)	
経理(勘定) <三方会合所>				2/8 奉行所から仕拵入用金下げ渡し(以後4回)	3/22	5/29 出口新左衛門へ紙代金支払い															4/1 新古羽書引替 集計(奉行所報告)等を奉行所へ提出	5/13 羽書仕拵勘定帳	11/15 羽書反古代金 奉行所へ上納

典拠 『山田羽書書留』『文化十三丙子年引留』『文化十四丁丑年引留』(貨幣博物館所蔵)

【表5】山田羽書製造費用の経理 -1817（文化14）年勘定所提出帳簿の内容一

項目名	金額	数量	参考
①「仕拵」			
白紙	143 両と羽書 4 匁 2 分	153 束 8 帖 43 枚余	使用総数から前回調達分在庫を控除。1 束 59 匁 5 分で換算。
色紙	19 両 3 歩と羽書 1 匁 7 分	16 束 8 帖 38 枚	使用総数から前回調達分在庫を控除。1 束 75 匁で換算。
糊合打裁手間代	66 両 3 歩と羽書 2 匁	羽書株 404 人分	羽書株 1 人当り 10 匁 5 分。 1 両=羽書 64 匁で金貨換算。
判形摺立手間代	111 両と羽書 6 匁 4 分	羽書株 404 人分	羽書株 1 人当り 17 匁 6 分。 1 両=羽書 64 匁で金貨換算。
白紙（余紙）	2 両 2 歩と羽書 1 匁 7 分	2 束 8 帖 42 枚余	1 束:59 匁 5 分で換算。
白紙（裁損・摺損）	3 歩と羽書 8 匁 3 分 2 厘	9 帖 23 枚余	1 束 59 匁 5 分で換算
色紙（余紙）	2 歩と羽書 11 匁 8 分 7 厘 5 毛	5 帖 42 枚余	1 束 75 匁で換算。
色紙（裁損・摺損）	1 歩と羽書 7 匁 1 分 7 厘 5 毛	3 帖 4 枚余	1 束 75 匁で換算。
福祿寿裏判彫刻代	5 両 1 歩と羽書 11 匁 3 分 2 厘	—	裏判（4 面）彫刻代と下絵代。
簀木手直し賃	48 匁 7 分（ママ）	—	—
摺立中諸事小入用	5 両 1 歩と羽書 13 匁 2 分 2 厘	—	物品購入費や、飛脚代等。
京との往来諸入用	3 両 3 歩と羽書 8 匁 3 分 9 厘	4 人分 日数 12 日	旅籠代 200 文、昼遣代 100 文。
①□小計	364 両 1 歩と羽書 7 匁		
②「羽書紙勘定」			
白紙	23 両 1 歩と羽書 3 匁 1 分 9 厘	25 束 31 枚	次回製造時まで保管する在庫。 1 束:59 匁 5 分で換算。
色紙	9 両 3 歩と羽書 6 分	8 束 3 帖 14 枚	次回製造時まで保管する在庫。 1 束:75 匁で換算。
②小計	33 両と羽書 3 匁 7 分 9 厘		
「惣入用金高」	393 両 1 歩と		
(① + ②)	羽書 10 匁 7 分 9 厘		

典拠 『羽書仕拵勘定帳』（貨幣博物館所蔵）

【表6】 羽書摺立における羽書株主所属組別作業状況

羽書組名(組頭名)	大・小組	表判開封日 文化年/月/日	裏判摺立実施日 文化年/月/日	裏判摺立終了 羽書収納箱番号	発行時の箱引渡 (奉行所→三役) 文化年/月/日
岩渕新組 一番	大組	13/2/11	13/5/11	い	13/5/20
岩渕新組 二番	大組	13/2/11	13/5/12	ろ	13/5/20
岩渕新組 三番	大組	13/2/11	13/5/15	は	13/5/23
岩渕新組 四番	大組	13/2/11	13/5/11・5/12・ 5/15・10/17	い・ろ・は・に	13/5/20・ 5/23・ 14/3/12
坂之世古新組	大組	13/2/11	13/5/16・ 10/17	は* (ほカ)・に	(13/6/3)・ 14/3/12
八日市場新組	大組	13/2/21	13/5/23・ 6/3	り・ぬ	特定できず・ 13/8/18
宮後新組 一番	大組	13/2/21	13/5/16	は* (ほカ)	(13/6/3)
宮後新組 二番	大組	13/2/21	13/5/17	へ	13/6/3
宮後新組 三番	大組	13/2/21	13/5/20	と	13/7/3
宮後新組 四番	大組	13/2/21	13/5/17・ 5/20・ 5/21	へ・と・ち	13/6/3・ 7/3
岩新組	大組	13/2/21	13/5/21・ 5/23	ち・り	13/7/3
岩新後組	大組	13/2/21	13/10/18	る	14/3/12
中嶋組 (徳田市兵衛)	小組(上組)	13/3/5	13/5/13	壱	13/5/23
二俣組 (来田弥蔵)	小組(上組)	13/3/5	13/5/13・ 5/14	壱・弐	13/5/23・ 特定できず
二俣組 (志摩藤十郎)	小組(上組)	13/3/5	13/5/14	弐	特定できず
二俣組 (白米源右衛門)	小組(上組)	13/3/5	13/5/14・ 6/4	弐・三	特定できず・ 13/6/7
上中之郷組 (辻市郎右衛門)	小組(上組)	13/3/5	13/6/4・ 6/5	三・四	13/6/7
上中之郷組 (廣田与三太夫)	小組(上組)	13/3/5	13/6/5	四	13/6/7
下中之郷組 (福嶋屋八郎右衛門)	小組(上組)	13/3/5	13/6/5・ 6/6	四・五	13/6/7・ 6/19
下中之郷組 (岡村左膳)	小組(上組)	13/3/5	13/6/6・ 6/7	五・六	13/6/19
下中之郷組 (堤長熊太夫)	小組(上組)	13/3/5	13/6/7・ 6/19	六・七	13/6/19・ 7/3
下中之郷組 (堤図書)	小組(上組)	13/3/5	13/6/19	七	13/7/3
八日市場組 (慶徳藤右衛門)	小組(上組)	13/3/5	13/7/3	八	13/8/18
八日市場組 (坂市左衛門)	小組(上組)	13/3/5	13/7/3・ 8/16	八・九	13/8/18
高柳組 (幸田源内)	小組(上組)	13/3/5	13/8/16	九	13/8/18
大世古組 (西村八郎兵衛)	小組(上組)	13/3/5	13/8/16・ 8/17	九・拾	13/8/18・ 閏 8/27
一之木組 (服部九兵衛)	小組(上組)	13/3/5	13/8/17・ 8/18	拾・拾壱	13/閏 8/27
下之久保組 (丸井甚八)	小組(上組)	13/3/5	13/8/18・ 閏 8/23	拾壱・拾弐	13/閏 8/27
船江組 (樋口庄兵衛)	小組(上組)	13/3/5	13/閏 8/23	拾弐	13/閏 8/27
一志組 (丸井甚左衛門)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/23・ 閏 8/24	拾弐・拾三	13/閏 8/27・ 9/26
館組 (桑原石大夫)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/24	拾三	13/9/26
宮後組 (足代勘兵衛)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/25	拾四	13/9/26
宮後組 (藤井九左衛門)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/25・ 閏 8/26	拾四・拾五	13/9/26
宮後組 (幸田孫兵衛)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/26・ 閏 8/27	拾五・拾六	13/12/16
宮後組 (豊田主殿)	小組(下組)	13/4/2	13/閏 8/27・ 9/24	拾六・拾壱* (拾七カ)	13/12/16
下馬所組** (中西清大夫)	小組(下組)	13/4/2	13/9/24	拾壱* (拾七カ)	(13/12/16)
下馬所組 (中西求馬)	小組(下組)	13/4/2	13/9/24・ 9/25	拾壱* (拾七カ)・ 拾八	(13/12/16)・ 14/2/10
前野組 (福市多兵衛)	小組(下組)	13/4/2	13/9/25	拾八	14/2/10
吹上組 (慶徳主馬)	小組(下組)	13/4/2	13/9/26	拾九	14/2/10
吹上組 (吉田彦左衛門)	小組(下組)	13/4/2	13/9/26・ 10/14	拾九・弐拾	14/2/10
岩渕組 (久保倉掃部)	小組(下組)	13/4/2	13/10/14・ 10/15	弐拾・弐拾壱	14/2/10
岡本組 (谷倉頼母)	小組(下組)	13/4/2	13/10/15	弐拾壱	14/2/10
岡本組 (上部作太夫)	小組(下組)	13/4/2	13/10/15・ 10/16	弐拾壱・ 廿弐	14/2/10・ 3/12
一之木組 (藤井長太夫)	小組(下組)	13/4/2	13/10/16・ 10/19	廿弐・ 廿三	14/3/12
河崎組 (加藤藤太夫)	小組(下組)	13/4/2	13/10/19	廿三	14/3/12

典拠 『文化十三丙子年引留』『文化十四丁丑年引留』(貨幣博物館所蔵)

*は、『文化十三丙子年引留』『文化十四丁丑年引留』の記載内容が前後関係からみて不自然なため誤記の可能性大。()内に筆者による修正内容を記載。

引渡日についても()を付した。

**組名等については『羽書株四百四人御請印形帳』(貨幣博物館所蔵、目録請求番号 4-1-A1-26)では「前野組」と表記されているが、『文化十三丙子年引留』の記述に従った。

【表 7】 羽書製造後の用紙・道具類の扱い

項目	作業時期	作業内容
紙漉用の 「簀木手」	1816(文化 13)年 4 月末 (漉立終了時)	貸与されていた簀木手 (20 組) を三方会合所へ返送。 三方会合所の土蔵に収納し、次回製造時まで保管。
残紙	1816(文化 13)年 10 月 25 日 (裏判摺立終了時)	裏判摺立終了直後に、残紙の数量を暫定的に把握。 取締役から山田奉行所へ報告。 残紙は、羽書三役の封印を施し、三方会合所の土蔵に収納。
	1817(文化 14)年 4 月末～ 5 月 (『羽書仕拵勘定帳』作成時)	残紙の数量を確認し、取締役が『羽書仕拵勘定帳』に記帳。 残紙には羽書三役の封印を施し、三方会合所の土蔵に収納、 次回製造時まで保管。
表判	1816(文化 13)年 10 月 25 日 (裏判摺立終了時)	表判を箱入れし、羽書三役の封印を施して、三方会合所の 土蔵に収納し、最終確認時まで保管。
	1817(文化 14)年 4 月 25 日 4 月 28 日 (新羽書製造・引替終了後)	羽書株主の属する組の責任者 (組頭) が三方会合所へ参集 して、所持する表判に封印を施したうえ、①小組分は羽書 三役が封印、②大組分は、山田奉行所役人が出役した際に 封印。三方会合所の土蔵に収納し、次回製造時まで保管。
裏判	1816(文化 13)年 10 月 25 日 頃 (裏判摺立終了時)	羽書三役が封印を施し、山田奉行所へ差し出す。
	1817(文化 14)年 4 月 28 日 (新羽書製造終了後)	山田奉行所役人から裏判を羽書三役が受取り、焼却。

典拠 『文化十三丙子年引留』『文化十四丁丑年引留』(貨幣博物館所蔵)